

ごみ処理基本計画

令和 6 年 5 月

川島町・桶川市

目 次

第 1 章	ごみ処理基本計画の概要	1
第 1 節	策定の趣旨	1
第 2 節	基本理念	2
第 3 節	計画の位置付け	3
第 4 節	計画の範囲	4
1.	計画対象区域	4
2.	計画対象廃棄物	4
3.	計画の期間・目標年度	4
第 2 章	計画策定の背景	5
第 1 節	市町の概況	5
1.	川島町	6
2.	桶川市	12
第 2 節	ごみ処理の現況及び課題	18
1.	川島町	18
2.	桶川市	45
第 3 節	ごみ処理行政等の動向	72
1.	関連法令等	72
2.	ごみ処理行政の動向	74
3.	ごみ処理技術の動向	78
第 3 章	ごみ処理基本計画	79
第 1 節	基本方針	79
第 2 節	ごみの排出量及び処理量の見込み	80
1.	川島町	80
2.	桶川市	90
第 3 節	ごみの排出抑制のための方策—減量化—	102
1.	川島町	102
2.	桶川市	111
第 4 節	ごみの排出抑制のための方策—資源化—	119
1.	川島町	119
2.	桶川市	123
第 5 節	ごみの種類及び分別の区分	126
1.	川島町	126
2.	桶川市	127
第 6 節	ごみ処理方法及び処理主体	128
1.	川島町	128

2.	桶川市	130
第7節	ごみ処理施設の整備	132
1.	川島町	132
2.	桶川市	132
3.	広域	132

第1章 ごみ処理基本計画の概要

第1節 策定の趣旨

国は、平成29年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を改正し、平成30年に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな取組目標を設定しています。

また、埼玉県は、令和3年3月に第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策と目標を設定しています。

さらに、川島町では平成27年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和3年2月に見直しを行い、桶川市では平成31年1月に「桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、各市町でごみの適正な処理を推進してきましたが、各市町のごみ処理施設の老朽化への対策や中長期的により効率的・安定的なごみ処理を目指し、令和5年4月に川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置し、ごみ処理の広域化に向けた協議を進めています。

このような状況を踏まえ、ごみの排出抑制、資源化、減量化及び処理の適正化等を推進するため、現状と課題を整理し、計画目標や具体的施策を提示するとともに、新たなごみ処理施設の整備に向けた基本的な考え方や方針を示す新ごみ処理施設整備基本構想の基礎資料とするため、新たなごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 基本理念

ごみによる環境負荷を低減させ、また、限りある資源を有効に使うためには、ごみとなりうる不要なものは受け取らない（リフューズ）、ごみを削減する（リデュース）、使えるものは繰り返し使う（リユース）、使用した後はごみとして処分せずに資源化する（リサイクル）の4Rの行動を推進することが重要です。

そこで、ごみの排出量削減・資源化に向けては、住民一人ひとりがこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、住民、事業者、行政が、それぞれの役割と協働の下に各種取組を進めていく、「4Rを意識した循環型社会の形成」を基本理念として定めます。

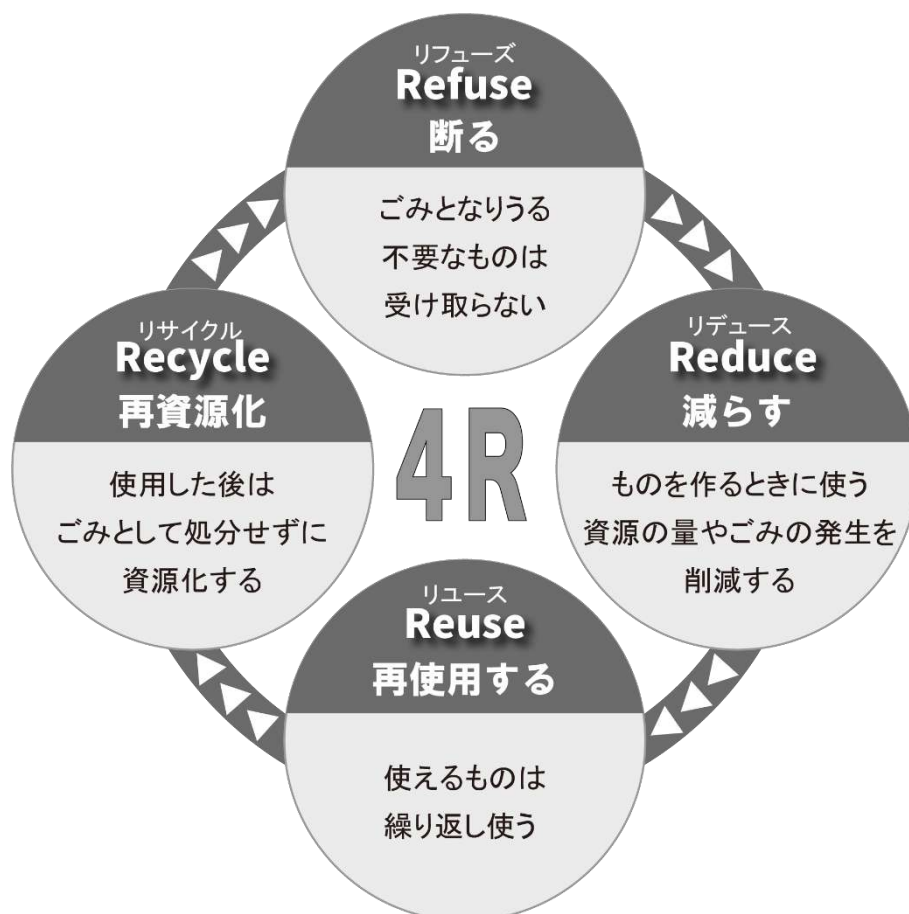
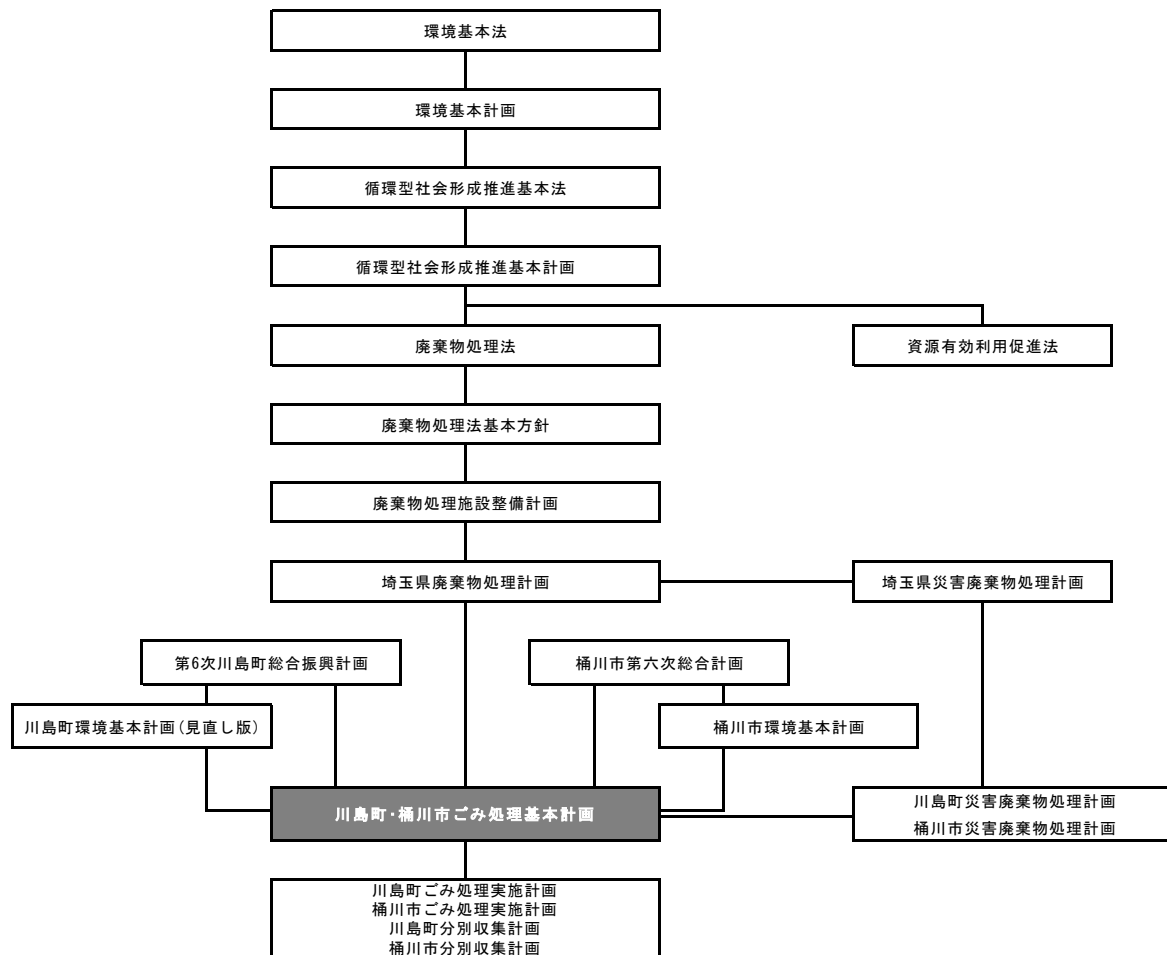


図 1-1 4Rを意識した循環型社会のイメージ

第3節 計画の位置付け

国や県の計画と本計画の関係は次のとおりです。本計画は両市町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。



※本計画は、国や県の関連する計画等を踏まえたものとしています。
 ※本計画の上位計画は、第6次川島町総合振興計画、桶川市第六次総合計画です。
 ※本計画に関連する計画は、川島町環境基本計画（見直し版）、桶川市環境基本計画、川島町災害廃棄物処理計画、桶川市災害廃棄物処理計画などです。

図 1-2 本計画の位置付け

第4節 計画の範囲

1. 計画対象区域

計画対象区域は、川島町と桶川市の行政区域内全域です。

2. 計画対象廃棄物

計画対象廃棄物は、計画対象区域内から発生するし尿・生活排水を除く一般廃棄物（生活系ごみ及び事業系ごみ）です。

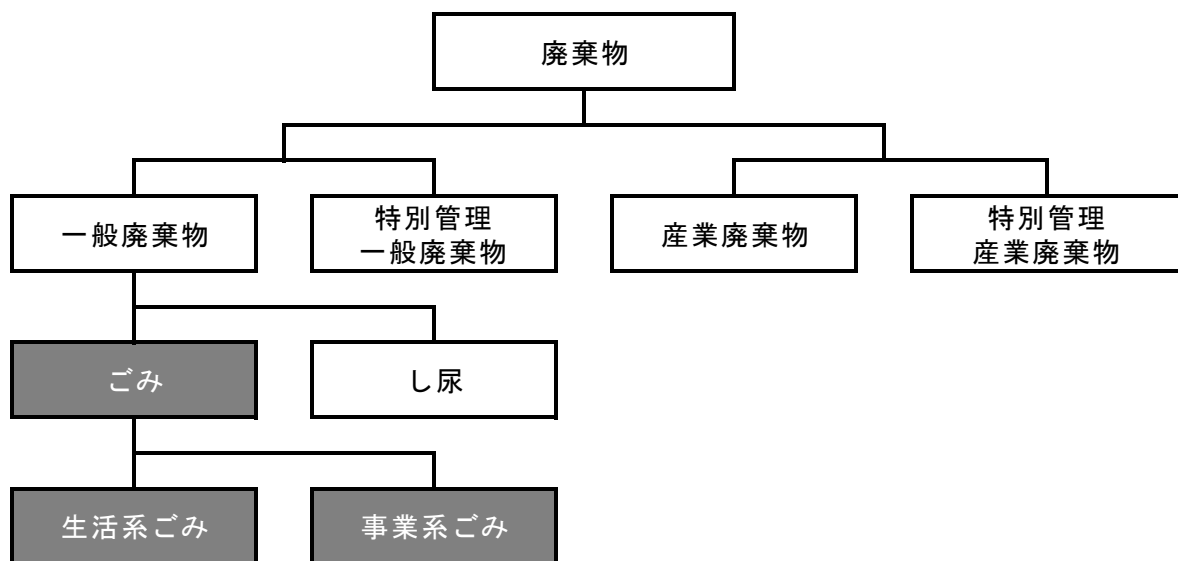


図 1-3 廃棄物の体系

3. 計画の期間・目標年度

本計画の期間は令和6年度を初年度とした15年間とし、計画目標年度は令和20年度です。

第2章 計画策定の背景

第1節 市町の概況

川島町及び桶川市は、埼玉県のほぼ中央に位置しています。北は東松山市・吉見町・北本市に、東は久喜市・蓮田市に、南は川越市・上尾市・伊奈町に、西は坂戸市に接しています。

川島町は昭和29年、中山・伊草・三保谷・出丸・八ツ保・小見野の6か村が合併し、川島村が誕生し、昭和47年11月3日に町制を施行しました。

桶川市は明治22年4月の町村制施行に伴い桶川町、加納村、川田谷村となり、昭和30年1月加納村と合併、同3月に川田谷村と合併、昭和31年4月に上尾町大字井戸木字後を編入、一部を分離して、昭和45年11月3日に市制を施行しました。

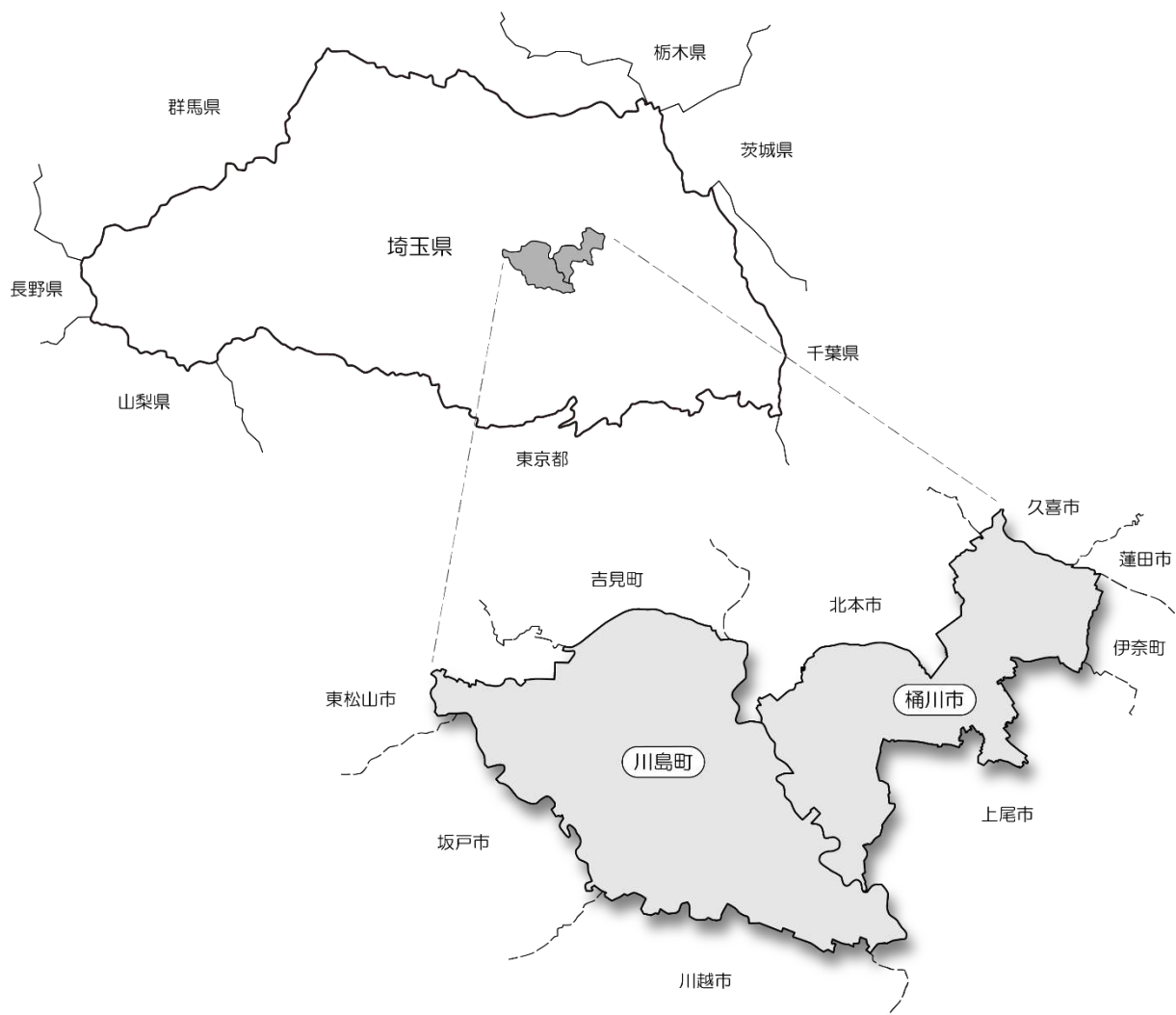


図 2-1 両市町の位置

1. 川島町

(1) 人口動態

川島町の人口は減少傾向にある一方、世帯数は微増傾向にあります。これにより世帯人口は、2.8人/戸から2.3人/戸へ減少しています。また、令和5年の年齢別人口において、男性と女性ともに、0～14歳の各年齢層の人口の平均は15～64歳の各年齢層の人口の平均より少なく、15～64歳の中では25～34歳の人口が少なくなっています。また、男性と女性ともに、70～74歳の人口が各年齢層の中で最も多くなっています。

表 2-1 川島町における人口、世帯人口の推移（平成26年～令和5年）

年	項目	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)
平成26年		21,538	7,830	2.8
平成27年		21,229	7,844	2.7
平成28年		21,028	7,907	2.7
平成29年		20,744	7,993	2.6
平成30年		20,545	8,075	2.5
令和元年		20,294	8,113	2.5
令和2年		19,952	8,068	2.5
令和3年		19,672	8,090	2.4
令和4年		19,345	8,089	2.4
令和5年		19,188	8,193	2.3

出典：埼玉県町（丁）字別人口調査

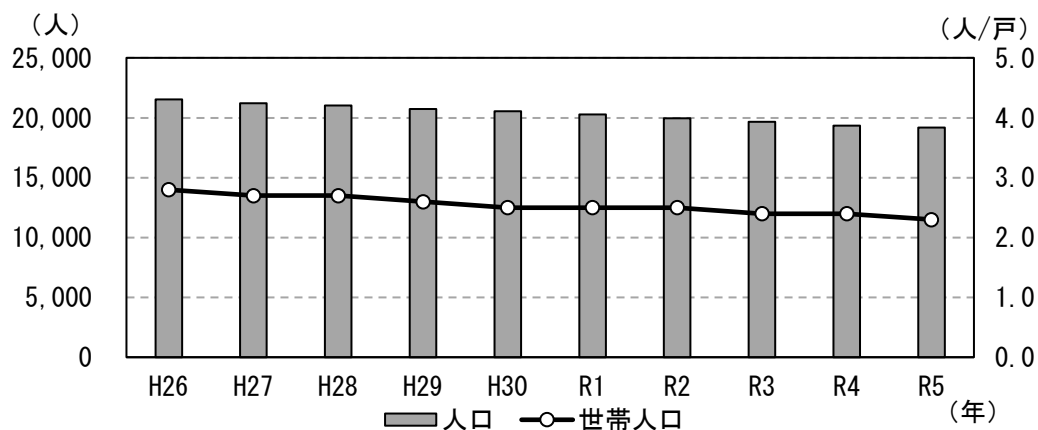


図 2-2 川島町における人口、世帯人口の推移（平成26年～令和5年）

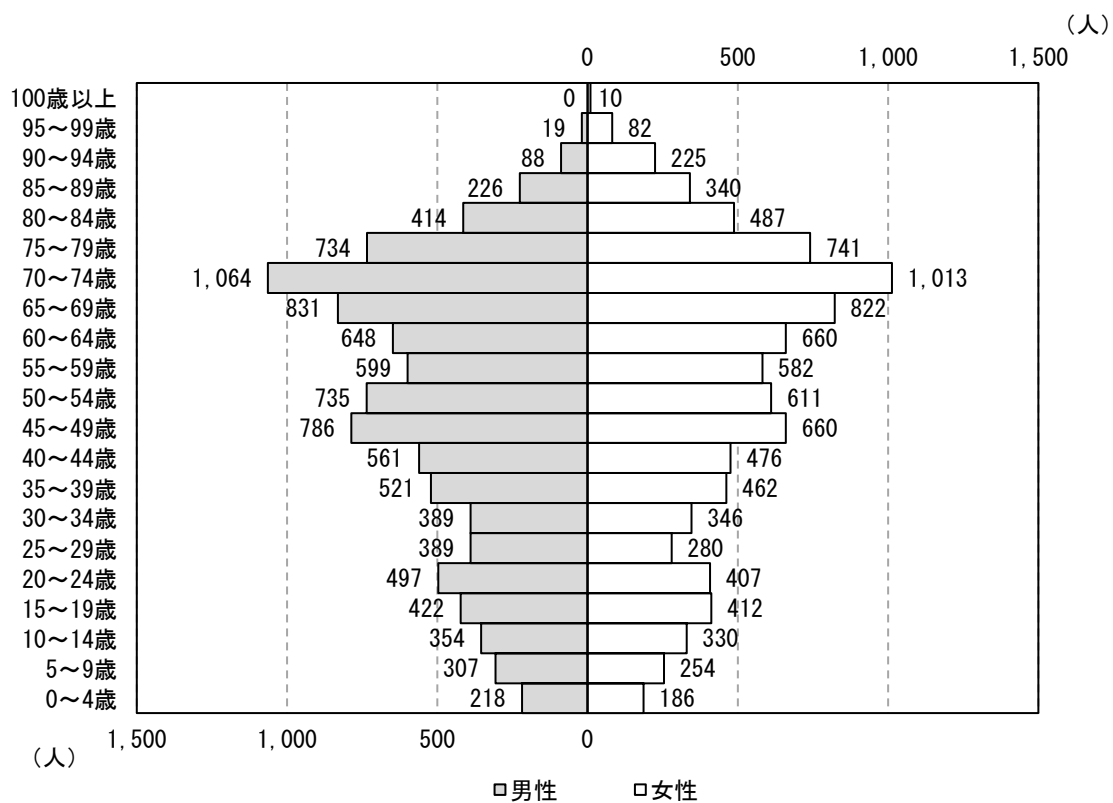


図 2-3 川島町の年齢別人口（令和5年）

(2) 産業動向

川島町の産業大分類別の就業者数は次のとおりです。第二次産業と第三次産業が同程度の割合を占めています。

表 2-2 川島町における産業別就業状況の推移

単位：人

区分	年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第一次産業		25	54	41	40	44
第二次産業		5,204	4,951	4,739	5,071	5,791
第三次産業		5,204	4,644	6,680	5,954	6,870
その他（公務）		175	－	167	－	219
合計		10,608	9,649	11,627	11,065	12,924

※平成24年及び平成28年は、公務以外対象

出典：経済センサス基礎調査・活動調査

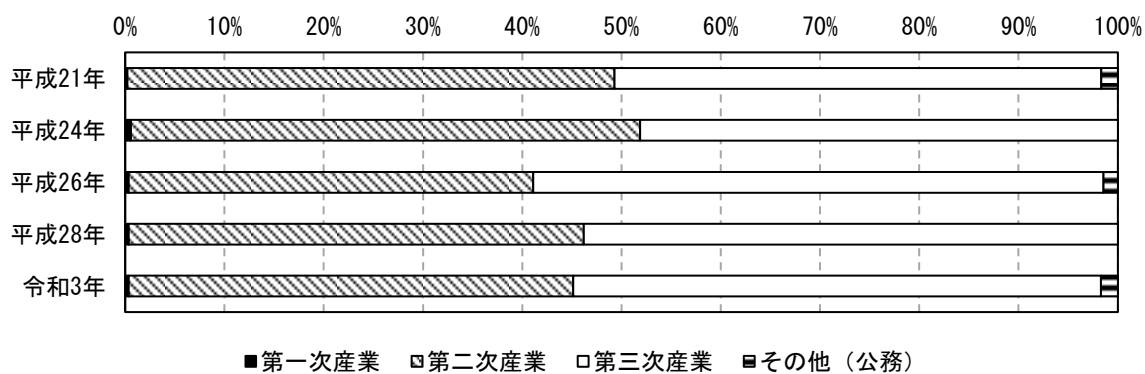


図 2-4 川島町における産業別就業状況の推移

(3) 土地利用状況

川島町における土地利用状況は次のとおりです。田や畑が多く、行政面積の過半数を占めています。

表 2-3 川島町における土地利用状況（令和3年）

単位：ha

行政面積	地目別面積							
	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
4,163.0	1,421.2	832.4	558.9	8.2	15.2	25.8	108.9	1,192.4

出典：埼玉県統計年鑑

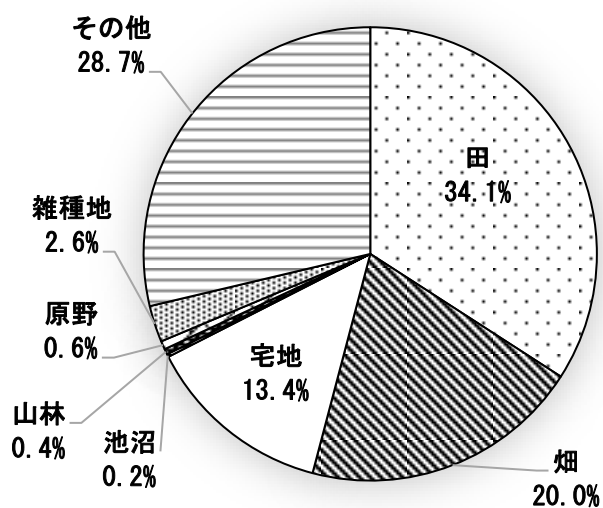


図 2-5 川島町における土地利用状況（令和3年）

(4) 他計画等との関係

① 第6次川島町総合振興計画

第6次川島町総合振興計画は、川島町の最上位計画であり、総合的かつ計画的な町政運営を図るための計画です。当該計画では、現状分析をもとに①まもる（未来に続く安全・安心な暮らしをまもる）、②つなぐ（未来に向けて人と人をつなぐ）、③つくる（未来へ輝く稼ぐ地域をつくる）、④そだてる（未来へはばたく人財をそだてる）を戦略目標として設定しています。

そのうち「ごみ処理適正化の推進」として、プラスチックごみの削減やごみの減量、再資源化をすることにより円滑な資源循環の実現を目指しています。

また、高齢社会の進展や自然災害等にも柔軟に対応できるよう、ごみ処理施設を整備することを目標としています。

② 川島町環境基本計画（見直し版）

川島町環境基本計画（見直し版）は、世界規模で地球温暖化対策への取組が推進されている中、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、望ましい環境像及び環境目標の実現に向けて、今後の環境政策を効果的に推進するための計画であり、①自然環境、②生活環境、③快適環境、④環境保全活動を当該計画の環境の対象としています。

そのうち、③快適環境「廃棄物、リサイクル」において、適正なごみ処理事業を推進し、環境への負荷の削減に努めることを目標としており、町の取組としてごみの減量化の推進、リサイクルと適正処理の推進を掲げています。

③ 川島町災害廃棄物処理計画

川島町災害廃棄物処理計画は、川島町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応策を示すとともに、川島町における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

当該計画では、災害廃棄物の処理においては、近隣市町村、関係機関との連携等により、既存処理施設による処理を進めることを基本としていますが、被災規模により、既存処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設や広域処理体制を検討することが示されています。

また、災害発生時には被災情報の把握、仮置場の確保・運営、生活ごみ等の収集・処理を迅速に実施し、災害廃棄物発生量を推計、被災状況も踏まえた処理スケジュールを作成していくことが示されています。

④ 川島町一般廃棄物処理実施計画

川島町一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理における基本的な事項について定める川島町一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めるものです。

ごみ処理については、該当年度のごみ処理量及び集団資源回収量の見込み

量、一般廃棄物の排出抑制のための方策、ごみの区分及び収集するごみの分別区分、ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項等について示されています。

⑤ 川島町分別収集計画（第10期）

川島町分別収集計画（第10期）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進によって最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することによって、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

当該計画では、一般廃棄物の中でも容器包装廃棄物を対象とし、住民・事業者の自発的な排出抑制及び資源化の促進、住民・事業者・町の交流と創意工夫に基づいた「廃棄物減量化・資源循環型社会」の構築の2つを基本的方向に掲げています。

また、容器包装廃棄物の分別収集の区分、排出量の現状と見込み量、排出抑制のための方策、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項についても示されています。

2. 桶川市

(1) 人口動態

桶川市の人口は減少傾向にある一方、世帯数は微増傾向にあります。これにより世帯人口が、2.5人/戸から2.2人/戸へ減少しています。また、令和5年の年齢別人口において、男性と女性ともに、0～14歳の各年齢層の人口の平均は15～64歳の各年齢層の人口の平均より少なく、15～64歳の中では15歳から54歳に向けて人口が増加傾向にあります。また、男性と女性ともに、各年齢層のうち45～54歳、70～79歳の人口が多くなっています。

表 2-4 桶川市における人口、世帯人口の推移（平成26年～令和5年）

年 \ 項目	人口 (人)	世帯数 (戸)	世帯人口 (人/戸)
平成26年	75,266	30,551	2.5
平成27年	75,207	30,854	2.4
平成28年	75,071	31,036	2.4
平成29年	75,266	31,517	2.4
平成30年	75,234	31,851	2.4
令和元年	75,408	32,344	2.3
令和2年	75,359	32,728	2.3
令和3年	75,202	33,144	2.3
令和4年	74,822	33,334	2.2
令和5年	74,680	33,729	2.2

出典：埼玉県町（丁）字別人口調査

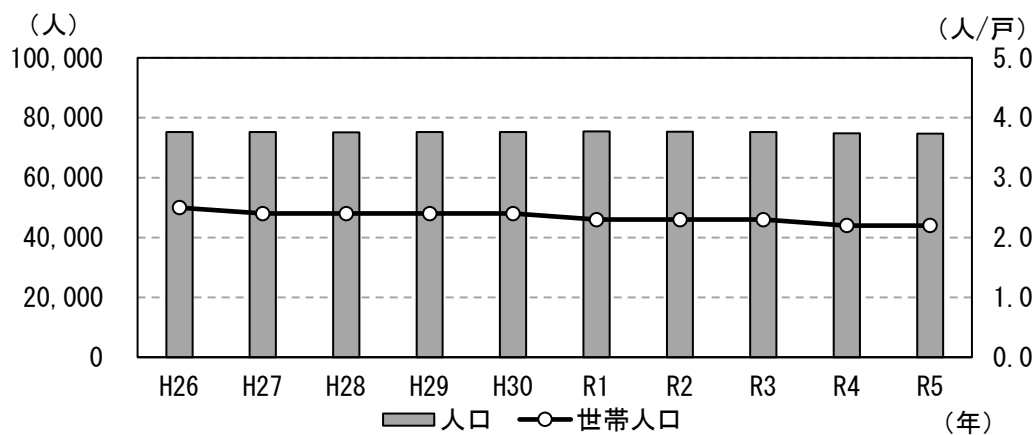


図 2-6 桶川市における人口、世帯人口の推移（平成26年～令和5年）

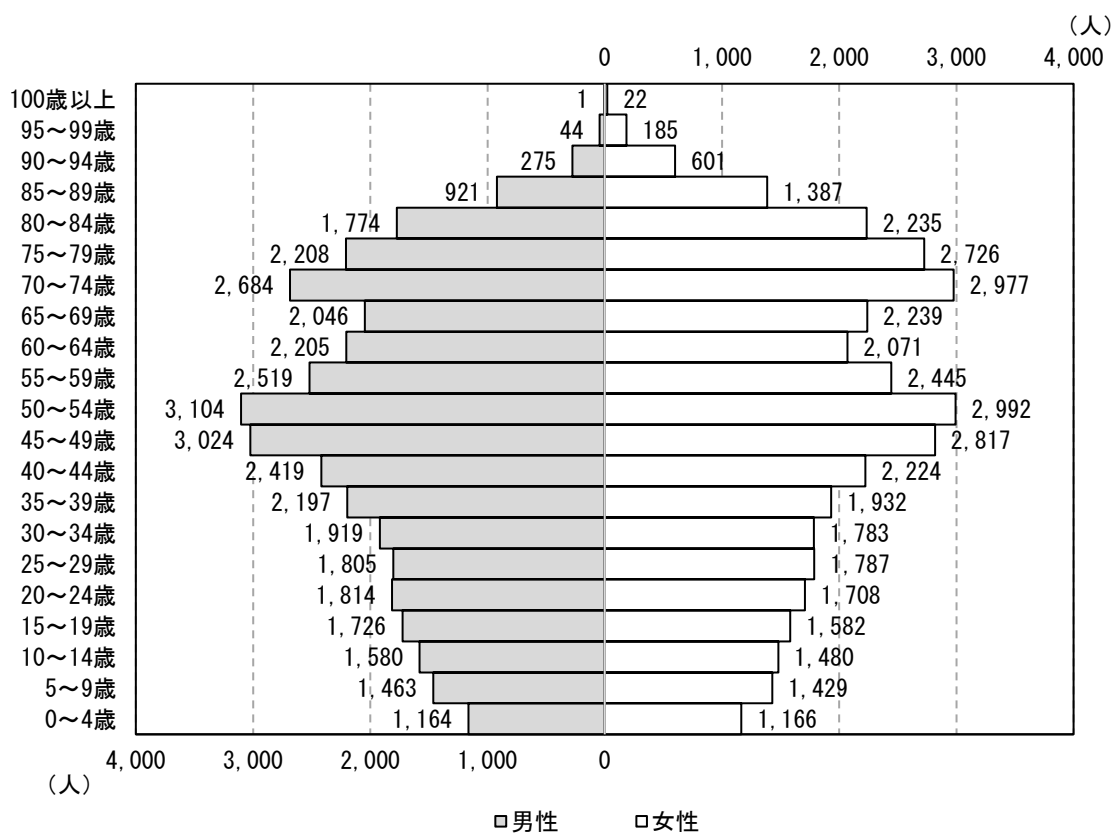


図 2-7 桶川市の年齢別人口（令和5年）

(2) 産業動向

桶川市の産業大分類別の就業者数は次のとおりです。第三次産業が全体の7割ほどを占めています。

表 2-5 桶川市における産業別就業状況の推移

単位：人

区分	年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第一次産業		106	53	57	56	28
第二次産業		6,812	5,567	5,293	5,047	5,248
第三次産業		21,286	18,734	18,344	19,225	19,844
その他（公務）		401	－	446	－	536
合計		28,605	24,354	24,140	24,328	25,656

※平成24年及び平成28年は、公務以外対象

出典：経済センサス基礎調査・活動調査

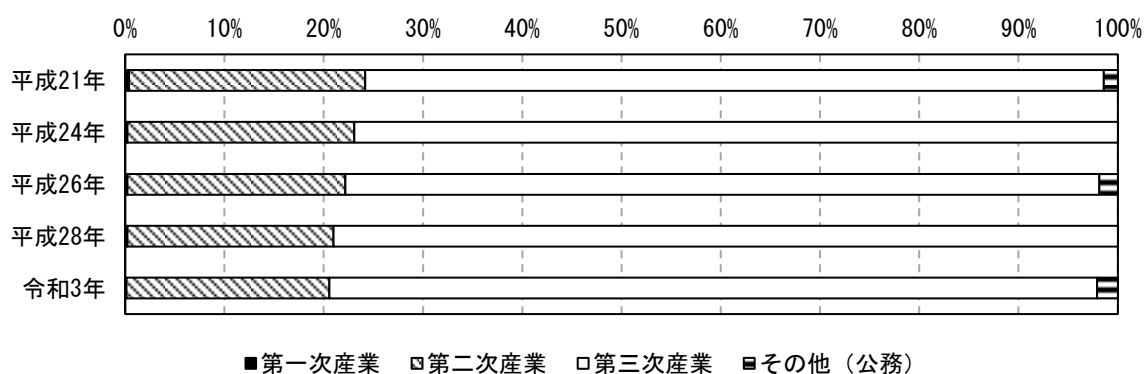


図 2-8 桶川市における産業別就業状況の推移

(3) 土地利用状況

桶川市における土地利用状況は次のとおりです。宅地が多く、行政面積の約 3 割を占めており、次に畑が多く、行政面積の 2 割以上を占めています。

表 2-6 桶川市における土地利用状況（令和3年）

単位：ha

行政面積	地目別面積							
	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
2,535.0	134.6	590.5	795.2	3.0	63.9	10.1	208.4	729.3

出典：埼玉県統計年鑑

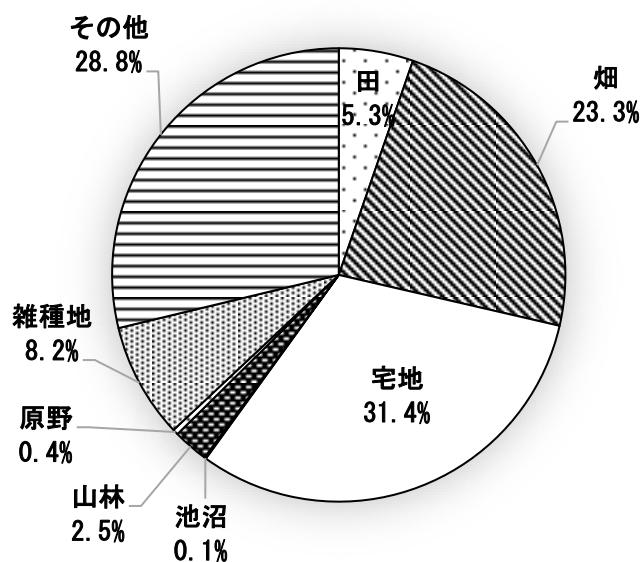


図 2-9 桶川市における土地利用状況（令和3年）

(4) 他計画等との関係

① 桶川市第六次総合計画

桶川市第六次総合計画は、桶川市の最上位計画であり、魅力的で豊かな桶川を未来に引き継ぐことができるまちづくりを推進するため、10年間の行政運営の指針として策定されています。

そのうち「資源循環型社会の構築」として、ごみ排出量の抑制や再資源化の推進によって「ごみの減量化」、桶川市環境センターの適切な維持管理や新たなごみ処理施設の整備に取り組むことによって「安定したごみ処理体制の構築」を展開することが示されています。

② 桶川市環境基本計画

桶川市環境基本計画は、「桶川市環境自治体宣言」及び「桶川市ゴミ10カ条宣言」の考え方を受け、国の長期目標である「循環を基調とする社会経済」「自然との共生」「すべての主体の参加」の実現に向けた地域からの貢献とともに、住民が健やかに暮らし続けられるまちや持続的発展が可能な社会を構築することを目指すものです。

そのうち「廃棄物、環境衛生に関する方針」として、ごみ処理対策や4Rの普及啓発、地域協働等を推進し、美しい資源循環型社会の形成を図ることが示されています。

③ 桶川市災害廃棄物処理計画

桶川市災害廃棄物処理計画は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図り、住民の生活環境を確保し、早急な復旧・復興を推進していくことを目的としています。

当該計画では、迅速かつ適正な処理、3年以内の処理、既存処理施設を用いた広域処理、廃棄物の資源化処理、被災者への配慮を災害発生時の廃棄物処理における基本方針に掲げています。

また、災害廃棄物の収集運搬方法、処理・処分方法、仮置き場の選定方法等について記載されており、他団体との支援協力体制や国・県との連携についてもあらかじめ示されています。

④ 桶川市一般廃棄物処理実施計画

桶川市一般廃棄物処理実施計画は、桶川市一般廃棄物処理基本計画に掲げられた、桶川市内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものです。

ごみ処理については、該当年度の計画収集量や処理主体、ごみの排出抑制・資源化計画、収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画を含む処理計画について示されています。

⑤ 桶川市分別収集計画（第十期）

桶川市分別収集計画（第十期）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進によって最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することによって、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

当該計画では、一般廃棄物の中でも容器包装廃棄物を対象とし、発生・排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進すること、分別収集と再商品化を推進すること、すべての関係者が一体となって取り組むことで環境負荷を低減すること等を基本的方向に掲げています。

また、容器包装廃棄物の分別収集の区分、排出量の現状と見込み量、排出抑制のための方策、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項についても示されています。

第2節 ごみ処理の現況及び課題

1. 川島町

(1) ごみ処理体系

令和5年度現在における川島町のごみ処理体系を次に示します。川島町のごみ処理は川島町環境センターでの中間処理を基本としています。

① 可燃ごみ

川島町で発生する可燃ごみは、川島町環境センターの焼却施設で処理し、民間事業者に委託して資源化しています。焼却残渣も民間事業者に委託して資源化しています。

② 粗大ごみ

川島町で発生する粗大ごみのうち、不燃性のごみは民間事業者に委託して資源化しています。可燃性のごみは川島町環境センターの焼却施設で処理しますが、布団は民間事業者に委託して資源化しています。

③ 資源ごみ

川島町の資源ごみは「紙・布類」、「容器包装」、「びん・かん・ペットボトル」の3区分に分かれています。「紙・布類」は、民間事業者に直接引き渡して資源化しています。「容器包装」と「ペットボトル」は、川島町環境センターの容器包装処理施設で選別・梱包処理を行い、民間事業者に委託して資源化しています。「びん・かん」は、川島町環境センターの不燃物処理施設で選別処理を行い、民間事業者に委託して資源化しています。

④ 不燃ごみ・有害物・危険物

川島町の不燃ごみ・有害物・危険物は、川島町環境センターの不燃物処理施設で選別処理を行い、民間事業者に委託して資源化しています。

■ 川島町

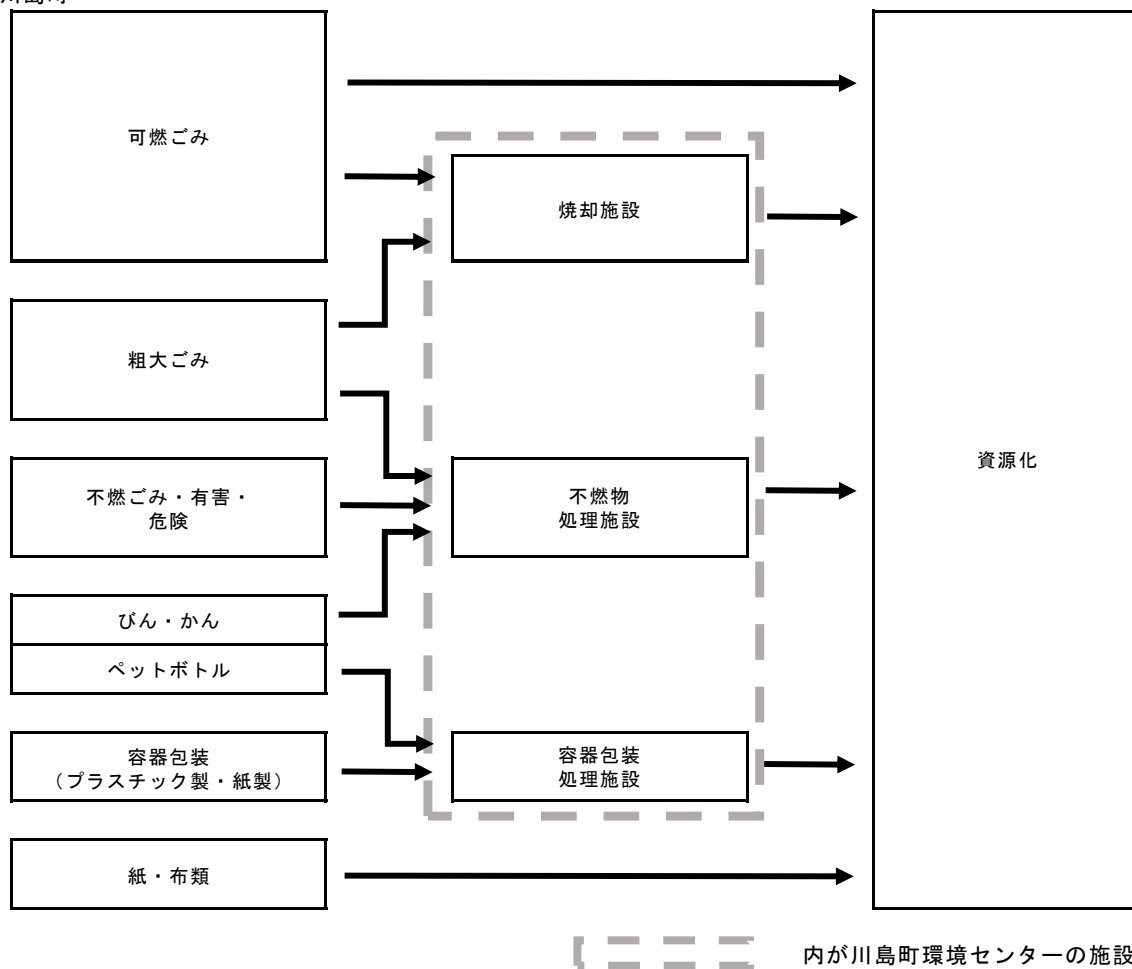


図 2-10 川島町のごみ処理体系

(2) ごみ処理体制

① ごみの発生・排出抑制

川島町における、ごみの発生・排出抑制に向けた取組を次に示します。

表 2-7 川島町のごみの発生・排出抑制に向けた取組

町民との連携	・ 食品ロス削減運動の推進 ・ 生ごみの水きり徹底の広報・啓発 ・ 生ごみの自家処理の推進 ・ 容器包装類の資源回収量の増加 ・ レジ袋削減の取組の推進 ・ 店頭回収の推進 ・ ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化 ・ ごみ減量チェックリストの作成・配布 ・ 家庭用生ごみ処理容器等の購入費補助
事業者との連携	・ 事業系生ごみの減量に向けた指導 ・ 処理施設での搬入物検査 ・ ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介

② ごみの分別区分

川島町のごみの分別区分を次に示します。

表 2-8 川島町の分別区分

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		生ごみ（よく水切りする）、貝殻、小枝（必ず、ひもでしばって出す。多量の場合は少量ずつ数回に分けて出す）、クリーニングの袋、ホース（ひもでしばる）、プラスチックハンガー、角ハンガー（プラスチック製）、ポリタンク（20ℓ以下）、紙おむつ（汚物を取り除き臭いがでないように）、CD/DVD（ケール含む）、ビデオテープ（ケース含む）、おもちゃ（プラスチック製）、かばん（金属部分はできるだけ外す）、くつ、ボールペン、ぬいぐるみ・人形、バケツ（プラスチック製）、洗面器（プラスチック製）、座ぶとん、花火・マッチ（花火・マッチは、十分水にぬらしてから出す）、食用油（紙・布などにしみこませるか、固める）、アルバム、アルミはく・アルミホイル、乾燥剤、クーラーボックス、使い捨てカイロ、ねんど、保冷剤、枕、レジャーシート など
粗大ごみ		机、ソファ、タンス、ふとん、自転車、姿見、いす など ※最大の辺の長さが50cmを超えるもの（45ℓのごみ袋に入らないもの）、または片手で持てない重さ
不燃ごみ・有害・危険	不燃ごみ	やかん、なべ、一斗かん（18リットル缶）、フライパン、ポット、小型家電製品、懐中電灯（乾電池を抜くこと）、金属を含むおもちゃ（乾電池を抜くこと）、針金ハンガー、かさ（複数の場合はひもでしばる）、キーボード・マウス、スプーン・フォーク・ナイフ など
	有害	電球（紙に包み品名を記入し袋に入れて出す）、蛍光灯（割れないようにケースに入れてひもでしばる）、乾電池、体温計（水銀） など
	危険	スプレーかん（穴あけ不要）、カートリッジ式ガスボンベ（穴あけ不要）、ライター、ガラスコップ、せともの、刃物・カミソリ など
びん・かん・ペットボトル	びん	ジュース・ドリンク類、酒類のびん、ジャムのびん、食用のびん（インスタントコーヒー、めんつゆなど）、化粧品のびん（香水、マニキュアなど） など
	かん	飲料用かん、ペットフード用かん、缶詰かん など
	ペットボトル	酒類用ペットボトル、飲料用ペットボトル、しょうゆ用ペットボトル など
容器包装	プラスチック製	レジ袋、スナック菓子の袋、食品の袋（プラ製）、食品のカップ（プラ製）、食品トレイ・ラップ類（色・柄付きも含む）、たまごパック、ネット類（果物など）、わさび・からしなどのチューブ（プラ製）、おにぎり・サンドイッチなどの外装フィルムなど、シャンプーなどの日用品のボトル・ポンプ、食品のボトル、コンビニ弁当の容器、プラ製キャップ、発泡スチロールの箱（緩衝材も該当） など
	紙製	粉末洗剤の箱、レトルト食品の箱、ティッシュの箱、包装紙、酒パック（内側にアルミニウムを利用したもの）、お菓子の箱、ジュースのパック、タバコの箱、紙の袋、紙の箱 など
紙・布類	新聞紙	新聞紙（新聞とチラシは一緒によい）
	雑誌・雑紙	雑誌、カタログ、はがき、カレンダー（金具はとる）、封筒（セロテープ・ガムテープ・ホチキス芯・窓付セロハンはとる）、シュレッダー処理した紙、本・ノート、電話帳、ダイレクトメール、名刺、ポスター、芯（トイレットペーパー、ラップなど） など
	ダンボール	ダンボール（金具・テープは付いたままでよい）
	紙パック	牛乳パック・その他飲料用パック（アルミニウムを利用していない飲料用紙容器） など
	布類	衣類、毛布、タオル、くつ下（左右そろっていれば可） など

家電リサイクル法の該当品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び処理困難物（土砂、廃材、ガソリン等）については、川島町環境センターでは処理できないものとしています。

小型家電は、不燃ごみ・有害・危険の日に集積所に出す、川島町環境センターに自己搬入する、若しくは町内に設置された回収ボックスに入れることで排出するとしています。

パソコンは、パソコンメーカーに回収を直接依頼するほか、川島町環境センターでの自己搬入による回収も実施しています。

また、使用済みインクカートリッジは町内に設置された回収ボックスで回収しています。

③ ごみの排出方法と運営管理体制

川島町の各ごみの排出方法と運営管理体制を次に示します。

収集・運搬については、民間事業者に委託しています。

粗大ごみに関しては、最大の辺の長さが50cmを超えるもの、又は片手で持てない重さ（10kgを超える程度）のものは粗大ごみとなり、排出方法として、戸別収集を申し込む方法があります。なお、各項目のごみは自己搬入することができます。

中間処理については、民間事業者に委託しています。

最終処分については、排出されたごみはすべて資源化されており、埋立処分は実施していません。

表 2-9 川島町のごみの排出方法と運営管理体制

分別区分		排出方法	収集頻度	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		45L以下の透明または半透明の袋	2回/週	委託	委託	-
不燃ごみ・ 有害・危険	不燃ごみ	45L以下の透明の袋 またはひもでしばる	2回/月	委託	委託	-
	有害	45L以下の透明の袋 またはひもでしばる		委託	委託	-
	危険	45L以下の透明の袋		委託	委託	-
びん・かん・ ペットボトル	びん	45L以下の透明の袋	2回/月	委託	委託	-
	かん	45L以下の透明の袋		委託	委託	-
	ペットボトル	45L以下の透明の袋		委託	委託	-
容器包装	プラス チック製	45L以下の透明の袋 レジ袋	1回/週	委託	委託	-
	紙製	45L以下の透明の袋 紙袋		委託	委託	-
紙・布類	新聞紙	専用の紙袋に入れる またはひもでしばる	2回/月	委託	委託	-
	雑誌・雑紙	ひもでしばる		委託	委託	-
	ダンボール	ひもでしばる		委託	委託	-
	紙パック	ひもでしばる		委託	委託	-
	布類	45L以下の透明の袋		委託	委託	-
粗大ごみ		-	-	委託	委託	-

※事業系ごみの収集・運搬については、排出事業者による自己搬入、又は許可業者への委託により行います。

④ ごみ処理施設の概要

川島町環境センターに設置されているごみ処理施設の概要を次に示します。

表 2-10 川島町のごみ処理施設

項目		内容
施設名称		川島町環境センター
所在地		埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
焼却施設	処理方式	ストーカ式（可動）
	処理能力	20 t/8時間×2基（1日8時間稼働）
	竣工	昭和53年度
不燃物 処理施設	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包
	処理能力	10 t/5時間
	竣工	昭和54年度
容器包装 処理施設	処理方式	選別、圧縮・梱包
	処理能力	4 t/5時間
	竣工	平成12年度

⑤ 集団回収の体制

川島町では令和5年現在、「新聞」、「雑誌」、「ダンボール」、「布類」、「牛乳パック」、「びん」について、各種団体や小中学校等による集団資源回収が実施されています。集団資源回収を実施している団体には5円/kgの集団資源回収報奨金を交付しており、資源化の促進を図っています。

(3) ごみ処理の実績

① 生活系ごみ及び事業系ごみ

川島町の平成30年度から令和4年度までの5年間のごみ排出量実績を次に示します。

ごみ総排出量は、平成30年度から令和元年度にかけて減少しましたが、令和2年度に増加し、令和3年度以降は再び減少傾向にあります。生活系ごみ排出量及び一人一日当たり生活系ごみ排出量も、ごみ総排出量と同様の推移を示しており、令和4年度ではそれぞれ5,044t、720.2g/人・日です。事業系ごみ排出量及び一日当たり事業系ごみ排出量は、令和2年度まで減少傾向にありましたが、令和3年度以降は微増傾向に転じており、令和4年度ではそれぞれ1,414t、3.9t/日です。集団回収量は、平成30年度以降減少が続いており、令和4年度では83tです。

表 2-11 川島町の生活系ごみ及び事業系ごみ

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	人	20,294	19,952	19,672	19,345	19,188
生活系ごみ	t/年	5,304	5,176	5,501	5,214	5,044
ごみ	t/年	3,663	3,514	3,566	3,413	3,384
資源	t/年	1,641	1,662	1,935	1,801	1,660
事業系ごみ	t/年	1,524	1,489	1,404	1,408	1,414
ごみ	t/年	1,502	1,293	1,387	1,393	1,401
資源	t/年	22	196	17	15	13
集団回収量	t/年	348	287	177	154	83
ごみ総排出量	t/年	7,176	6,952	7,082	6,776	6,541
一人一日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	716.0	708.8	766.1	738.4	720.2
ごみ	g/人・日	494.5	481.2	496.6	483.3	483.2
資源	g/人・日	221.5	227.6	269.5	255.1	237.0
一日当たり事業系ごみ排出量	t/日	4.2	4.1	3.8	3.9	3.9
ごみ	t/日	4.1	3.6	3.8	3.9	3.9
資源	t/日	0.06	0.54	0.05	0.04	0.04
一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	968.8	952.0	986.3	959.6	933.9

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※ごみ:分別区分の「可燃ごみ、有害、粗大ごみ」に相当

※資源:分別区分の「びん・かん・ペットボトル、容器包装、紙・布類、不燃ごみ・危険」に相当

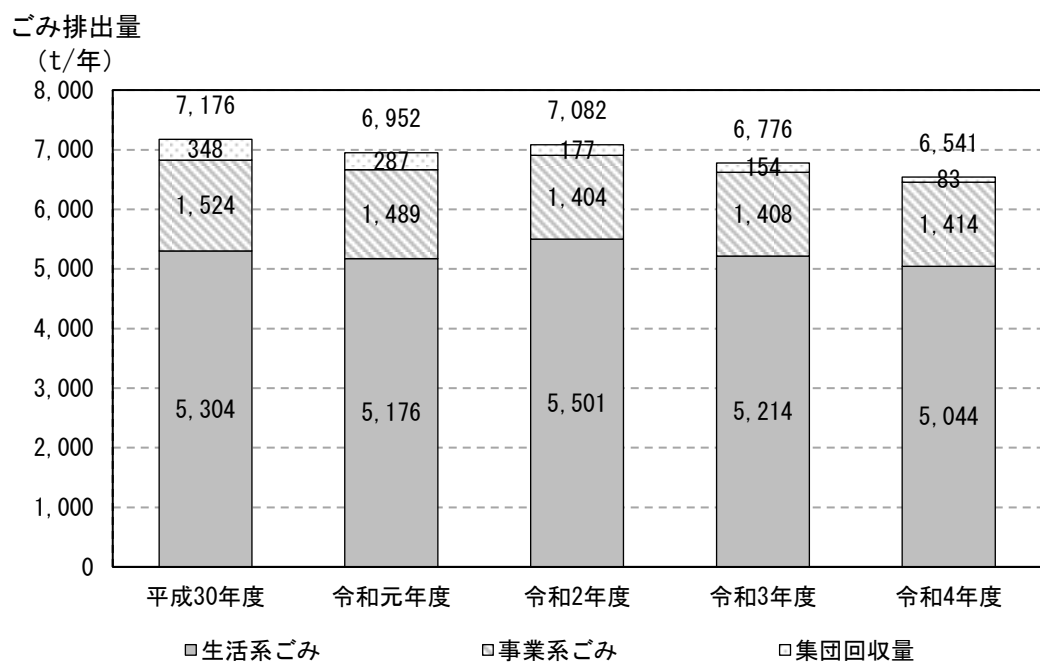


図 2-11 川島町の生活系ごみ及び事業系ごみ(1)

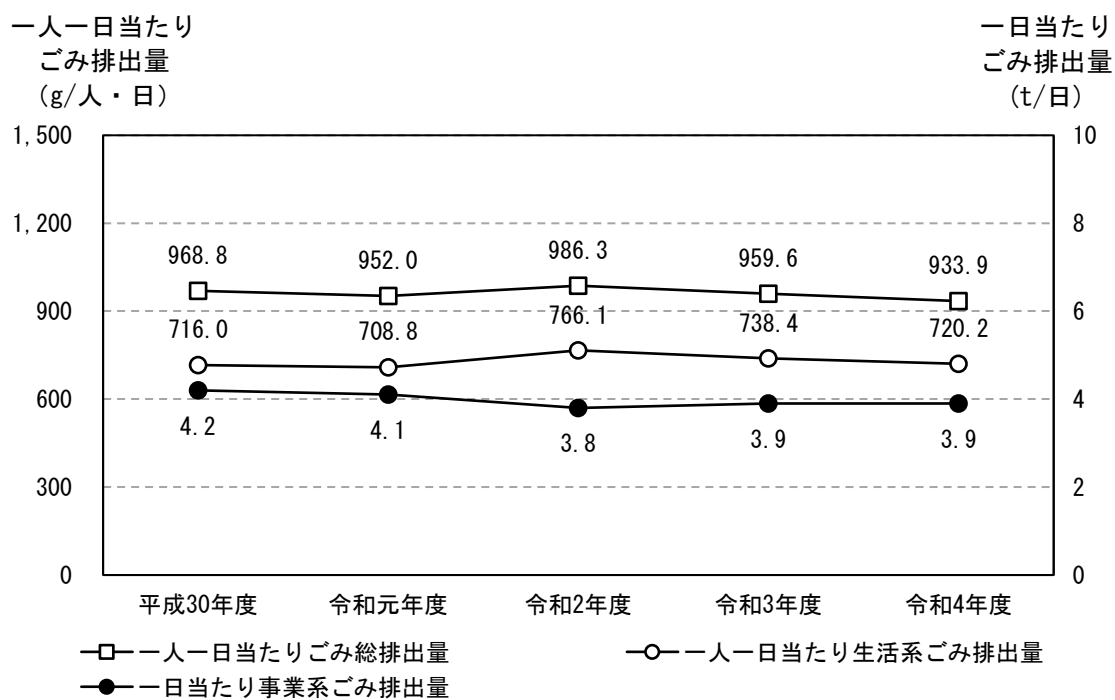


図 2-12 川島町の生活系ごみ及び事業系ごみ(2)

② ごみの種類別排出量

川島町のごみの種類別排出量を次に示します。

川島町においては、可燃ごみ、資源ごみ及び合計の排出量はいずれも減少傾向にありますが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛等の影響で、ごみの排出量は増加しています。

表 2-12 川島町のごみの種類別排出量

単位：t

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
可燃ごみ		5,144	4,783	4,935	4,786	4,763
その他ごみ（有害）		7	12	7	9	9
粗大ごみ		14	12	11	11	13
資源ごみ		1,663	1,858	1,952	1,816	1,673
びん		127	88	123	121	116
かん		41	39	46	47	45
ペットボトル		87	82	83	83	81
紙容器		50	51	43	44	44
プラ容器		225	234	246	252	252
紙・布類		298	330	454	427	406
不燃ごみ・危険		835	1,034	957	842	729
合計		6,828	6,665	6,905	6,622	6,458

※令和4年度は、暫定値です。

③ 減量化量及び資源化量

川島町の減量化量及び資源化量を次に示します。

川島町の減量化量は、ごみの総排出量及び中間処理量の推移に伴って減少傾向にあります。令和4年度では、中間処理量の76.7%が減量化されています。

川島町の総資源化量は、令和元年度に増加し、以降は減少傾向にあります。集団回収量は平成30年度以降減少し続けています。令和4年度の再生利用率は35.3%です。

表 2-13 川島町の中間処理量及び減量化量

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中間処理量	t/年	6,015	5,663	5,858	5,646	5,521
中間処理後 資源化量	t/年	1,374	1,530	1,503	1,442	1,286
中間処理後 最終処分量	t/年	0	0	0	0	0
減量化量	t/年	4,641	4,133	4,355	4,204	4,235
減量化率	%	77.2	73.0	74.3	74.5	76.7

※令和4年度は、暫定値です。

※減量化量=中間処理量-(中間処理後資源化量+中間処理後最終処分量)

※減量化率=減量化量/中間処理量×100

表 2-14 川島町の資源化量及び再生利用率

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
直接資源化量 t/年	813	1,002	1,047	976	937
中間処理後資源化量 t/年	1,374	1,530	1,503	1,442	1,286
集団回収量 t/年	348	287	177	154	83
総資源化量 t/年	2,535	2,819	2,727	2,572	2,306
ごみ総排出量 t/年	7,176	6,952	7,082	6,776	6,541
再生利用率 %	35.3	40.5	38.5	38.0	35.3

※令和4年度は、暫定値です。

※再生利用率=総資源化量/ごみ総排出量×100

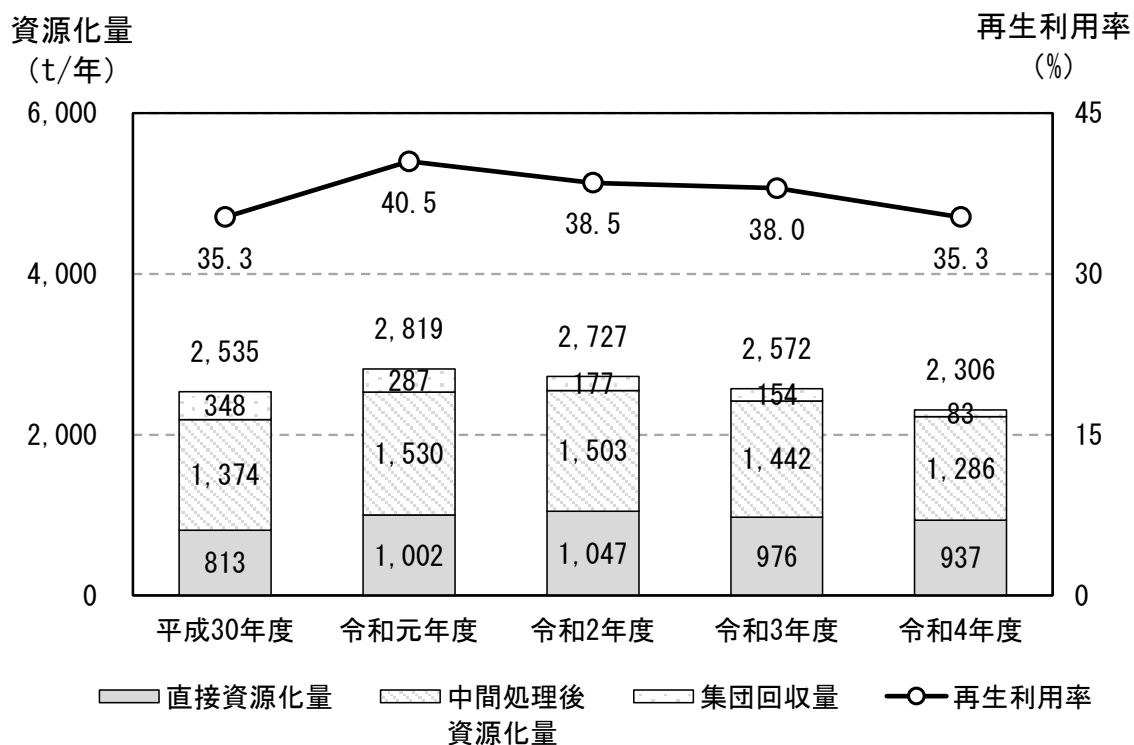


図 2-13 川島町の資源化量及び再生利用率

④ 焼却量

川島町の焼却量を次に示します。

川島町の焼却量は、ごみの総排出量の推移に伴って減少傾向にあります。焼却量に対する焼却残渣の発生率を示す残渣率は、令和2年度以降減少しており、令和4年度の残渣率は、11.8%です。

表 2-15 川島町の焼却量と残渣率

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却量 t/年	5,401	5,073	5,216	5,049	5,023
焼却残渣量 t/年	538	690	644	616	594
残渣率 %	10.0	13.6	12.3	12.2	11.8

※令和4年度は、暫定値です。

※残渣率=焼却残渣量/焼却量×100

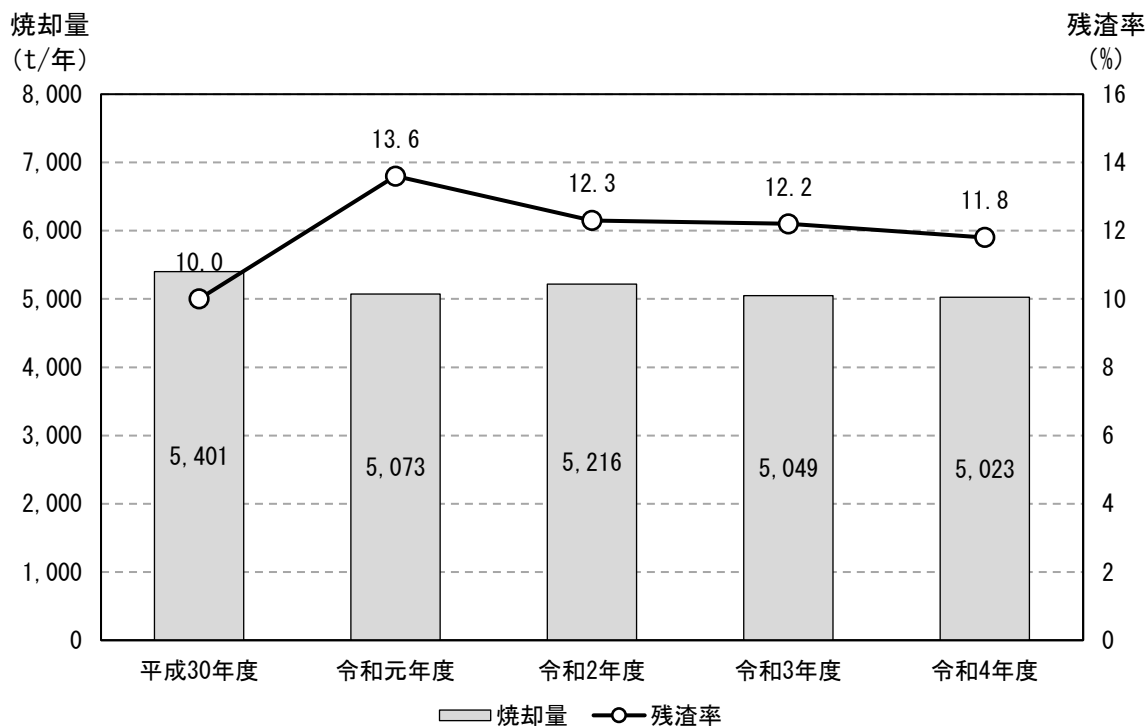


図 2-14 川島町の焼却量と残渣率

⑤ 最終処分量

川島町では、不燃ごみの残渣等も民間事業者に委託して資源化しているため、最終処分は行っていません。

⑥ ごみの性状

川島町の可燃ごみ等、焼却処理を行うもの（以下「可燃物」という。）の平成30年度から令和4年度の5年間の性状を次に示します。この結果はいずれもごみピットから採取された試料を対象に実施された分析の結果です。

川島町の組成内訳では、紙・布類の割合が約4～5割と最も多くを占めており、ビニール・合成樹脂・ゴム類・皮革類が約2割を占めています。厨芥類は年度によってばらつきがありますが約1～2割を占めています。

低位発熱量は、年度によってばらつきはあるものの、概ね同程度で推移しています。

表 2-16 川島町の可燃物の性状

項目		年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	平均
見かけ比重		kg/m ³	141	123	158	149	160	146
組成 (乾ベース)	紙・布類	%	38.1	47.2	43.2	48.0	53.3	46.0
	ビニール袋・合成樹脂・ ゴム類・皮革類	%	22.4	18.9	16.3	16.5	18.1	18.4
	木・竹・わら類	%	21.0	16.2	16.0	7.4	15.5	15.2
	厨芥類	%	10.3	9.2	16.7	17.3	7.9	12.3
	不燃物類	%	1.6	3.2	1.8	2.9	2.5	2.4
	その他(孔眼寸法5 mmのふるい を通過したもの)	%	6.6	5.3	6.0	7.9	2.7	5.7
三成分	水分	%	50.3	49.9	49.4	47.7	52.8	50.0
	灰分	%	5.2	7.3	5.1	5.6	5.3	5.7
	可燃分	%	44.5	42.8	45.5	46.7	41.9	44.3
低位発熱量(実測値)		kJ/kg	8,808	7,753	8,143	8,000	6,945	7,930

※年度の数値は4回実施した分析の平均値です。

⑦ 温室効果ガス排出量

ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量を次に示します。温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.9)(令和5年4月環境省 経済産業省)」を参考に算出しました。

川島町の温室効果ガス総排出量は令和4年度で1,628t-CO₂であり、平成30年度以降減少傾向にあります。また、温室効果ガス総排出量のうち、令和4年度はプラスチックの焼却に伴う温室効果ガス排出量は約73%、合成繊維の焼却に伴う温室効果ガス排出量は約20%を占めています。

表 2-17 川島町の温室効果ガス排出量

項目	年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
焼却量	t	5,401	5,073	5,216	5,049	5,023
プラスチック含有率	%	22.4	18.9	16.3	16.5	18.1
プラスチックの焼却に伴う 温室効果ガス(CO ₂)	t-CO ₂	1,666	1,331	1,192	1,207	1,189
合成繊維含有率	%	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
合成繊維の焼却に伴う 温室効果ガス(CO ₂)	t-CO ₂	346	325	334	324	322
ごみの焼却に伴う 温室効果ガス(CH ₄)	t-CH ₄	0.41	0.39	0.40	0.38	0.38
CO ₂ 換算	t-CO ₂	10	10	10	10	10
ごみの焼却に伴う 温室効果ガス(N ₂ O)	t-N ₂ O	0.39	0.37	0.38	0.37	0.36
CO ₂ 換算	t-CO ₂	116	110	113	110	107
温室効果ガス総排出量(CO ₂)	t-CO ₂	2,138	1,776	1,649	1,651	1,628

※ 令和4年度は、暫定値です。

※ プラスチック含有率=ごみの種類組成「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」

⑧ ごみ処理事業にかかる経費

川島町のごみ処理事業にかかる経費を次に示します。

川島町では、ごみ処理事業にかかる経費のうち処理及び維持管理費が大部分を占めており、建設・改良費は令和2年度以降かかっていません。処理及び維持管理費の内訳は、委託費が約6～7割、処理費が約3～4割を占めており、委託費は収集運搬費と中間処理費、処理費は中間処理費が大きく影響しています。

各項目で年度ごとに経費のばらつきはありますが、人件費は令和4年度にごみ処理の広域化にかかる人員の増加により大きく増加し、委託費は令和3年度以降増加傾向にあります。令和4年度のごみ処理事業にかかる経費の合計は349,483千円、そのうち人件費が22,659千円、処理費が112,567千円、委託費が209,417千円となっています。

表 2-18 川島町のごみ処理経費の内訳

項目		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設・改良費	工事費		0	307	0	0	0
	収集運搬施設		0	0	0	0	0
	中間処理施設		0	0	0	0	0
	最終処分場		0	0	0	0	0
	その他		0	307	0	0	0
	調査費		0	0	0	0	0
	組合分担金		38,838	8,821	0	0	0
	小計		38,838	9,128	0	0	0
	分担金除く		0	307	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		12,292	10,414	13,526	13,154	22,659
	一般職		12,292	10,414	13,526	13,154	22,659
	技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
	中間処理	0	0	0	0	0	
	最終処分	0	0	0	0	0	
	処理費		116,773	96,797	91,884	119,637	112,567
	収集運搬費		644	0	0	0	0
	中間処理費		116,129	96,797	91,884	119,637	112,567
	最終処分費		0	0	0	0	0
	委託費		186,742	206,382	201,789	203,696	209,417
	収集運搬費		58,480	62,936	61,010	60,561	62,851
	中間処理費		122,571	137,588	134,303	130,342	135,971
	最終処分費		0	0	0	0	0
	その他		5,691	5,858	6,476	12,793	10,595
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	組合分担金		0	0	0	0	0
	調査研究費		1,750	723	877	852	786
小計		317,557	314,316	308,076	337,339	345,429	
分担金除く		317,557	314,316	308,076	337,339	345,429	
その他		5,659	4,401	3,970	5,190	4,054	
合計		362,054	327,845	312,046	342,529	349,483	
分担金除く		323,216	319,024	312,046	342,529	349,483	

(4) ごみ処理の評価

① 国、県及び既存計画の目標に関する評価

川島町のごみ処理について、環境省による「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度版）」に基づき、全国市町村平均、埼玉県市町村平均、全国類似自治体平均（令和3年度実績）と比較し、評価を行いました。

全国市町村平均は、47都道府県の各平均値の平均を示しており、類似自治体は、総務省で用いられる都市形態、人口規模、産業構造の指標をもとに抽出したものです。

処理システムにおける各評価指標を次に示します。

表 2-19 処理システムの評価指標

廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量 一人一日当たり生活系排出量 集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量 一事業所当たり事業系排出量 一人一日当たり可燃ごみ排出量 一人一日当たり資源ごみ排出量
廃棄物の 再生利用・最終処分	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) 廃棄物のうち最終処分される割合
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費 最終処分減量に要する費用

※「人口一人一日当たりごみ総排出量」＝「一人一日当たりごみ総排出量」

※「集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

※「一人一日当たり資源ごみ排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（資源）」

表 2-20 各評価指標の計算方法

項 目	単 位	計 算 方 法
人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	ごみ総排出量÷計画収集人口÷365日(又は366日)
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	t/t	資源化量÷ごみ総排出量
廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷ごみ総排出量
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(ごみ総排出量－最終処分量)
一人一日当たり生活系排出量	kg/人・日	(生活系ごみ量＋集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日)
集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量	kg/人・日	(生活系ごみ量－生活系資源ごみ量)÷計画収集人口÷365日(又は366日)
一事業所当たり事業系排出量	kg/事業所・日	事業系ごみ量÷事業所数÷365日(又は366日)
一人一日当たり可燃ごみ排出量	kg/人・日	生活系可燃ごみ量÷計画収集人口÷365日(又は366日)
一人一日当たり資源ごみ排出量	kg/人・日	生活系資源ごみ量÷計画収集人口÷365日(又は366日)

ア 全国から見たごみ処理の評価

川島町の全国から見たごみ処理の評価を次に示します。

川島町は、人口一人一日当たりごみ総排出量や一人一日当たり生活系排出量は、全国市町村平均より多くなっています。しかし、集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量は全国市町村平均より少ないことから、生活系ごみ中の資源ごみが多くなっています。この際、資源ごみの設定は自治体ごとに異なることに注意が必要です。また、廃棄物からの資源回収率や廃棄物のうち最終処分される割合は、全国市町村平均より優れており、一事業所当たり事業系排出量も全国市町村平均より少ない状況です。

費用対効果については、人口一人当たり年間処理経費は全国市町村平均より多く、最終処分減量に要する費用は全国市町村平均と同等の結果になりました。

表 2-21 川島町の全国から見たごみ処理評価（令和3年度）

指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 kg/人・日	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される割合 t/t	人口一人当たり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
全国市町村 平均	0.896	0.172	0.089	15,943	50,322
川島町	0.954	0.245	0.000	17,330	49,659

指標	一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	集団回収・資源ごみ を除く一人一日当 たり生活系排出量 kg/人・日	一事業所当たり 事業系排出量 kg/事業所・日	一人一日当たり 可燃ごみ排出量 kg/人・日	一人一日当たり 資源ごみ排出量 kg/人・日
全国市町村 平均	0.651	0.559	4.535	0.494	0.092
川島町	0.734	0.480	4.010	0.478	0.253

※一人一日当たり可燃ごみ排出量及び一人一日当たり資源ごみ排出量は生活系ごみに含まれる値です。

※全国市町村平均値は、各都道府県の平均値から算出しています。

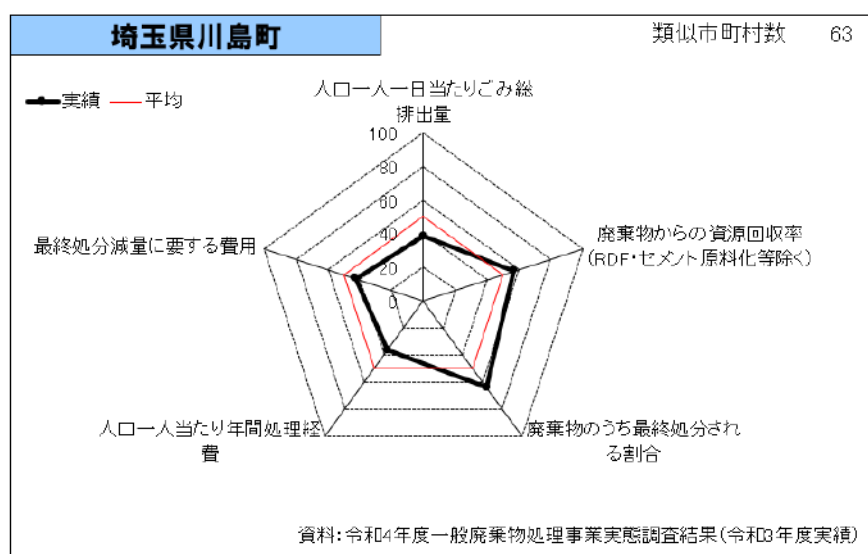
※数値は実態調査から引用しています。

イ 埼玉県から見たごみ処理の評価

川島町の埼玉県から見たごみ処理の評価を次に示します。

人口一人一日当たりごみ総排出量や一人一日当たり生活系排出量は、埼玉縣市町村平均より多くなっています。しかし、集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量は埼玉縣市町村平均より少ないことから、生活系ごみ中の資源ごみが多くなっています。この際、資源ごみの設定は自治体ごとに異なることに注意が必要です。また、廃棄物からの資源回収率や廃棄物のうち最終処分される割合は、埼玉縣市町村平均より優れています。

費用対効果については、人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用が、埼玉縣市町村平均より高い結果になりました。



指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 kg/人・日	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される割合 t/t	人口一人当たり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
埼玉県 市町村平均	0.849	0.205	0.039	12,489	39,518
川島町	0.954	0.245	0.000	17,330	49,659
偏差値指数	38.5	57.0	64.4	36.7	42.6
指標	一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	集団回収・資源ごみ を除く一人一日当 たり生活系排出量 kg/人・日	一事業所当たり 事業系排出量 kg/事業所・日	一人一日当たり 可燃ごみ排出量 kg/人・日	一人一日当たり 資源ごみ排出量 kg/人・日
埼玉県 市町村平均	0.655	0.546	4.283	0.489	0.109
川島町	0.734	0.480	4.010	0.478	0.253
偏差値指数	36.6	58.1	52.4	51.4	19.4

※一人一日当たり可燃ごみ排出量及び一人一日当たり資源ごみ排出量は生活系ごみに含まれる値です。

※数値は実態調査から引用しています。

※類似市町村数は埼玉県の市町村数を示しています。

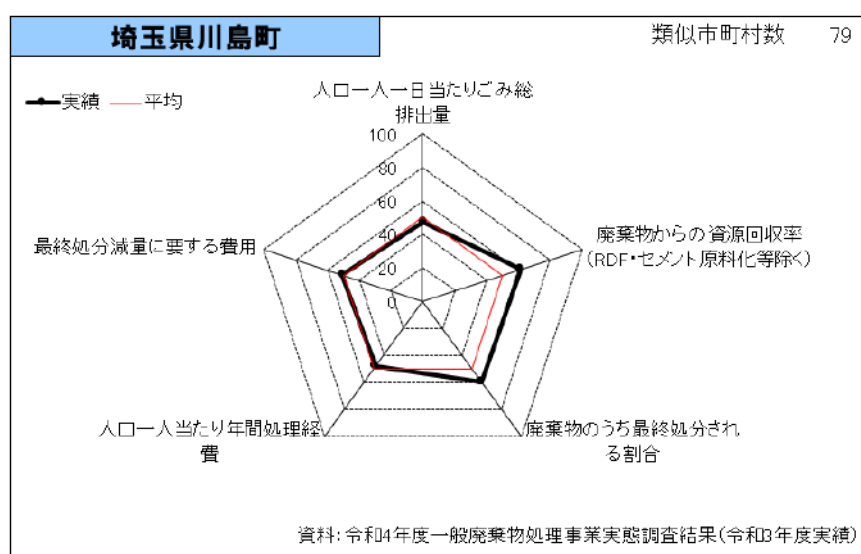
図 2-15 川島町の埼玉県から見たごみ処理評価（令和3年度）

ウ 類似自治体から見たごみ処理の評価

川島町の類似自治体から見たごみ処理の評価を次に示します。

人口一人一日当たりごみ総排出量や一人一日当たり生活系排出量は、全国類似自治体平均より多くなっています。しかし、集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量は全国類似自治体平均より少ないことから、生活系ごみ中の資源ごみが多くなっています。この際、資源ごみの設定は自治体ごとに異なることに注意が必要です。また、廃棄物からの資源回収率や廃棄物のうち最終処分される割合は、全国類似自治体平均より優れています。

費用対効果については、人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用が、全国類似自治体平均と概ね同等の結果になりました。



指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 kg/人・日	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される割合 t/t	人口一人当たり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
全国類似自治体平均	0.906	0.168	0.097	16,101	51,180
川島町	0.954	0.245	0.000	17,330	49,659
偏差値指数	47.6	61.5	59.6	48.2	50.7
指標	一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量 kg/人・日	一事業所当たり 事業系排出量 kg/事業所・日	一人一日当たり 可燃ごみ排出量 kg/人・日	一人一日当たり 資源ごみ排出量 kg/人・日
全国類似自治体平均	0.680	0.585	4.662	0.511	0.095
川島町	0.734	0.480	4.010	0.478	0.253
偏差値指数	46.7	56.6	50.7	52.7	20.2

※一人一日当たり可燃ごみ排出量及び一人一日当たり資源ごみ排出量は生活系ごみに含まれる値です。

※数値は実態調査から引用しています。

図 2-16 川島町の類似自治体から見たごみ処理評価（令和3年度）

エ 既存計画の目標値から見たごみ処理の評価

川島町のごみ処理について、国の計画である①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）、②第四次循環型社会形成推進基本計画、県の計画である③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画、④川島町一般廃棄物処理基本計画で提示されている目標値と実績値（令和4年度）を比較し、評価を行いました。既存計画の目標値と川島町の令和4年度時点の数値での達成状況を次に示します。

令和4年度時点での比較となるため、令和7年度及び令和9年度の目標を達成している項目は少ないですが、国のごみ総排出量の目標、国及び県の再生利用率の目標、国の最終処分量の目標、県の一人一日当たり最終処分量の目標はすでに達成しています。一方で、国及び県の一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）と国の一人一日当たりごみ総排出量の目標、県の事業系ごみ排出量の目標、町のごみ総排出量と再生利用率の目標に関しては、令和7年度の目標達成に向けて一層の努力が必要です。

表 2-22 川島町の令和4年度時点での目標達成状況

①基本的な方針

目標年次	平成24年度実績を基準とする令和7年度及び令和9年度目標			達成状況 (令和4年度時点)
目標項目	単位	令和7年度目標	令和9年度目標	
一般廃棄物の排出量	-	平成24年度比 16%減	-	○ (26%減)
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	-	28	○ (35.3)
一般廃棄物の最終処分量	-	平成24年度比 31%減	-	○ (100%減)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	-	× (483.2)

②第四次循環型社会形成推進基本計画

令和7年度目標				達成状況 (令和4年度時点)
目標年次	令和7年度目標			
目標項目	単位	令和7年度目標		
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人・日	850		× (933.9)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/人・日	440		× (483.2)
一般廃棄物の出口 側の循環利用率	%	28		○ (35.3)

③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

③第5次埼玉県廃棄物処理基本計画

目標年次	令和7年度目標		達成状況 (令和4年度時点)
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	× (483.2)
事業系ごみ排出量	千t	451(埼玉県総量)	-
	-	平成30年度比 16%減	× (7%減)
1人1日あたりの 最終処分量	g/人・日	28	○ (0)
再生利用率	%	33.6	○ (35.3)

④川島町一般廃棄物処理基本計画

目標年次	平成30年度実績を基準とする令和7年度及び令和11年度目標			達成状況 (令和4年度時点)
目標項目	単位	令和7年度目標	令和11年度目標	
ごみ総排出量	-	平成30年度比 14%以上減	平成30年度比 20%以上減	× (9%減)
リサイクル率	%	38.0以上	40.0以上	× (35.3)

※第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の事業系ごみ排出量の目標値が県総量となっており、比較が困難であるため、目標割合を用いて評価を行いました。

※「一般廃棄物の排出量」＝「ごみ総排出量」

※「一般廃棄物の出口側の循環利用率」、「リサイクル率」＝「再生利用率」

※「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

オ 施策の実施状況

川島町一般廃棄物処理基本計画で計画した施策の実施状況を次に示します。

住民との連携に係る施策は、食品ロス削減や生ごみの水切り、レジ袋削減の推進等、特に排出抑制に係る施策が十分に実施されています。資源古紙の拠点回収やごみ減量チェックリストの作成・配布は現時点では未実施となっていますが、実施に向けて検討が重ねられています。

事業者との連携に係る施策は、事業系生ごみの減量や処理施設での搬入物検査等に係る施策は実施されていますが、未実施の施策が多い結果となりました。

表 2-23 川島町の施策実施状況

施策内容		方針	実施状況	実施内容
町民との連携	食品ロス削減運動の推進	継続	A	NPO法人と連携し、定期的にフードバンク、フードパントリーを開催した。
	生ごみの水きり徹底	継続	A	広報紙に毎月「生ごみは水キリ！」を掲載し、周知・啓発を図った。
	生ごみの自家処理の推進	継続	B	ホームページ等で生ごみの自家処理方法等の情報を発信している。令和5年度より生ごみ処理機補助金制度を導入し、更なる生ごみの自家処理の推進を図る。
	容器包装類の資源回収量の増加	継続	B	再生利用率は30%超えで一定の資源化を実現している。集団資源回収事業の報償金単価も令和5年度より引き上げており、更なる資源回収の増加に向け周知、啓発を図る。
	資源古紙の拠点回収	継続	C	通常収集や集団資源回収との関係から、実施について情報収集に努め、検討する。
	レジ袋削減の取組	継続	A	広報紙に毎月「プラスチック汚染から地球を守るマイバッグ」を掲載し周知・啓発を図った。
	店頭回収の推進	継続	B	大型店舗では店頭回収に取り組んでいる。更なる資源回収の増加に向け店頭回収実施店舗の拡充や周知、啓発を図る。
	ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化	継続	B	毎月の広報、ホームページ、メール、ライン等でごみに関する情報を発信している。重点的にPRする内容については、内容を工夫し、更なるごみの減量、分別の推進を図る。
	ごみ減量チェックリストの作成・配布	継続	C	広報上での掲載、若しくは別紙で作成し配布する。(時期未定)
	ごみ出しルール・マナーの徹底	継続	B	集積所の管理運営については、地元の区長と連携し、適切な環境保全に至っている。ごみ出しマナーに対する相談には、集積所にポスター等を掲載する等、引き続き取組を実施する。
事業者との連携	事業系生ごみの減量	継続	A	給食センター、環境センター内にキエーロ（生ごみ処理機）を設置した。
	事業者やNPOとの連携による生ごみの活用	継続	C	活用には至らなかったが、有効な資源活用が可能なシステムの構築については、引き続き検討する。
	中小事業所による事業系ごみの共同排出	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	小規模事業所を対象とした事業系資源の拠点回収	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	処理施設での搬入物検査	継続	B	不定期で個別に搬入物検査を実施し、分別と適正搬出の指導を行っている。今後は加えて許可業者に対しての搬入物検査を実施できるよう、計画し、実施する。
	ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介	継続	B	令和元年に事業系一般廃棄物の処理手数料を改定している。今後も、社会情勢、近隣市町の動向等も注視し、改定の検討を行う。
	ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量チェックリストの作成・配布	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量・資源化の取組事例の広報・PR	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量・資源化に困窮している事業所への指導	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。

※方針 … 「新規」：川島町一般廃棄物処理基本計画で新たに掲げた施策

「継続」：川島町一般廃棄物処理基本計画の前計画で掲げた施策

※実施状況 … 「A」：実施、「B」：一部実施、「C」：未実施

カ 公共サービス面

川島町では、令和5年6月に、第6次川島町総合振興計画のための町民アンケート調査を実施しました。

町民アンケート調査において、自然環境・生活環境に関する取組の「ごみの分別収集」に関しては、「とても満足」「ある程度満足」と回答した住民の割合は41.9%であり、「地球温暖化対策」「公園・緑地などの設置や整備」等の他項目と比較し、最も満足度が高い結果となりました。

また、更なるごみの減量化や資源化における必要な取組に関して、「町指定ごみ袋を作成するなど、ごみを適正に処理する」と回答した回答数は、709票中28票と少ない結果となりました。

キ 環境負荷面

環境省による自治体排出量カルテを用いて、令和2年度における川島町の温室効果ガス（CO₂）排出量の分野別構成比を全国及び埼玉県の分野別構成比と比較した結果を次に示します。

全国及び埼玉県の廃棄物分野は全体の2%を占めているのに対し、川島町は1%と低い結果となりました。

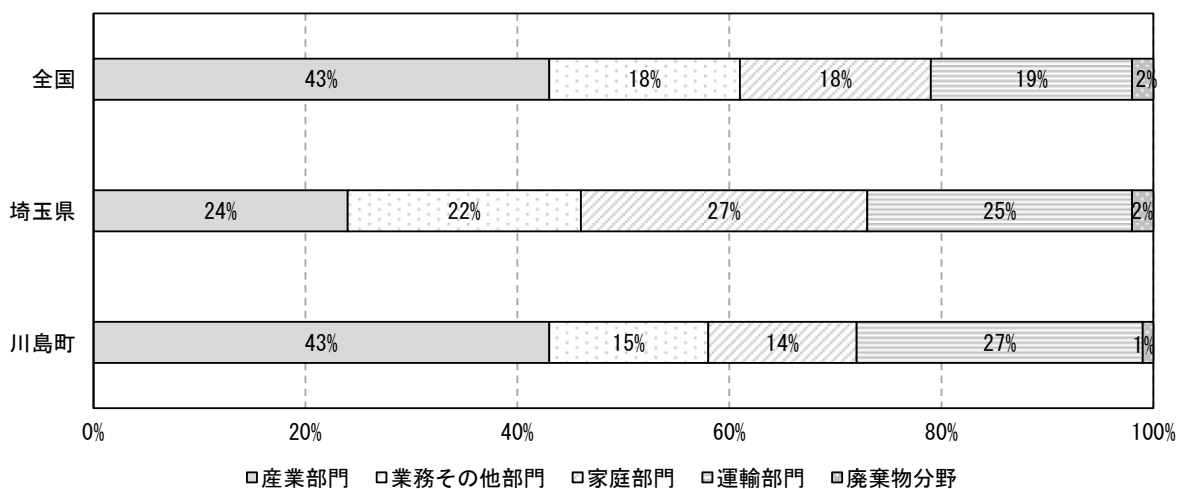


図 2-17 川島町の温室効果ガス（CO₂）排出量の分野別構成比（令和2年度）

(5) 課題の抽出

① 発生・排出抑制の課題

川島町のごみ総排出量は近年減少傾向にありますが、人口一人一日当たりごみ総排出量、その中でも一人一日当たり生活系ごみ排出量は、全国市町村平均、埼玉縣市町村平均及び全国類似自治体平均より多い状況です。

生活系ごみのうち重量比で最も大きいのは「生ごみ」であり、生活系ごみの減量には生ごみの減量が重要です。生ごみの減量は、ダイオキシン類の発生防止や焼却施設への負担軽減にもつながります。生ごみの減量に向けて、食品ロス削減や水切り等に関する施策の継続・強化、令和5年度から導入した生ごみ処理機等補助金制度の周知等を図る必要があります。

事業系ごみについても、一事業所当たり事業系ごみ排出量は、全国市町村平均、埼玉縣市町村平均及び全国類似自治体平均と同程度あるいはやや少ない状況であるため、今後も継続して減量をしていくことが重要です。事業系ごみの減量に向けて、搬入物検査の継続・強化や事業者に対する広報・啓発や支援等を図る必要があります。

② 再生利用率向上の課題

川島町の廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は、全国市町村平均、埼玉縣市町村平均及び全国類似自治体平均より高く、資源化が進んでいると考えられます。

しかし、再生利用率（リサイクル率）は川島町一般廃棄物処理基本計画の令和7年度目標（38.0%）を令和4年度時点（35.3%）では達成していない状況です。また、集団回収量も年々減少しているため、目標達成に向けて一層の努力が必要であり、拠点回収の検討や分別の強化等、住民と事業者の双方との連携を図る必要があります。

③ 収集・運搬、中間処理、ごみ処理経費の課題

収集・運搬においては、今後の人口減少及び高齢化に対応した収集・運搬体制を構築する必要があります。集団資源回収・拠点回収においても、今後の回収量増加に向けてより参加しやすい仕組みを整えることが重要です。また、不法投棄も確認されていることから、不法投棄の未然防止に向けた対応を強化する必要があります。

中間処理においては、川島町環境センターの焼却施設は稼働開始から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。その他のごみ処理施設においても、一部老朽化が進んでおり、手選別で仕分ける工程も多くあります。そのため、新ごみ処理施設の稼働開始までは、現在の処理機能を維持できるよう、適切な維持管理が必要です。

ごみ処理経費においては、処理及び維持管理費のうちの委託費が大きな割合を占めており、過去5年間で令和4年度が一番高い状況です。限られた財源を有効に活用するため、ごみ処理体制の効率化を図り、ごみ処理費用の削減を

進める必要があります。

④ 住民と事業者が果たすべき役割に関する課題

ごみの適切な処理には、住民及び事業者の適切な分別排出が必要です。

特に可燃ごみについては、川島町は令和5年度以降、一部を民間事業者に委託し処理しています。そのため、今後も住民及び事業者の分別排出が重要となります。

ア 住民が果たすべき役割に関する課題

ごみ総排出量のうち約7～8割を占めるのが家庭から排出される生活系ごみです。生活系ごみの発生・排出抑制に向け、本当に必要かどうか考え、環境負荷ができるだけ少ない物を買うグリーン購入や食品ロスの削減等、住民一人ひとりの努力が必要不可欠です。

特に生活系ごみのうち重量比で最も大きい「生ごみ」については、各家庭での水切り後の排出や自家処理の推進が求められます。

また、川島町環境センターに搬入される可燃物には、紙類や布類をはじめとした資源として回収されるべきものの混入が多くみられます。住民の分別排出に対するより一層の意識の向上が必要です。

イ 事業者が果たすべき役割に関する課題

事業者は、「排出者責任の原則」により、自らの責任でごみを適正に処理することが求められていますが、事業系ごみが生活系ごみに混ざって川島町環境センターに搬入される事例がみられます。正確なごみ排出量の把握や目標設定においても、全ての事業者が適正なごみの排出について理解をして、発生・排出抑制及び資源化の推進に努めることが必要です。

2. 桶川市

(1) ごみ処理体系

令和5年度現在における桶川市のごみ処理体系を次に示します。桶川市のごみ処理は桶川市環境センターでの中間処理を基本としていますが、ごみ焼却施設は、老朽化により平成31年3月31日で稼働を停止しています。そのため、燃やせるごみの処理は近隣自治体や民間事業者へ委託しています。

① 燃やせるごみ

桶川市で発生する燃やせるごみは、近隣自治体に処理を委託、また、民間事業者へ委託して資源化及び焼却残渣の埋立処分をしています。

② 粗大ごみ

桶川市で発生する粗大ごみのうち、羽毛布団、中古品、小型家電、木製粗大等は民間事業者へ委託して資源化をしています。その他は桶川市環境センターの粗大ごみ処理施設で破碎処理を行い、民間事業者へ委託して資源化、不燃残渣は民間事業者へ委託して埋立処分をしています。

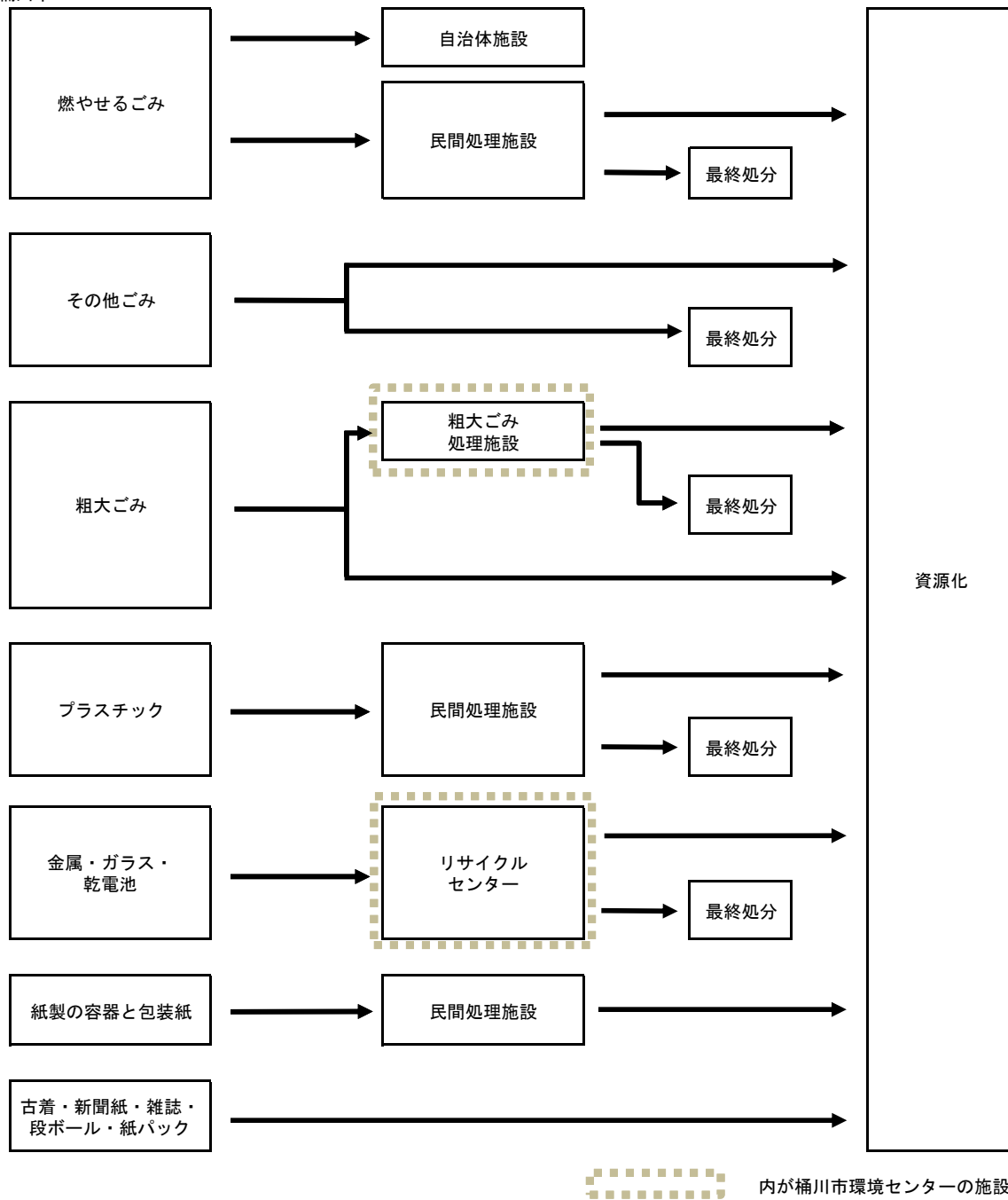
③ 資源ごみ

桶川市の資源ごみは「金属・ガラス・乾電池」、「プラスチック」、「紙製の容器と包装紙」、「古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック」の4区分に分かれています。「金属・ガラス・乾電池」は、桶川市環境センターのリサイクルセンターで選別処理を行い、民間事業者へ委託して資源化、不燃残渣は民間事業者へ委託して埋立処分をしています。「プラスチック」、「紙製の容器と包装紙」は、民間事業者へ委託して資源化、「プラスチック」の選別残渣は民間事業者へ委託して焼却及び埋立処分をしており、「古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック」も資源化しています。

④ その他ごみ

桶川市のその他ごみのうち、陶磁器は民間事業者へ委託して資源化、その他は民間事業者へ委託して埋立処分をしています。

■桶川市



(2) ごみ処理体制

① ごみの発生・排出抑制

桶川市における、ごみの発生・排出抑制に向けた取組を次に示します。

表 2-24 桶川市のごみの発生・排出抑制に向けた取組

桶 川 市 の 施 策	・ ごみの分別排出の周知 ・ 事業系ごみの削減に向けた情報発信 ・ 資源循環型社会の啓発 ・ 有害物等の拠点回収 ・ 食品循環資源の再生利用の取組の推進 ・ 資源物の店頭回収に関する広報 ・ 公園・道路等からの有機ごみのリサイクル ・ 家庭用生ごみ処理容器等への補助 ・ マイバッグ運動の推進
----------------------------	--

② ごみの分別区分

桶川市のごみの分別区分を次に示します。

表 2-25 桶川市の分別区分

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	生ごみ（よく水切りをしてから出す）、紙くず、貝がら、紙おむつ（汚物を取り除いてから出す）、落ち葉・雑草（土をよく落として一度に3袋以内で出す）、座布団（中が綿のもの）、割りばし、食用油（紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固めて出す）、分解後の木製製品（長さ50cm束の直径20cm以内で束ねて出す） など
粗大ごみ	ベッド、布団、机、電子レンジ、自転車、ソファ、タンス など
その他ごみ	茶碗・皿など（陶磁器類）、靴・長靴、ゴムホース、スポンジ、傘（袋に入れず、ひもでしばって出す）、バッグ・リュック、ビデオテープ・カセットテープ、アルミホイル・アルミ容器、使い捨てカイロ、乾燥剤、ぬいぐるみ（中がスポンジ）、鏡、ライター など
金属・ガラス・乾電池	ビン（ふたははずす）、カン、乾電池・ボタン電池、刃物類（刃の部分紙等で包んで出す）、電気コード、ゴルフクラブ（袋に入れず、ひもでしばって出す）、なべ類、小型電気製品、時計（電池ははずす）、スプレー缶（中身を空にしてから出す。穴あけは不要） など
プラスチック	ペットボトル、菓子袋（プラスチック製）、食品トレイ、発泡スチロール、レジ袋、食品や洗剤などの容器、おもちゃ（プラスチックのみでできているもの） など
紙製の容器と包装紙	菓子箱（紙製）、カップめん容器（紙製）、ティッシュ箱（紙製）（取り出し口のビニールは取りはずして出す）、紙袋、包装紙、内側にアルミを用いた紙パック（スープ・酒・ジュースなど） など
古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック	古着（着物を含む）、毛布、タオルケット、カーテン、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

家電リサイクル法の該当品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び処理困難物（土砂、廃材、ガソリン等）については、桶川市環境センターでは処理できないものとしています。

使用済小型家電は、金属・ガラス・乾電池の日に集積所に出す、桶川市環境センターに自己搬入する、若しくは市内に設置された回収ボックスに入れることで排出するとしています。

パソコンは、メーカーによるリサイクル、市と協定を締結した民間事業者による回収、桶川市環境センターに自己搬入するとしています。

ノートパソコンは、金属・ガラス・乾電池の日に集積所に出す又は使用済小型家電回収ボックスに入れることで排出するとしています。

使用済みインクカートリッジは、市内に設置された回収ボックスで回収しています。

③ ごみの排出方法と運営管理体制

桶川市の各ごみの排出方法と運営管理体制を次に示します。

収集・運搬については、粗大ごみ以外の項目のごみは民間事業者へ委託しています。

粗大ごみに関しては、一辺の長さが50cmを超えるもの、三辺の長さの合計が100cmを超えるもの、又は棒状のもので120cmを超えるもの（燃やせるごみの場合は50cmを超えるもの）は粗大ごみとなり、排出方法として、住民が自宅への回収を市へ依頼する、若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する方法があります。なお、各項目のごみは自己搬入することができます。

中間処理については、民間事業者へ委託しています。

最終処分については、最終処分場を有していないため、埋立物の最終処分は県外の民間事業者へ委託しています。

表 2-26 桶川市のごみの排出方法と運営管理体制

分別区分		排出方法	収集頻度	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ		15L(小)、30L(中)、45L(大)の うす茶色の市指定袋	2回/週	委託	委託	委託
その他ごみ		45L以下の無色透明 または無色半透明のごみ袋	1回/月	委託	委託	委託
金属・ガラス・乾電池		45L以下の無色透明 または無色半透明のごみ袋	2回/月	委託	委託	委託
プラスチック		30L～70Lの無色透明 または無色半透明のごみ袋	1回/週	委託	委託	委託
紙製の容器と包装紙		30L以上の無色透明 または無色半透明のごみ袋	2回/月	委託	委託	－
古着・ 新聞紙・ 雑誌・ 段ボール・ 紙パック	古着	45L以下の無色透明 または無色半透明のごみ袋	2回/月	委託	委託	－
	新聞紙・雑誌	ひもでしばる		委託	委託	－
	段ボール	ひもでしばる		委託	委託	－
	紙パック	ひもでしばる		委託	委託	－
粗大ごみ		－	－	市 許可業者	委託	委託

※事業系ごみの収集・運搬については、排出事業者による自己搬入、又は許可業者への委託により行います。

④ ごみ処理施設の概要

桶川市環境センターに設置されているごみ処理施設の概要を次に示します。
ごみ焼却施設は、平成31年3月31日で稼働を停止しています。

表 2-27 桶川市のごみ処理施設

項目		内容
施設名称		桶川市環境センター
所在地		埼玉県桶川市大字小針領家1160番地
ごみ焼却施設 (稼働停止)	処理方式	ストーカ式（全連続）
	処理能力	120 t/日×2基
	竣工	昭和52年度
粗大ごみ 処理施設	処理方式	破砕
	処理能力	20 t/5時間
	竣工	平成元年度
リサイクル センター	処理方式	選別
	処理能力	36 t/5時間
	竣工	昭和62年度

⑤ 集団回収の体制

桶川市では、集団回収は現在、実施していません。

(3) ごみ処理の実績

① 生活系ごみ及び事業系ごみ

桶川市の平成30年度から令和4年度までの5年間のごみ排出量実績を次に示します。

ごみ総排出量は、平成30年度から令和元年度にかけて減少しましたが、令和2年度に増加し、令和3年度以降は再び減少傾向にあります。生活系ごみ排出量及び一人一日当たり生活系ごみ排出量も、ごみ総排出量と同様の推移を示しており、令和4年度ではそれぞれ16,042t、588.5g/人・日です。事業系ごみ排出量及び一日当たり事業系ごみ排出量は、令和2年度まで減少傾向が続き、令和3年度は横ばいで、令和4年度に増加に転じており、令和4年度ではそれぞれ2,741t、7.5t/日です。

表 2-28 桶川市の生活系ごみ及び事業系ごみ

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	人	75,408	75,359	75,202	74,822	74,680
生活系ごみ	t/年	17,243	16,788	17,460	16,697	16,042
ごみ	t/年	12,353	11,760	12,258	11,806	11,408
資源	t/年	4,890	5,028	5,202	4,891	4,634
事業系ごみ	t/年	3,304	2,980	2,659	2,652	2,741
ごみ	t/年	2,888	2,931	2,626	2,625	2,714
資源	t/年	416	49	33	27	27
ごみ総排出量	t/年	20,547	19,768	20,119	19,349	18,783
一人一日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	626.5	608.7	636.1	611.4	588.5
ごみ	g/人・日	448.8	426.4	446.6	432.3	418.5
資源	g/人・日	177.7	182.3	189.5	179.1	170.0
一日当たり事業系ごみ排出量	t/日	9.1	8.1	7.3	7.3	7.5
ごみ	t/日	8.0	8.0	7.2	7.2	7.4
資源	t/日	1.1	0.1	0.1	0.1	0.1
一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	746.5	716.7	733.0	708.5	689.1

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※ごみ:分別区分の「燃やせるごみ、その他ごみ、粗大ごみ」に相当

※資源:分別区分の「プラスチック、金属・ガラス・乾電池、紙製の容器と包装紙、古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック」に相当

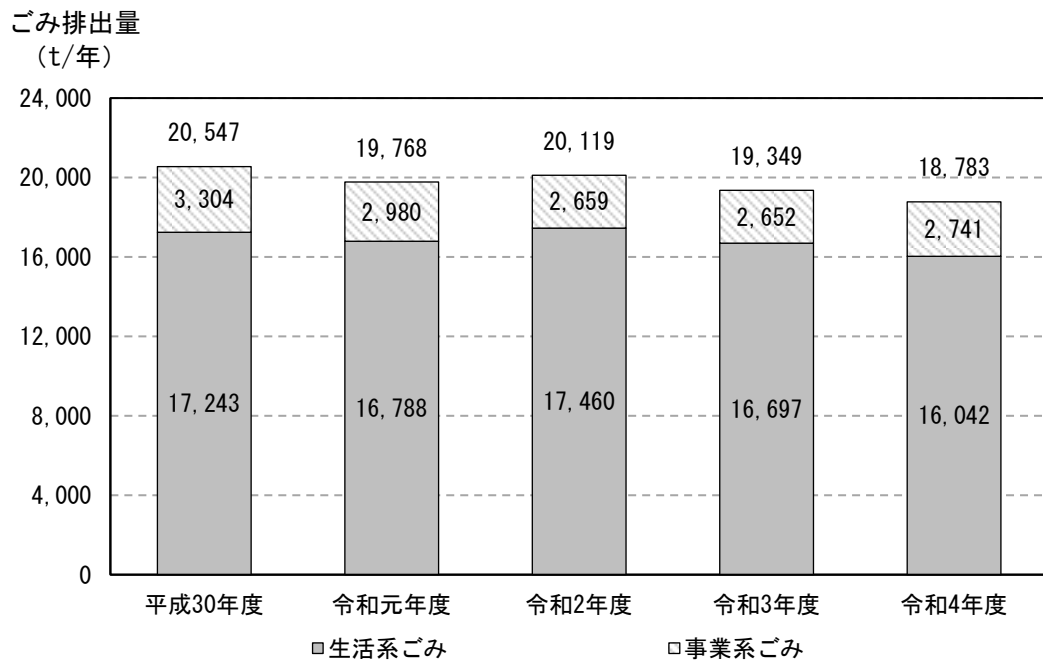


図 2-19 桶川市の生活系ごみ及び事業系ごみ(1)

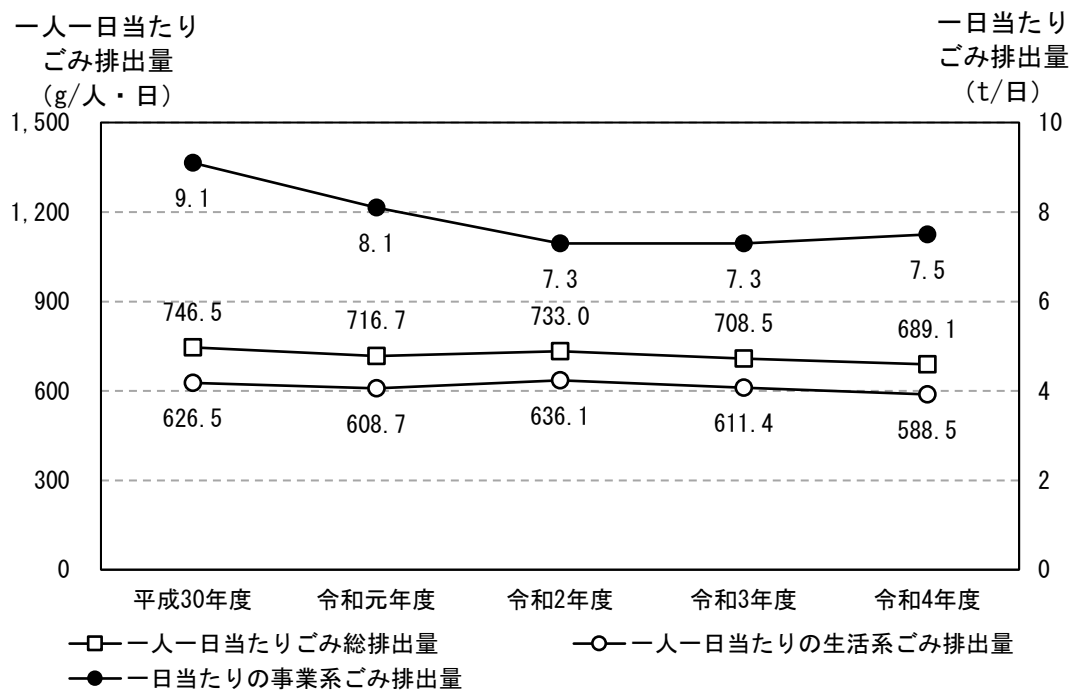


図 2-20 桶川市の生活系ごみ及び事業系ごみ(2)

② ごみの種類別排出量

桶川市のごみの種類別排出量を次に示します。

桶川市においては、燃やせるごみ、その他ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び合計の排出量はいずれも減少傾向にあります。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛等の影響で、ごみの排出量は増加しています。

表 2-29 桶川市のごみの種類別排出量

単位：t

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃やせるごみ		14,145	13,598	13,615	13,281	13,068
その他ごみ		394	448	488	411	375
粗大ごみ		702	645	781	739	679
資源ごみ		5,306	5,077	5,235	4,918	4,661
プラスチック		2,517	2,240	2,296	2,183	2,076
金属・ガラス・乾電池		1,056	1,099	1,129	1,045	979
紙製容器・包装紙		269	262	259	246	248
古着		239	273	310	288	274
新聞紙・雑誌		709	678	651	584	528
段ボール		506	516	580	563	547
紙パック		10	9	10	9	9
合計		20,547	19,768	20,119	19,349	18,783

※令和4年度は、暫定値です。

③ 減量化量及び資源化量

桶川市の減量化量及び資源化量を次に示します。

桶川市の減量化量は、ごみの総排出量及び中間処理量の推移に伴って減少傾向にあります。令和4年度では、中間処理量の62.5%が減量化されています。

桶川市の総資源化量は、民間処理施設による資源化の取組を開始したことから、令和3年度以降大きく増加しています。令和4年度の再生利用率は39.8%です。

表 2-30 桶川市の中間処理量及び減量化量

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中間処理量	t/年	18,695	17,856	18,091	17,503	17,074
中間処理後 資源化量	t/年	4,988	4,767	4,870	5,631	6,120
中間処理後 最終処分量	t/年	1,201	1,500	751	459	281
減量化量	t/年	12,506	11,589	12,470	11,413	10,673
減量化率	%	66.9	64.9	68.9	65.2	62.5

※令和4年度は、暫定値です。

※減量化量=中間処理量-(中間処理後資源化量+中間処理後最終処分量)

※減量化率=減量化量/中間処理量×100

表 2-31 桶川市の資源化量及び再生利用率

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
直接資源化量 t/年	1,464	1,476	1,551	1,444	1,358
中間処理後資源化量 t/年	4,988	4,767	4,870	5,631	6,120
集団回収量 t/年	0	0	0	0	0
総資源化量 t/年	6,452	6,243	6,421	7,075	7,478
ごみ総排出量 t/年	20,547	19,768	20,119	19,349	18,783
再生利用率 %	31.4	31.6	31.9	36.6	39.8

※令和4年度は、暫定値です。

※再生利用率=総資源化量/ごみ総排出量×100

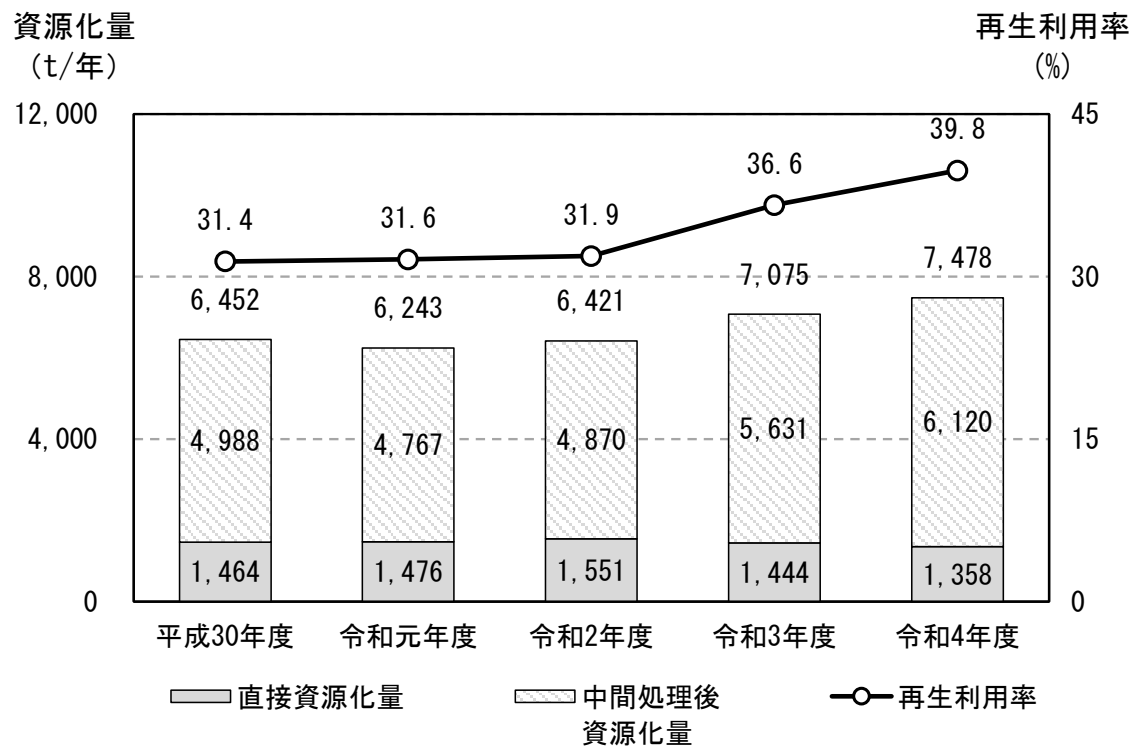


図 2-21 桶川市の資源化量及び再生利用率

④ 焼却量

桶川市の焼却量を次に示します。

桶川市の焼却量は、平成30年度以降減少しており、特に令和3年度以降大幅に減少しています。残渣率は令和元年度以降概ね横ばいであり、令和4年度の残渣率は、9.9%です。

表 2-32 桶川市の焼却量と残渣率

項目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却量 t/年	14,516	14,300	14,264	12,897	11,977
焼却残渣量 t/年	1,100	1,475	1,363	1,280	1,188
残渣率 %	7.6	10.3	9.6	9.9	9.9

※令和4年度は、暫定値です。

※残渣率=焼却残渣量/焼却量×100

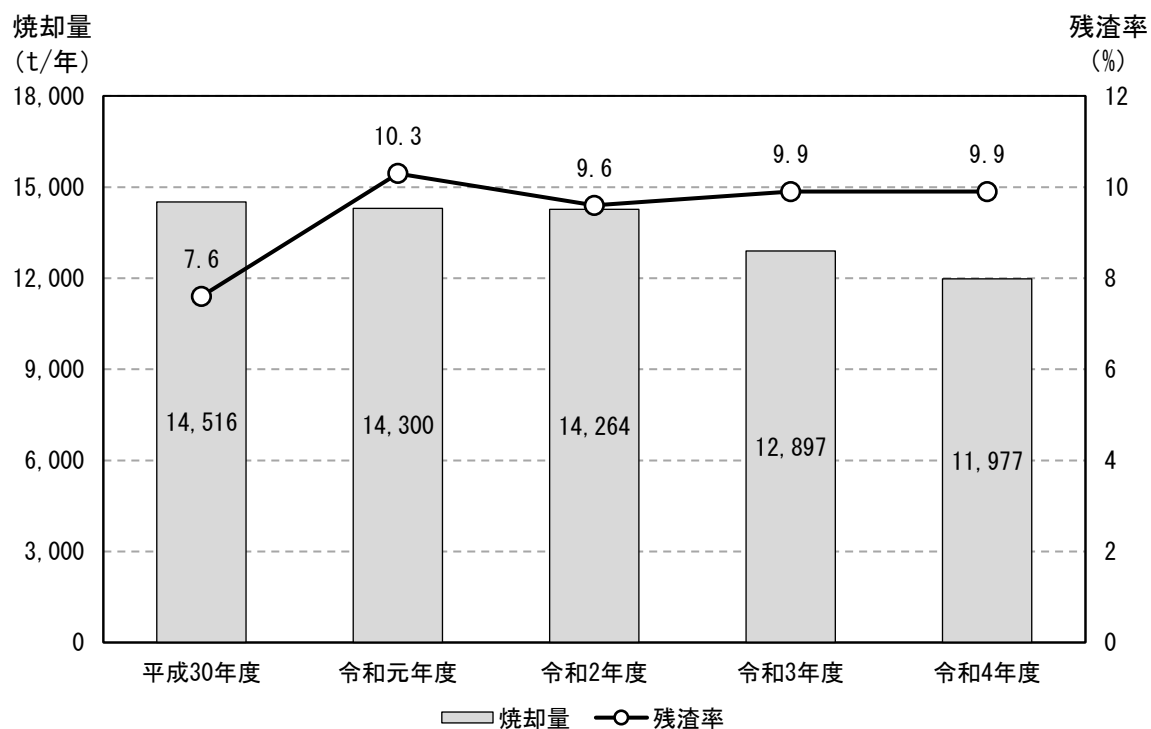


図 2-22 桶川市の焼却量と残渣率

⑤ 最終処分量

桶川市の最終処分量を次に示します。

桶川市の最終処分量は令和2年度以降減少しています。直接最終処分量は令和2年度までは増加し、以降は減少しています。ごみ焼却施設からの最終処分量及びその他の施設からの最終処分量は令和3年度以降減少しています。令和4年度は最終処分量は632tです。

表 2-33 桶川市の最終処分量

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	人	75,408	75,359	75,202	74,822	74,680
直接最終処分量	t/年	388	436	477	402	351
ごみ焼却施設からの最終処分量	t/年	544	456	475	288	165
その他の施設からの最終処分量	t/年	657	1,044	276	171	116
最終処分量	t/年	1,589	1,936	1,228	861	632
一人一日当たり最終処分量	g/人・日	57.7	70.2	44.7	31.5	23.2

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※一人一日当たり最終処分量=最終処分量/人口/365日(366日)

最終処分量
(t/年)

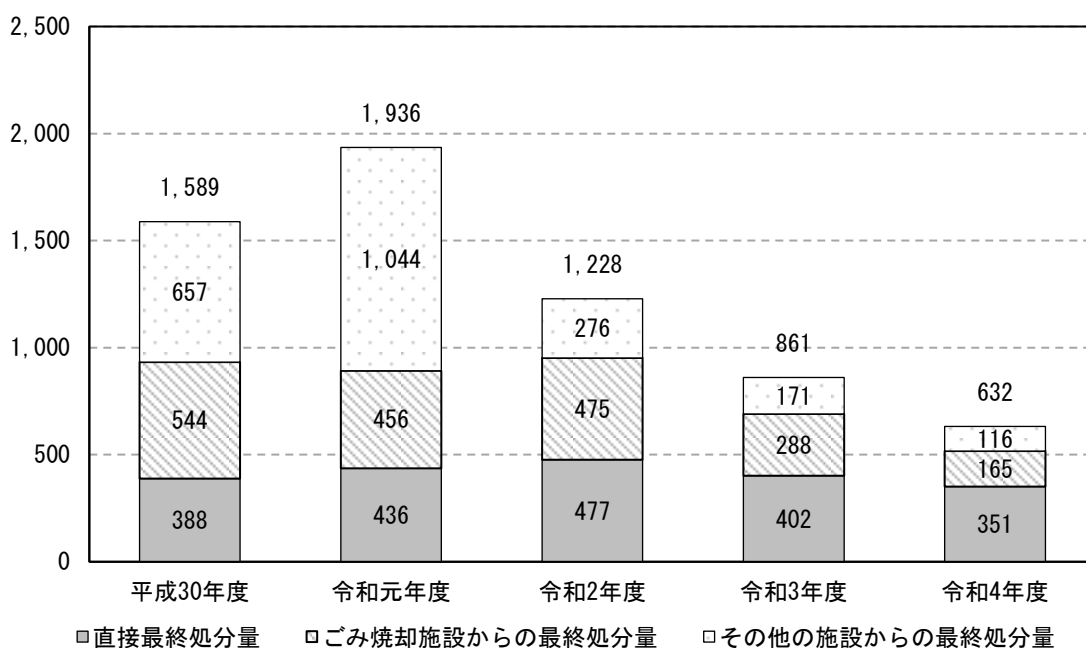


図 2-23 桶川市の最終処分量

⑥ ごみの性状

桶川市の燃やせるごみ等、焼却処理を行うもの（以下「可燃物」という。）の平成26年度から平成30年度の5年間の性状を次に示します。この結果はいずれもごみピットから採取された試料を対象に実施された分析の結果です。なお、ごみ焼却施設が令和元年度以降稼働を停止しているため、直近5年間のデータではありません。

桶川市の組成内訳では、紙・布類の割合が約6割と比較的大きく、ビニール・合成樹脂・ゴム類・皮革類が約1割と比較的小さい割合を占めています。

低位発熱量は、年度によってばらつきはあるものの、概ね同程度で推移しています。

表 2-34 桶川市の可燃物の性状

項目		年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平均
見かけ比重		kg/m ³	178	120	148	159	143	150
組成 (乾ベース)	紙・布類	%	57.7	60.0	58.5	63.5	57.6	59.5
	ビニール袋・合成樹脂・ ゴム類・皮革類	%	9.5	10.3	8.9	8.0	8.7	9.1
	木・竹・わら類	%	12.6	16.2	16.2	13.1	14.9	14.6
	厨芥類	%	14.7	9.7	12.6	10.4	13.8	12.2
	不燃物類	%	1.2	0.6	0.5	0.4	0.4	0.6
	その他(孔眼寸法5 mmのふるい を通過したもの)	%	4.3	3.2	3.3	4.6	4.6	4.0
三成分	水分	%	47.1	39.5	46.6	45.9	42.9	44.4
	灰分	%	8.2	7.7	7.6	6.7	6.6	7.4
	可燃分	%	44.7	52.8	45.8	47.4	50.5	48.2
低位発熱量（推定値）		kJ/kg	7,243	8,948	7,443	7,765	8,445	7,969

※年度の数値は4回実施した分析の平均値です。

⑦ 温室効果ガス排出量

ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量を次に示します。温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.9)(令和5年4月環境省 経済産業省)」を参考に算出しました。

桶川市の温室効果ガス総排出量は令和4年度で2,729t-CO₂であり、平成30年度以降減少傾向にあります。また、温室効果ガス総排出量のうち、令和4年度はプラスチックの焼却に伴う温室効果ガス排出量は約62%、合成繊維の焼却に伴う温室効果ガス排出量は約28%を占めています。

表 2-35 桶川市の温室効果ガス排出量

項目	年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
焼却量	t	14,516	14,300	14,264	12,897	11,977
プラスチック含有率	%	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1
プラスチックの焼却に伴う 温室効果ガス(CO ₂)	t-CO ₂	2,034	2,004	1,999	1,808	1,679
合成繊維含有率	%	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
合成繊維の焼却に伴う 温室効果ガス(CO ₂)	t-CO ₂	931	917	915	827	768
ごみの焼却に伴う 温室効果ガス(CH ₄)	t-CH ₄	1.10	1.09	1.08	0.98	0.91
CO ₂ 換算	t-CO ₂	28	27	27	25	23
ごみの焼却に伴う 温室効果ガス(N ₂ O)	t-N ₂ O	1.05	1.04	1.03	0.93	0.87
CO ₂ 換算	t-CO ₂	313	310	307	277	259
温室効果ガス総排出量(CO ₂)	t-CO ₂	3,306	3,258	3,248	2,937	2,729

※ 令和4年度は、暫定値です。

※ プラスチック含有率=ごみの種類組成「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」

※ 算出に用いたプラスチック含有率等の数値は、桶川市のごみ焼却施設が稼働停止する前5年間の平均値を利用しています。

⑧ ごみ処理事業にかかる経費

桶川市のごみ処理事業にかかる経費を次に示します。

桶川市では、ごみ処理事業にかかる経費のうち処理及び維持管理費が大部分を占めており、建設・改良費は令和2年度以降かかっていません。処理及び維持管理費の内訳は、ごみ焼却施設が稼働を停止した令和元年度以降、委託費が約8～9割を占めており、処理費が1割以下となっています。委託費は中間処理費、収集運搬費、最終処分費の順に多く、処理費は中間処理費が大きく影響しています。

各項目で年度ごとに経費のばらつきはありますが、人件費及び処理費は減少傾向にあります。委託費はごみ焼却施設が稼働を停止したため、令和元年度に大きく増加しましたが、令和2年度以降は大きな増加はみられません。令和4年度のごみ処理事業にかかる経費の合計は1,222,434千円、そのうち人件費が111,366千円、処理費が16,246千円、委託費が1,084,165千円となっています。

表 2-36 桶川市のごみ処理経費の内訳

項目		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設・改良費	工事費		0	0	0	0	0
	収集運搬施設		0	0	0	0	0
	中間処理施設		0	0	0	0	0
	最終処分場		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	調査費		0	0	0	0	0
	組合分担金		95,407	28,930	0	0	0
	小計		95,407	28,930	0	0	0
	分担金除く		0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		141,202	130,146	116,240	118,964	111,366
	一般職		60,596	57,658	44,363	46,848	43,654
	技能職	収集運搬	80,606	72,488	71,877	72,116	67,712
		中間処理	0	0	0	0	0
		最終処分	0	0	0	0	0
	処理費		138,215	37,364	24,741	21,473	16,246
	収集運搬費		7,439	5,325	4,448	4,877	3,592
	中間処理費		130,776	32,039	20,293	16,596	12,654
	最終処分費		0	0	0	0	0
	委託費		627,424	1,099,993	1,120,769	1,054,161	1,084,165
	収集運搬費		229,167	273,254	276,521	329,508	343,243
	中間処理費		315,548	756,303	759,787	663,255	679,691
	最終処分費		82,709	70,436	81,242	56,999	57,472
	その他		0	0	3,219	4,399	3,759
	車両等購入費		4,509	4,366	4,071	3,940	3,803
	組合分担金		0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0
	小計		911,350	1,271,869	1,265,821	1,198,538	1,215,580
	分担金除く		911,350	1,271,869	1,265,821	1,198,538	1,215,580
その他			6,267	2,489	19,874	4,830	6,854
合計			1,013,024	1,303,288	1,285,695	1,203,368	1,222,434
	分担金除く		917,617	1,274,358	1,285,695	1,203,368	1,222,434

(4) ごみ処理の評価

① 国、県及び既存計画の目標に関する評価

桶川市のごみ処理について、環境省による「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度版）」に基づき、全国市町村平均、埼玉県市町村平均、全国類似自治体平均（令和3年度実績）と比較し、評価を行いました。

全国市町村平均は、47都道府県の各平均値の平均を示しており、類似自治体は、総務省で用いられる都市形態、人口規模、産業構造の指標をもとに抽出したものです。

処理システムにおける各評価指標を次に示します。

表 2-37 処理システムの評価指標

廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量 一人一日当たり生活系排出量 集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量 一事業所当たり事業系排出量 一人一日当たり可燃ごみ排出量 一人一日当たり資源ごみ排出量
廃棄物の 再生利用・最終処分	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) 廃棄物のうち最終処分される割合
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費 最終処分減量に要する費用

※「人口一人一日当たりごみ総排出量」＝「一人一日当たりごみ総排出量」

※「集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

※「一人一日当たり資源ごみ排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（資源）」

表 2-38 各評価指標の計算方法

項 目	単 位	計 算 方 法
人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	ごみ総排出量÷計画収集人口÷365日(又は366日)
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	t/t	資源化量÷ごみ総排出量
廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷ごみ総排出量
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(ごみ総排出量－最終処分量)
一人一日当たり生活系排出量	kg/人・日	(生活系ごみ量＋集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日)
集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量	kg/人・日	(生活系ごみ量－生活系資源ごみ量)÷計画収集人口÷365日(又は366日)
一事業所当たり事業系排出量	kg/事業所・日	事業系ごみ量÷事業所数÷365日(又は366日)
一人一日当たり可燃ごみ排出量	kg/人・日	生活系可燃ごみ量÷計画収集人口÷365日(又は366日)
一人一日当たり資源ごみ排出量	kg/人・日	生活系資源ごみ量÷計画収集人口÷365日(又は366日)

ア 全国から見たごみ処理の評価

桶川市の全国から見たごみ処理の評価を次に示します。

人口一人一日当たりごみ総排出量や一人一日当たり生活系排出量、一事業所当たり事業系排出量等は全国市町村平均より少なくなっています。しかし、一人一日当たり資源ごみ排出量は全国市町村平均に比べて多くなっています。また、廃棄物からの資源回収率や廃棄物のうち最終処分される割合は、全国市町村平均より優れています。

費用対効果については、人口一人当たり年間処理経費が全国市町村平均と同等となり、最終処分減量に要する費用が全国市町村平均より高い結果になりました。

表 2-39 桶川市の全国から見たごみ処理評価（令和3年度）

指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 kg/人・日	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される割合 t/t	人口一人当たり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
全国市町村 平均	0.896	0.172	0.089	15,943	50,322
桶川市	0.708	0.309	0.045	15,945	61,436

指標	一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	集団回収・資源ごみ を除く一人一日当 たり生活系排出量 kg/人・日	一事業所当たり 事業系排出量 kg/事業所・日	一人一日当たり 可燃ごみ排出量 kg/人・日	一人一日当たり 資源ごみ排出量 kg/人・日
全国市町村 平均	0.651	0.559	4.535	0.494	0.092
桶川市	0.611	0.432	2.799	0.390	0.179

※一人一日当たり可燃ごみ排出量及び一人一日当たり資源ごみ排出量は生活系ごみに含まれる値です。

※全国市町村平均値は、各都道府県の平均値から算出しています。

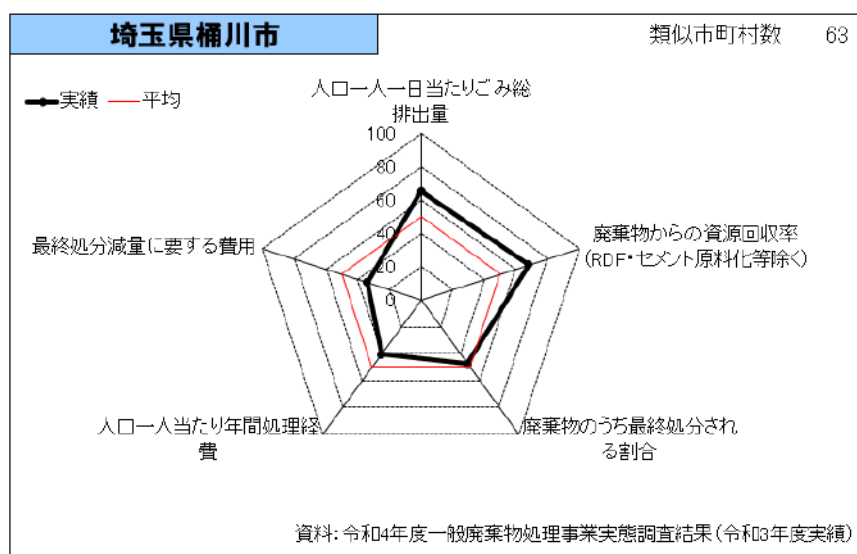
※数値は実態調査から引用しています。

イ 埼玉県から見たごみ処理の評価

桶川市の埼玉県から見たごみ処理の評価を次に示します。

人口一人一日当たりごみ総排出量や一人一日当たり生活系排出量、一事業所当たり事業系排出量等は埼玉县市町村平均より少なくなっています。しかし、一人一日当たり資源ごみ排出量は埼玉县市町村平均に比べて多くなっています。また、廃棄物からの資源回収率は埼玉县市町村平均より優れていますが、廃棄物のうち最終処分される割合は埼玉县市町村平均より大きくなっています。

費用対効果については、人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用が、埼玉县市町村平均より高い結果になりました。



指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 kg/人・日	廃棄物からの資源回収 率(RDF・セメント 原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される割合 t/t	人口一人当たり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
埼玉県 市町村平均	0.849	0.205	0.039	12,489	39,518
桶川市	0.708	0.309	0.045	15,945	61,436
偏差値指数	65.5	68.2	47.8	40.5	34.0
指標	一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	集団回収・資源ごみ を除く一人一日当 たり生活系排出量 kg/人・日	一事業所当たり 事業系排出量 kg/事業所・日	一人一日当たり 可燃ごみ排出量 kg/人・日	一人一日当たり 資源ごみ排出量 kg/人・日
埼玉県 市町村平均	0.655	0.546	4.283	0.489	0.109
桶川市	0.611	0.432	2.799	0.390	0.179
偏差値指数	57.5	64.1	63.1	63.0	35.1

※一人一日当たり可燃ごみ排出量及び一人一日当たり資源ごみ排出量は生活系ごみに含まれる値です。

※数値は実態調査から引用しています。

※類似市町村数は埼玉県の市町村数を示しています。

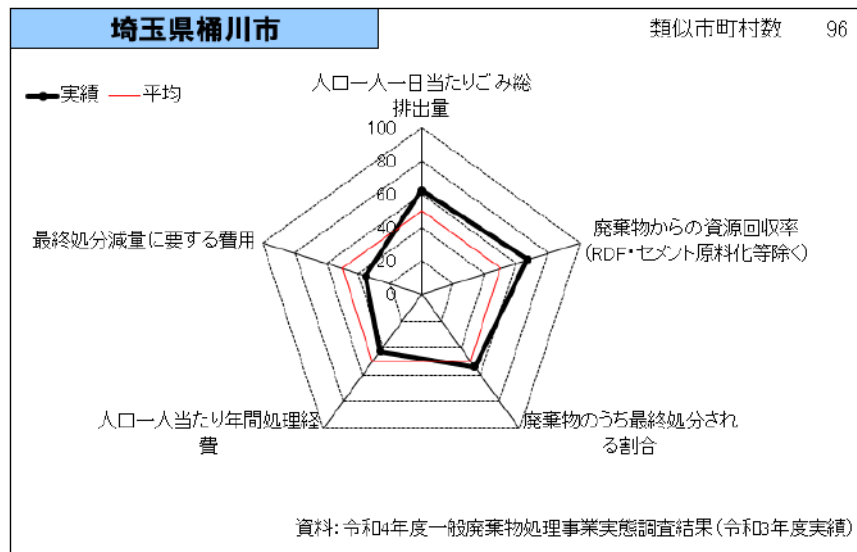
図 2-24 桶川市の埼玉県から見たごみ処理評価（令和3年度）

ウ 類似自治体から見たごみ処理の評価

桶川市の類似自治体から見たごみ処理の評価を次に示します。

人口一人一日当たりごみ総排出量、一事業所当たり事業系排出量は全国類似自治体平均より少なくなっており、一人一日当たり生活系排出量は全国類似自治体平均と同等となっています。しかし、一人一日当たり資源ごみ排出量は全国類似自治体平均に比べて多くなっています。また、廃棄物からの資源回収率や廃棄物のうち最終処分される割合は、全国類似自治体平均より優れています。

費用対効果については、人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用が、全国類似自治体平均より高い結果になりました。



指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 kg/人・日	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント 原料化等除く) t/t	廃棄物のうち 最終処分される割合 t/t	人口一人当たり 年間処理経費 円/人・年	最終処分減量に 要する費用 円/t
全国類似 自治体平均	0.866	0.183	0.082	13,543	43,983
桶川市	0.708	0.309	0.045	15,945	61,436
偏差値指数	62.3	67.0	54.4	42.6	35.1
指標	一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	集団回収・資源ごみ を除く一人一日当たり 生活系排出量 kg/人・日	一事業所当たり 事業系排出量 kg/事業所・日	一人一日当たり 可燃ごみ排出量 kg/人・日	一人一日当たり 資源ごみ排出量 kg/人・日
全国類似 自治体平均	0.608	0.518	5.469	0.467	0.090
桶川市	0.611	0.432	2.799	0.390	0.179
偏差値指数	49.5	62.5	62.7	62.2	30.2

※一人一日当たり可燃ごみ排出量及び一人一日当たり資源ごみ排出量は生活系ごみに含まれる値です。

※数値は実態調査から引用しています。

図 2-25 桶川市の類似自治体から見たごみ処理評価（令和3年度）

エ 既存計画の目標値から見たごみ処理の評価

桶川市のごみ処理について、国の計画である①基本的な方針、②第四次循環型社会形成推進基本計画、県の計画である③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画、④桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）で提示されている目標値と実績値（令和4年度）を比較し、評価を行いました。既存計画の目標値と桶川市の令和4年度時点の数値での達成状況を次に示します。

令和4年度時点での比較とはなりますが、令和7年度及び令和9年度の目標をほとんどが達成しており、国のごみ総排出量の目標及び市の一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）の目標のみ達成していない状況です。

表 2-40 桶川市の令和4年度時点での目標達成状況

①基本的な方針

目標年次	平成24年度実績を基準とする令和7年度及び令和9年度目標			達成状況 (令和4年度時点)
目標項目	単位	令和7年度目標	令和9年度目標	
一般廃棄物の排出量	-	平成24年度比 16%減	-	×
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	-	28	○
一般廃棄物の最終処分量	-	平成24年度比 31%減	-	○
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	-	○

②第四次循環型社会形成推進基本計画

目標年次	令和7年度目標		達成状況 (令和4年度時点)
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	850	○
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	○
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	28	○

③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

目標年次	令和7年度目標		達成状況 (令和4年度時点)
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	○
事業系ごみ排出量	千t	451(埼玉県総量)	-
	-	平成30年度比 16%減	○
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	28	○
再生利用率	%	33.6	○

④桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

目標年次	平成25年度実績を基準とする令和2年度及び令和4年度目標			達成状況 (令和2,4年度時点)
目標項目	単位	令和2年度目標	令和4年度目標	
生活系ごみ原単位（ごみ）	-	平成25年度比 約7%減	-	×
事業系ごみ排出量	-	平成25年度比 約10%減	-	○
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	-	44	○

※第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の事業系ごみ排出量の目標値が県総量となっており、比較が困難であるため、目標割合を用いて評価を行いました。

※「一般廃棄物の排出量」＝「ごみ総排出量」

※「一般廃棄物の出口側の循環利用率」、「リサイクル率」＝「再生利用率」

※「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

※「生活系ごみ原単位（ごみ）」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

オ 施策の実施状況

桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）で計画した施策の実施状況を次に示します。

桶川市の施策は、表彰制度の創設に係る施策は現時点では未実施となっていますが、事業系ごみの削減、有害物等の拠点回収、食品循環資源の再生利用等の取組の推進、公園・道路等からの有機ごみのリサイクル、家庭用生ごみ処理容器等への補助等、多くの施策が実施されています。

表 2-41 桶川市の施策実施状況

施策内容		方針	実施状況	実施内容
桶川市の施策	ごみの分別排出	継続	A	ごみの分別について広報誌やホームページ、ごみ収集日程表、ごみ分別ガイドブック等を通じて広く市民に周知した。 市が主催するイベントにおいて、適正なごみの排出について周知した。
	事業系ごみの削減	継続	A	埼玉県において重点的に事業系ごみの削減に取り組む期間とする「事業系ごみ削減キャンペーン」に併せて、許可業者や一般事業者へ事業系ごみ削減に関するチラシ等を配布することにより情報発信や意識啓発を行った。
	資源循環型社会の啓発	継続	A	施設見学や出前講座を実施し、環境学習の推進を図るとともに情報提供や意識啓発を行った。出前講座では、「みんなでつくる循環型社会」をテーマとして、SDGsやごみの減量化、リサイクルの重要性について情報発信を行った。 フードドライブを実施し、食品ロス削減に努めた。
	廃棄物減量等推進指導員制度の導入	継続	B	市役所において「桶川市ごみ減量化庁内推進委員」を配置し、公共施設等から発生するごみの減量化を推進した。
	有害物等の拠点回収	新規	A	蛍光管や乾電池、水銀体温計などの有害物質を含むものを安全に収集し処分するため、これまでに市内公共施設7カ所に回収ボックスを設置した。
	食品循環資源の再生利用等の取組の推進	新規	A	食品リサイクルを行っている施設が所在する自治体と事前協議を行い、許可業者が収集運搬している事業系一般廃棄物を当該施設へ搬入するなどの取組を推進した。
	資源物の店頭回収に関する広報	新規	A	資源物の店頭回収を行っている店舗及び品目一覧を市のホームページで公開し、市民への周知を図った。
	公園・道路等からの有機ごみのリサイクル	継続	A	公園や道路等から排出された枝・草などの有機ごみの処理を民間事業者へ委託し、チップ化することでバイオマス発電の燃料として活用した。
	家庭用生ごみ処理容器等への補助	継続	A	生ごみ処理容器等購入費補助金制度に基づき、56万円分の購入を助成した。(令和4年度実績)
	マイバッグ運動の推進	継続	A	イベントや出前講座などの実施に併せてエコバッグの配布を行った。 広報誌やホームページでマイバッグの活用を推進した。
	廃棄物減量等推進審議会の設置	継続	B	市民、団体、事業者及び市が一体となったごみの減量化、資源化等を推進するため「桶川市ごみ減量化対策推進協議会」を設置した。
	表彰制度等の創設	継続	C	未実施

※方針 … 「新規」：桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）で新たに掲げた施策

「継続」：桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の前計画で掲げた施策

※実施状況 … 「A」：実施、「B」：一部実施、「C」：未実施

カ 公共サービス面

桶川市では、令和5年1～2月に、桶川市第六次総合計画策定のための市民意識調査を実施しました。

「家庭ごみの収集・処理」に対して、「満足している」と回答した住民は11.6%、「どちらかといえば満足している」と回答した住民は19.7%であり、約3割は「家庭ごみの収集・処理」の現状に満足している結果となりました。

一方で、「家庭ごみの収集・処理」に対して、「充実すべき」と回答した住民は15.8%、「やや充実すべき」と回答した住民は22.7%であり、約4割の回答者が、今後の「家庭ごみの収集・処理」の充実に対して期待を寄せている結果となりました。

キ 環境負荷面

環境省による自治体排出量カルテを用いて、ごみ焼却施設が稼働していた最終年度である平成30年度における桶川市の温室効果ガス（CO₂）排出量の分野別構成比を全国及び埼玉県の分野別構成比と比較した結果を次に示します。

全国及び埼玉県の廃棄物分野は全体の2%を占めているのに対し、桶川市は1%と低い結果となりました。

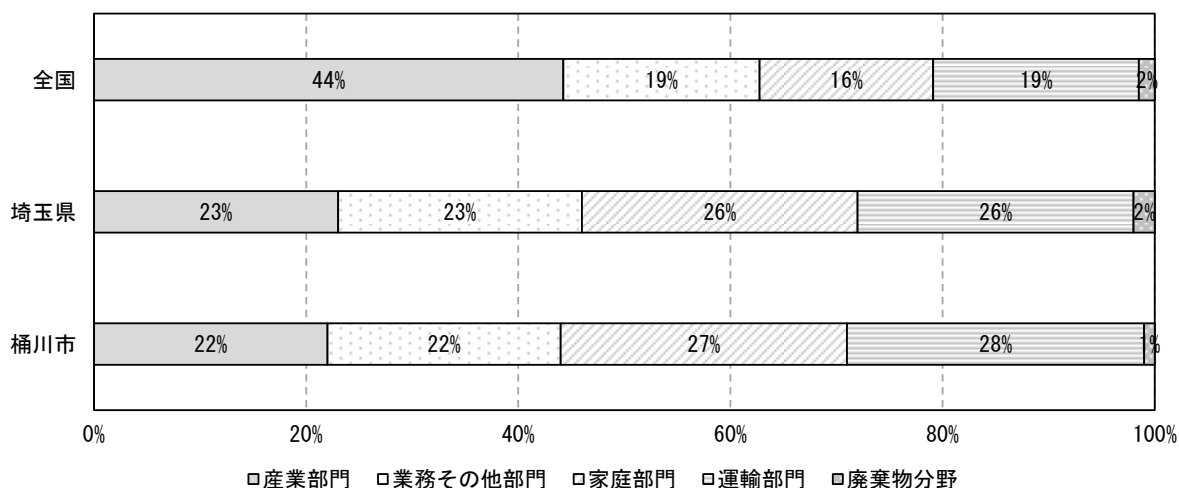


図 2-26 桶川市の温室効果ガス（CO₂）排出量の分野別構成比（平成30年度）

(5) 課題の抽出

① 発生・排出抑制の課題

桶川市のごみ総排出量は近年減少傾向にあり、人口一人一日当たりごみ総排出量及び一人一日当たり生活系ごみ排出量は、全国市町村平均及び埼玉縣市町村平均より少ない状況です。しかし、一人一日当たり生活系ごみ排出量は全国類似自治体平均よりやや多いことやごみ総排出量は国の基本的な方針における令和7年度目標を令和4年度時点では達成していないことを踏まえ、発生・排出抑制を継続して促進する必要があります。

事業系ごみについては、近年大幅な減量がみられ、事業系ごみ排出量は、桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の令和2年度目標を平成30年度時点で達成しています。一事業所当たり事業系ごみ排出量も、全国市町村平均、埼玉縣市町村平均及び全国類似自治体平均より大幅に少ない状況であるため、今後も現状を維持していくことが重要となります。

② 再生利用率向上の課題

桶川市の廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は、全国市町村平均、埼玉縣市町村平均及び全国類似自治体平均より大幅に高いことから、資源化が進んでいると考えられます。令和3年度から、民間処理施設による資源化の取組を開始したことで、再生利用率も増加していますが、委託処理分以外の資源化についても、現状を維持していくことが重要となります。

③ 収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費の課題

収集・運搬においては、今後の人口減少及び高齢化に対応した収集・運搬体制を構築する必要があります。拠点回収においても、今後の回収量増加に向けてより参加しやすい仕組みを整えることが重要です。また、不法投棄も確認されていることから、不法投棄の未然防止に向けた対応を強化する必要があります。

中間処理においては、桶川市環境センターのごみ焼却施設は老朽化により稼働を停止しています。その他のごみ処理施設においても、一部老朽化が進んでおり、手選別で仕分ける工程も多くあります。そのため、新ごみ処理施設の稼働開始までは、現在の処理機能を維持できるよう、適切な維持管理が必要です。

また、最終処分において、桶川市の廃棄物のうち最終処分される割合は、全国市町村平均や全国類似自治体平均よりは低いですが、埼玉縣市町村平均よりは高いことから、より一層の最終処分量の減量に向けた対策が必要です。

ごみ処理経費においては、処理及び維持管理費のうちの委託費が大きな割合を占めており、桶川市ではごみ焼却施設の稼働停止後、ごみ処理経費の約8～9割を占めています。限られた財源を有効に活用するため、ごみ処理体制の効率化を図り、ごみ処理費用の削減を進める必要があります。

④ 住民と事業者が果たすべき役割に関する課題

ごみの適切な処理には、住民及び事業者の適切な分別排出が必要です。

特に燃やせるごみについては、桶川市は令和元年度以降、全てを他自治体等に委託しています。そのため、今後も住民及び事業者の分別排出が重要となります。

ア 住民が果たすべき役割に関する課題

ごみ総排出量のうち約8～9割を占めるのが家庭から排出される生活系ごみです。生活系ごみの発生・排出抑制に向け、本当に必要かどうか考え、環境負荷ができるだけ少ない物を買うグリーン購入や食品ロスの削減等、住民一人ひとりの努力が必要不可欠です。

特に生活系ごみのうち重量比で最も大きい「生ごみ」については、各家庭での水切り後の排出や自家処理の推進が求められます。

また、桶川市環境センターに搬入される可燃物には、紙類や布類をはじめとした資源として回収されるべきものの混入が多くみられます。住民の分別排出に対するより一層の意識の向上が必要です。

イ 事業者が果たすべき役割に関する課題

事業者は、「排出者責任の原則」により、自らの責任でごみを適正に処理することが求められていますが、事業系ごみが生活系ごみに混ざって桶川市環境センターに搬入される事例もみられます。正確なごみ排出量の把握や目標設定においても、全ての事業者が適正なごみの排出について理解をして、発生・排出抑止及び資源化の推進に努めることが必要です。

第3節 ごみ処理行政等の動向

1. 関連法令等

(1) ごみ処理等に関する法令

廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系を次に示します。本計画は、これらの法体系の中の廃棄物処理法に位置付けられており、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、及びその他リサイクルやごみの種類に応じた関係法令に配慮して策定するものです。

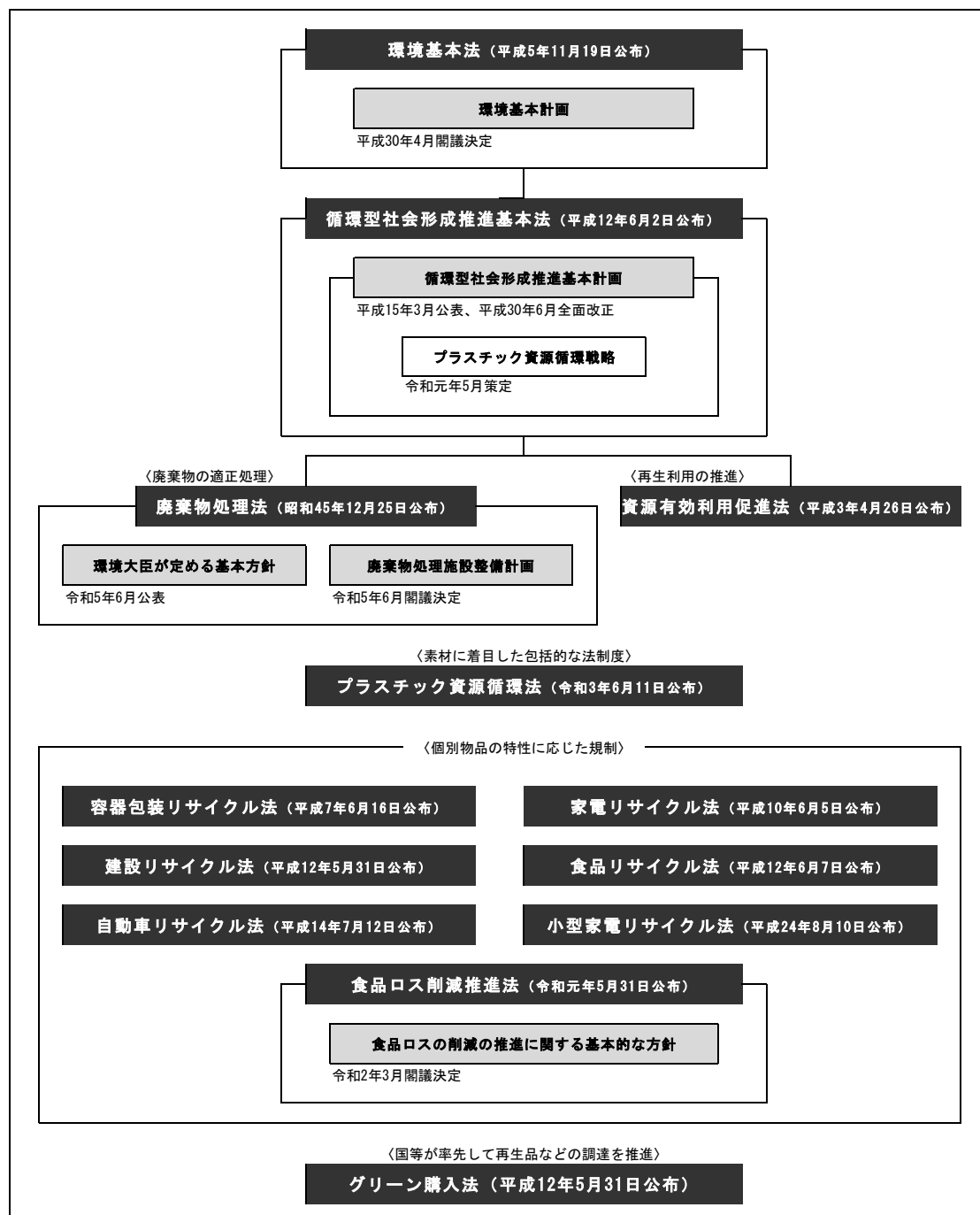


図 2-27 廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系

(2) ごみ処理に関する基本計画や基本方針

本計画に係る上位計画である、ごみ処理に関する国や埼玉県の基本計画や基本方針を次に示します。

表 2-42 本計画の上位計画の内容

環境基本計画	環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画です。第五次環境基本計画では、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」「国土のストックとしての価値の向上」をはじめとする6つの重点戦略を設定しています。
循環型社会 形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」をはじめとする7つの方向性を掲げています。
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めており、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向や、目標の設定に関する事項、施策を推進するための基本的事項等が示されています。
廃棄物処理施設整備計画	廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るために定める計画です。廃棄物処理施設整備計画では、「基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」「災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」の3つを基本的理念として掲げています。
埼玉県廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画です。第9次埼玉県廃棄物処理基本計画では、「廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。」「廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。」をはじめとする4つの基本方針を掲げています。

2. ごみ処理行政の動向

(1) 国の動向

国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示され、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組を一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食品のロスを削減していくための対応等について示しています。

また、近年では食品ロスの削減が世界的な課題となっており、日本でも、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されています。そこで、環境・食料問題の観点から真摯に食品ロス削減に取り組む必要があること、持続可能な開発のための2030アジェンダでも食品ロスについて言及されていることから、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、多様に使用されるプラスチックの包括的な資源循環体制を強化するため、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

表 2-43 食品ロス削減推進法及びプラスチック資源循環促進法の内容

食品ロス削減推進法	・ 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割等を明確化 ・ 都道府県及び市町村の食品ロス削減推進計画策定の努力義務を規定 ・ 消費者及び事業者等に向けた教育及び学習の振興、知識の普及啓発等や食品関連事業者等の取組に対する支援の実施 ・ 食品ロスの実態調査等の実施や先進的な取組等の情報の収集及び提供
プラスチック資源循環促進法	・ プラスチックの排出抑制等に対して国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務を明確化 ・ プラスチック使用製品設計指針の策定等 ・ プラスチック使用製品の設計の認定

(2) 県の動向

埼玉県では、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」が策定されました。特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」を掲げ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくことを示しています。

表 2-44 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の内容

食品ロスの削減	・ 家庭から発生する食品ロスの削減 (市町村の特色ある取組の発信、民間との連携による取組の推進 等) ・ 事業活動に伴い発生する食品ロスの削減 (事業系食品ロスの削減に向けた事例の発信、災害用備蓄食料の有効活用 等) ・ 食品の有効活用の推進 (地産地消型食品ロス削減の推進、フードドライブの実施 等)
プラスチック資源の循環的利用の推進	・ 市町村による分別回収の推進 ・ プラスチックの持続可能な利用モデル ・ プラスチックごみの排出削減の推進 ・ プラスチックごみの分別徹底のための機運醸成 ・ 排出事業者への指導強化 ・ 不適正処理に対する監視・指導の強化 ・ 地域清掃活動団体等の支援
廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用	・ 下水処理場から発生する汚泥の持つエネルギーの活用 ・ 一般廃棄物処理施設における発電設備等の導入による熱回収の促進 ・ 産業廃棄物の処理におけるエネルギーの有効活用の促進 ・ 廃棄物エネルギーの地域での活用促進

(3) 近隣市町村の動向

現在埼玉県では、概ね第2次埼玉県ごみ処理広域化計画に基づく21ブロックの枠内で集約化に向けたごみ処理施設の更新計画が進められています。その中で川島町はブロック14に属しており、同じブロックの川島町と東松山市を除く5町村では、昭和39年2月に小川地区衛生組合を設立しています。また、桶川市はブロック4に属しており、同じブロックの上尾市と伊奈町は、令和5年4月に上尾伊奈資源循環組合を設立しています。

① 小川地区衛生組合

小川地区衛生組合では、構成町村である小川町にあるごみ処理施設でごみ処理を行っています。そのうち焼却施設は、稼働から約45年が経過し老朽化が進んでいたことから、令和3年度をもって稼働を停止しています。不燃物処理施設も、稼働から約45年が経過しており老朽化が進んでいます。

現在は、衣類・布類やふとん・木材等、プラスチック製品の資源化が検討されており、令和5年4月から事業系一般廃棄物処理のごみ処理手数料が10kgにつき200円から300円に改定されました。

収集運搬に関しては、分別品目や収集回数の統一化、プラスチック資源循環促進法に伴う収集方法、家庭ごみの有料化等について検討されています。中間処理に関しては、焼却処理を民間事業者へ委託しつつ、新施設建設と民間事業者への委託の両方の可能性を検討する必要があるとしています。最終処分に関しては、埼玉県環境整備センター及び民間事業者に委託処分を行いつつ、施設の整備や用地の確保に努めるとしています。

② 東松山市

東松山市では市単独でごみ処理を行っています。そのうち焼却施設は、稼働開始から約45年、ダイオキシン類の発生抑制対策としての排ガス高度処理施設設置工事から約20年が経過し、老朽化が進んでいます。

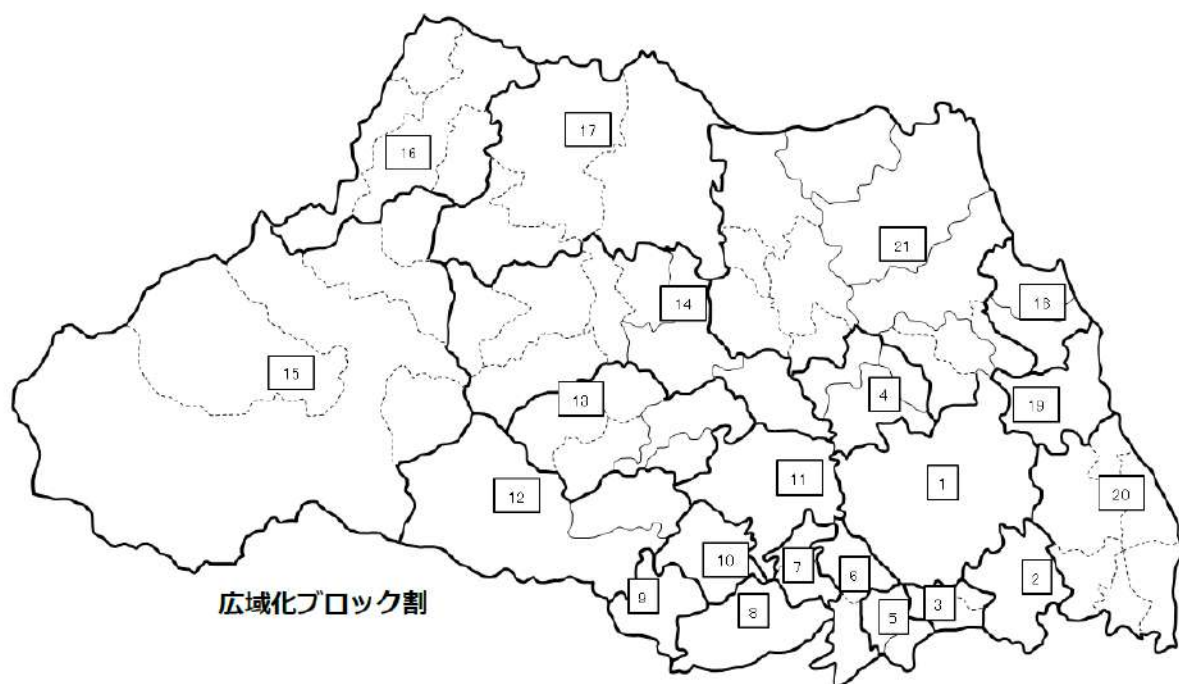
現在は、指定袋導入やごみ有料化、食品ロスの削減に向けて検討が進められています。

収集運搬に関しては、雑がみの排出方法の見直しやプラスチック類の資源回収のほか、今後の高齢化の進行に対し、分別作業や集積所への排出の負担を軽減することができるような、高齢者に配慮した支援体制づくりが検討されています。中間処理に関しては、ごみ処理の広域化も選択肢の一つとしながら、現ごみ処理施設の延命化を図りつつ、新たな施設整備が検討されています。最終処分に関しては、市が保有する最終処分場において、今後も長期間の使用が可能であるが、引き続き最終処分量の削減、安全な運営に努めるとしています。

③ 上尾伊奈資源循環組合

上尾伊奈資源循環組合では、令和2年8月に上尾伊奈ごみ広域処理施設の建設候補地が決定し、令和15年度の稼働を目標に施設整備が進められています。

上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画において、ごみの分別区分体制の統一案、収集体制、住民への周知時期・啓発手法を整理しており、ごみ処理の有料化も含めて今後も検討を続けるとしています。



出典：第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

図 2-28 第2次埼玉県ごみ処理広域化計画に基づく広域ブロック割

表 2-45 両市町所属ブロックの構成市町村と一部事務組合

ブロック4	上尾市	上尾伊奈資源循環組合
	伊奈町	
	桶川市	
ブロック14	滑川町	小川地区衛生組合
	嵐山町	
	小川町	
	ときがわ町	
	東秩父村	
	東松山市	
	川島町	

3. ごみ処理技術の動向

廃棄物処理事業経費の中では収集運搬経費が高い比率を占めており、収集運搬の効率化は、経費削減や住民サービスの維持・向上につながります。

現在の収集・運搬システムは、高効率化や環境負荷の低減等に主眼が置かれて開発されています。

高効率化に向けては、多量のごみを一度に運べる高圧縮プレスのパッカー車やその場で計量ができるように計量器付きの収集車が導入されています。また、収集・運搬経路の管理のためのGPS搭載車も開発されています。環境負荷の低減に向けては、電動式ごみ収集車やハイブリッド車等が開発・実用化されています。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

現在、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、2030年（令和12年）までに取り組むべき持続可能な開発目標（SDGs）として17の目標が採択されました。その中の目標12「つくる責任つかう責任」では、ごみの排出量の削減や再生利用の推進等を通じて持続可能な生産消費サイクルの実現を目指すことが掲げられています。持続可能な社会を実現するためには、循環型社会・低炭素社会の構築を目指し、住民、事業者及び両市町が協働してごみ処理体制を構築する必要があり、発生・排出抑制を最重要の施策とし、それでも排出されてしまうごみは、分別収集、資源化により資源の有効利用を図ることが重要です。

以上のことから、両市町のごみ処理の現状と課題も踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針 1：ごみの減量化の推進

食品ロスの削減や生ごみの減量化などを推進し、住民及び事業者からの排出抑制に努めます。また、住民及び事業者と協働し、「ごみを出さない」ライフスタイルの定着を目指します。

→ごみの排出抑制のための方策—減量化—

基本方針 2：ごみの資源化の推進

プラスチックの資源化推進や資源化方法の拡充により、更なる資源化の推進に努めます。また、住民及び事業者と協働して排出時の分別を徹底し、資源化への意識を高め、循環型社会の構築を目指します。

→ごみの排出抑制のための方策—資源化—

基本方針 3：持続可能なごみ処理体制の構築

安全・安心で適正かつ環境負荷が少ないごみ処理体制の維持・整備に努めます。また、ごみ処理の広域化に向けて、自然災害などのリスクに対応できる強靱なごみ処理体制の構築を目指します。

→ごみの種類及び分別の区分、ごみ処理方法及び処理主体、
ごみ処理施設の整備

第2節 ごみの排出量及び処理量の見込み

1. 川島町

(1) 推計方法

① ごみ排出量の推計方法

本計画の計画期間である令和6年度から令和20年度までの15年間について、次のフローでごみ排出量の推計を行いました。

ごみ排出量の推計は、過去5年間のごみ排出量原単位（生活系ごみ：一人一日当たりごみ排出量、事業系ごみ：一日当たりごみ排出量）の実績値を基に、時系列に沿って実績値を曲線にあてはめる統計学的手法（回帰予測）を用いて行いました。

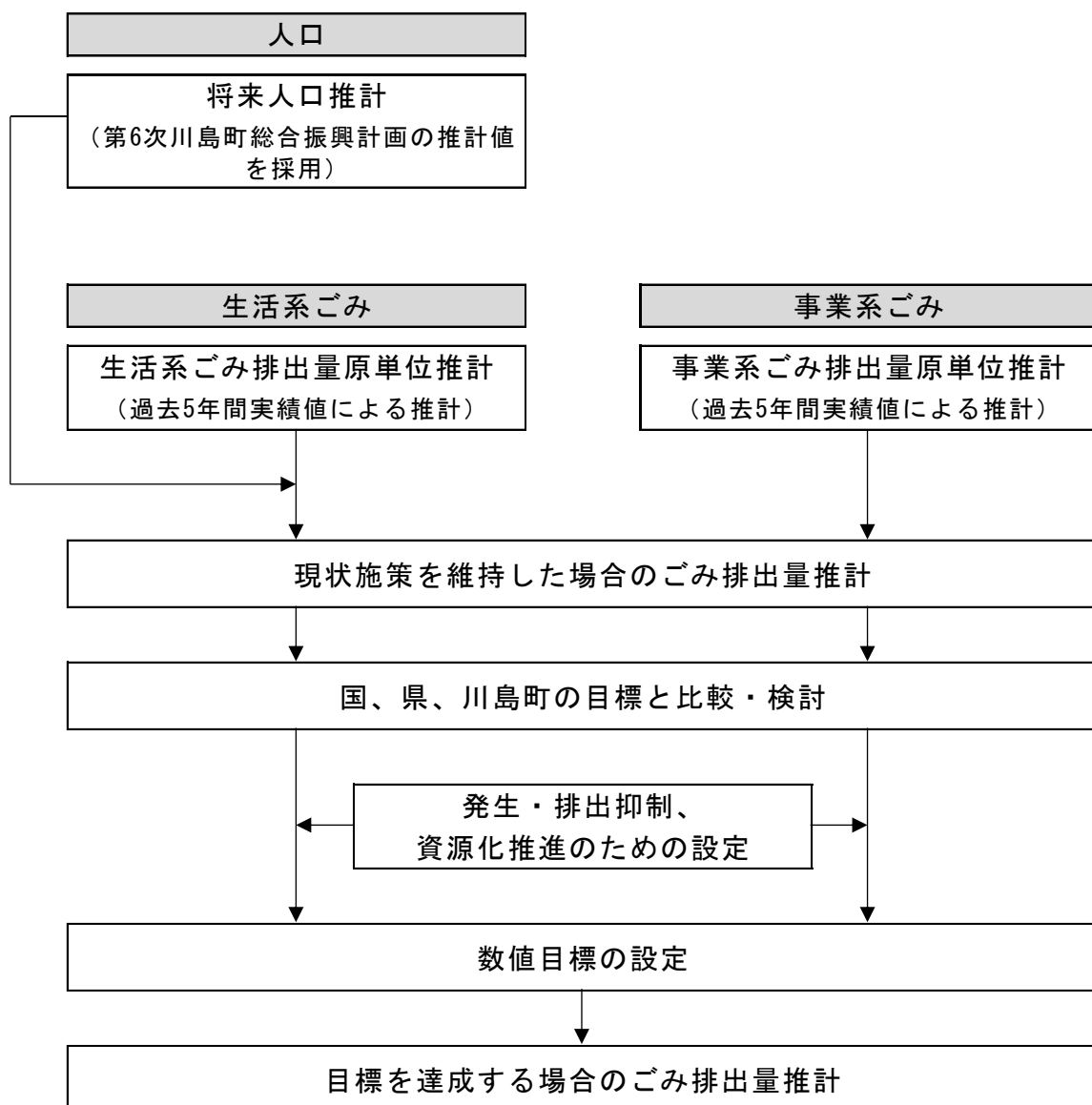


図 3-1 ごみ排出量の推計フロー

② 将来人口

将来人口の推計については、本計画の上位計画である第6次川島町総合振興計画の将来人口を採用しました。

川島町の人口は減少傾向であり、令和21年時点で15,064人と推計されています。

表 3-1 川島町の将来人口の推移

単位：人

年	項目	将来人口
実績	令和元年	20,294
	令和2年	19,952
	令和3年	19,672
	令和4年	19,345
	令和5年	19,188
推計	令和6年	19,171
	令和7年	18,918
	令和8年	18,666
	令和9年	18,409
	令和10年	18,149
	令和11年	17,889
	令和12年	17,604
	令和13年	17,319
	令和14年	17,036
	令和15年	16,744
	令和16年	16,447
	令和17年	16,153
	令和18年	15,855
	令和19年	15,560
	令和20年	15,271
	令和21年	15,064

※実績は各年1月1日の人口です。

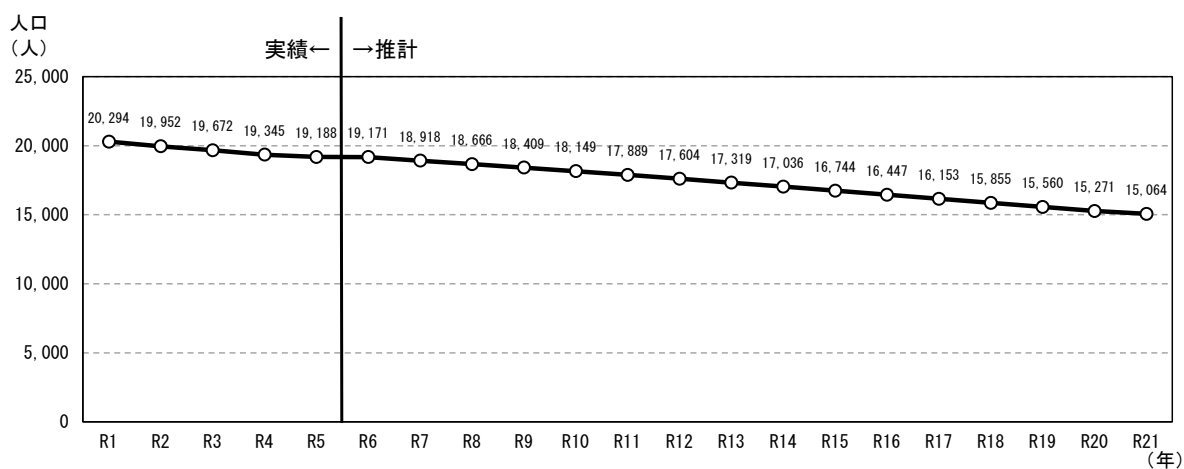


図 3-2 川島町の将来人口の推移

③ ごみの排出量及び処理量

川島町のごみ排出量及び処理量の推計結果を次に示します。

川島町のごみ総排出量は、令和6年度以降減少傾向を示しており、令和4年度の6,541t/年に対し、令和20年度で5,439t/年と推計されます。生活系ごみ排出量及び一人一日当たり生活系ごみ排出量も、令和5年度以降減少傾向を示しており、令和4年度の5,044t/年、720.2g/人・日に対し、令和20年度で3,905t/年、710.3g/人・日と推計されます。事業系ごみ排出量及び一日当たり事業系ごみ排出量は、令和6年度以降横ばいとなっており、令和4年度の1,414t/年、3.9t/日に対し、令和20年度で1,387t/年、3.8t/日と推計されます。集団回収量は、集団資源回収事業報奨金の単価増加による回収量の増加等を見込み、令和5年度以降は一律147tとしています。

表 3-2 川島町のごみ排出量及び処理量推計

項目	年度	実績	推計			
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
人口	人	19,188	17,889	16,447	15,064	
生活系ごみ	t/年	5,044	4,639	4,264	3,905	
ごみ	t/年	3,384	3,114	2,860	2,618	
資源	t/年	1,660	1,525	1,404	1,287	
事業系ごみ	t/年	1,414	1,387	1,387	1,387	
ごみ	t/年	1,401	1,374	1,374	1,374	
資源	t/年	13	13	13	13	
集団回収量	t/年	83	147	147	147	
ごみ総排出量	t/年	6,541	6,173	5,798	5,439	
一人一日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	720.2	710.5	710.3	710.3	
ごみ	g/人・日	483.2	476.9	476.4	476.2	
資源	g/人・日	237.0	233.6	233.9	234.1	
一日当たり事業系ごみ排出量	t/日	3.9	3.8	3.8	3.8	
ごみ	t/日	3.9	3.8	3.8	3.8	
資源	t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	
一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	933.9	945.4	965.8	989.2	
総資源化量	t/年	2,306	2,259	2,071	1,927	
再生利用率	%	35.3	36.6	35.7	35.4	
最終処分量	t/年	0	0	0	0	
一人一日当たり最終処分量	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※ごみ:分別区分の「可燃ごみ、有害、粗大ごみ」に相当

※資源:分別区分の「びん・かん・ペットボトル、容器包装、紙・布類、不燃ごみ・危険」に相当

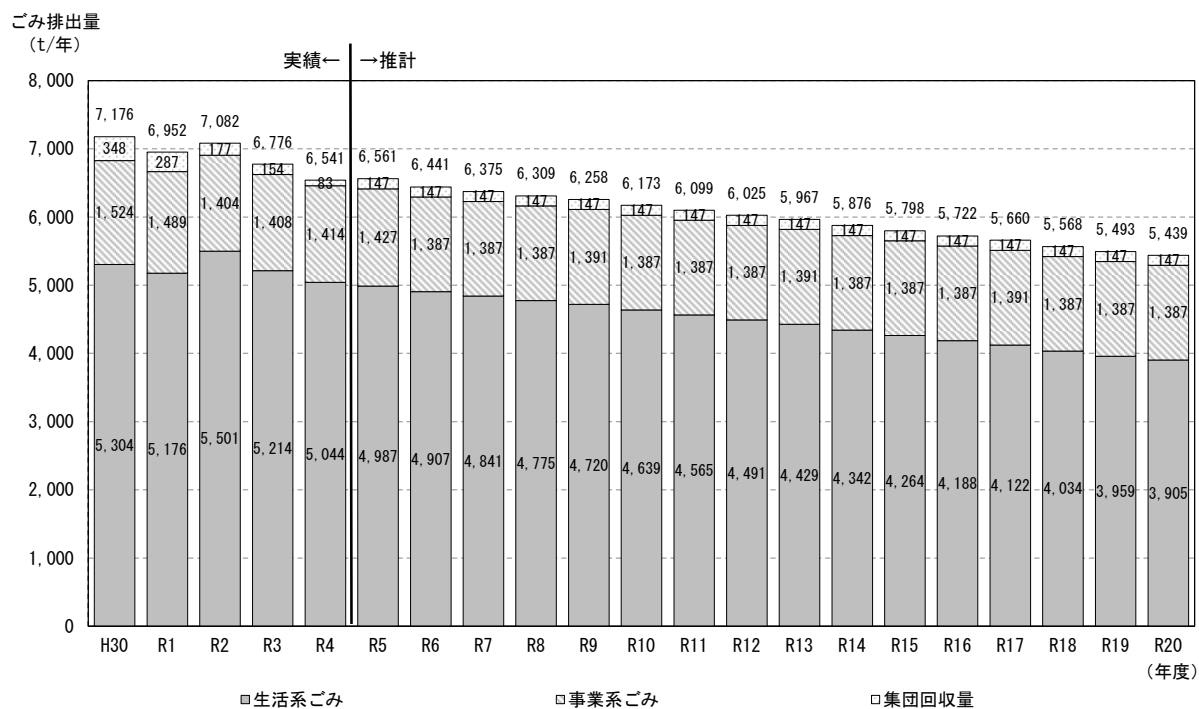


図 3-3 川島町のごみ排出量推計 (1)

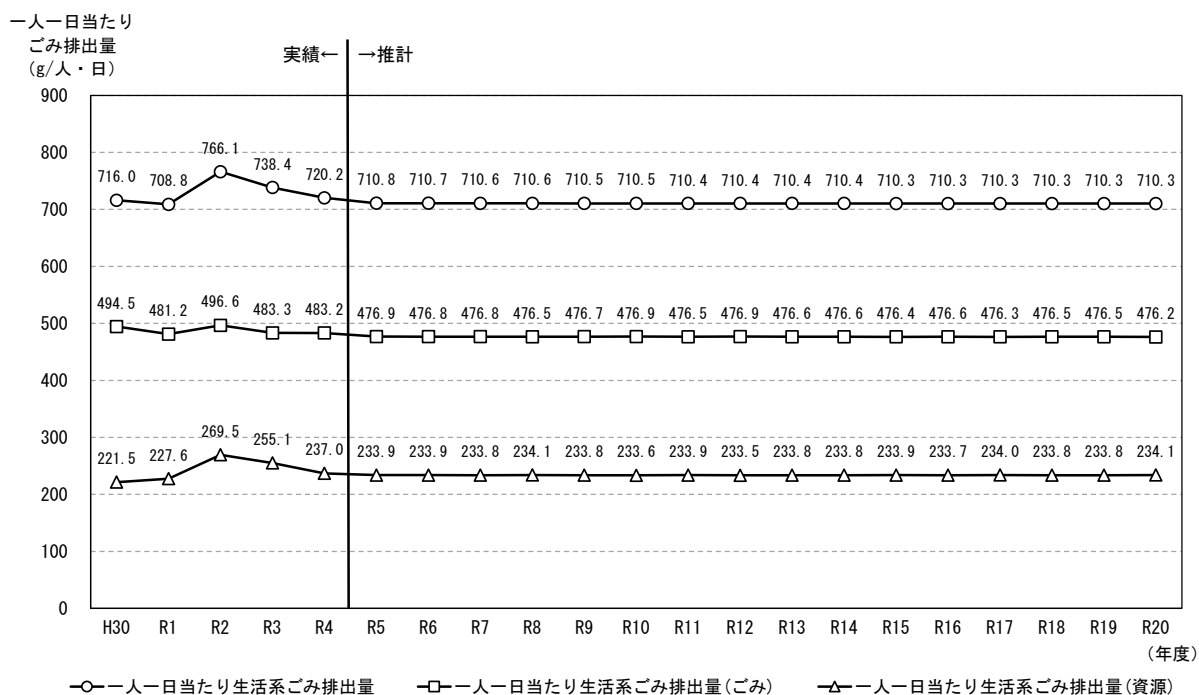


図 3-4 川島町のごみ排出量推計 (2)

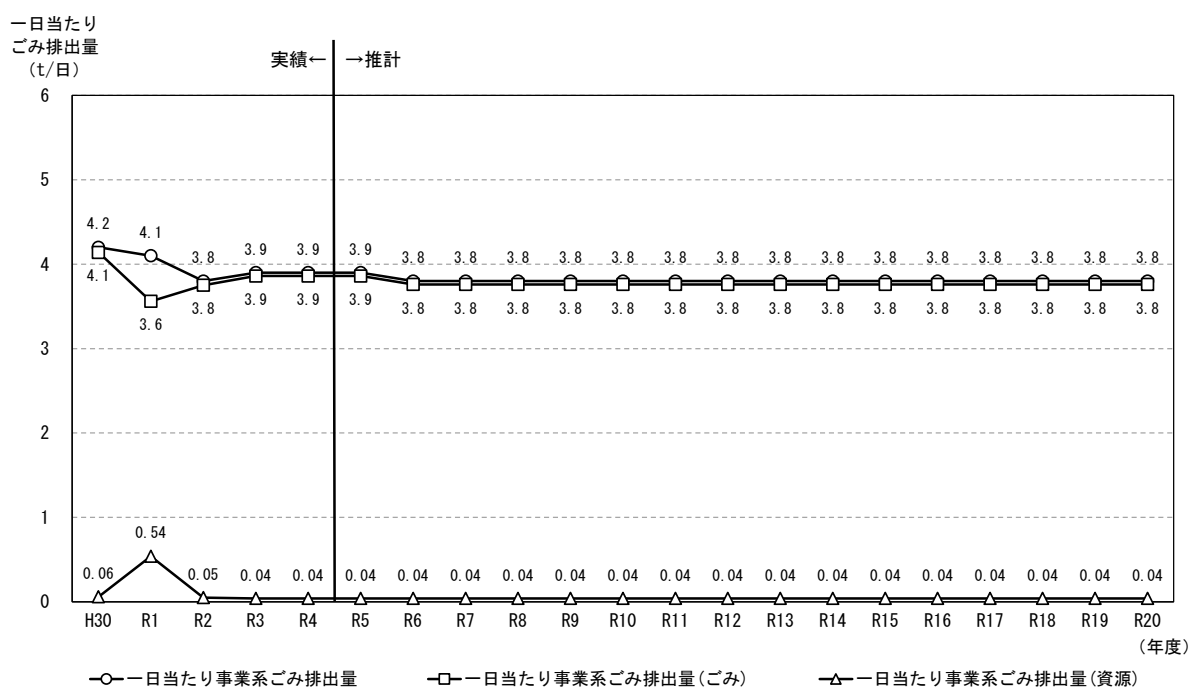


図 3-5 川島町のごみ排出量推計 (3)

(2) 計画目標

① 既存計画の目標達成の見通し

川島町のごみ処理について、国の計画である①基本的な方針、②第四次循環型社会形成推進基本計画、県の計画である③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画、川島町の計画である④川島町一般廃棄物処理基本計画で提示されている目標値と推計値を比較し、評価を行いました。既存計画の目標値と川島町の推計値における目標達成の見通しを次に示します。

川島町については、国のごみ総排出量の目標、国及び県の再生利用率の目標、国の最終処分量の目標、県の一人一日当たり最終処分量の目標は、達成できる見通しです。しかし、国及び県の一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）の目標、国の一人一日当たりのごみ排出量の目標、県の事業系ごみ排出量の目標、川島町のごみ総排出量と再生利用率の目標は、達成が困難な状況であり、特に一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）については、目標達成に向けた対策が必要です。

表 3-3 川島町の目標達成の見通し

①基本的な方針

目標年次	平成24年度実績を基準とする令和7年度及び令和9年度目標			目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	令和9年度目標	
一般廃棄物の排出量	-	平成24年度比 16%減	-	○
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	-	28	○
一般廃棄物の最終処分量	-	平成24年度比 31%減	-	○
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	-	×

②第四次循環型社会形成推進基本計画

目標年次	令和7年度目標		目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	850	×
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	×
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	28	○

③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

目標年次	令和7年度目標		目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	×
事業系ごみ排出量	千t	451(埼玉県総量)	-
	-	平成30年度比 16%減	×
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	28	○
再生利用率	%	33.6	○

④川島町一般廃棄物処理基本計画

目標年次	平成30年度実績を基準とする令和7年度及び令和11年度目標			目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	令和11年度目標	
ごみ総排出量	-	平成30年度比 14%以上減	平成30年度比 20%以上減	×
リサイクル率	%	38.0以上	40.0以上	×

※第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の事業系ごみ排出量の目標値が県総量となっており、比較が困難であるため、目標割合を用いて評価を行いました。

※「一般廃棄物の排出量」＝「ごみ総排出量」

※「一般廃棄物の出口側の循環利用率」、「リサイクル率」＝「再生利用率」

※「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

② 計画目標

本計画では、出てきてしまったものを燃やす、何でもリサイクルするではなく、そもそもごみを発生しないようにするというゼロ・ウェイスト社会の推進を図るため、川島町で達成すべき数値目標を次のとおり設定します。計画目標は、川島町のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国、県及び川島町が掲げている減量化及び資源化目標を考慮して設定します。

川島町において、令和3年度時点では生活系ごみ排出量が全国市町村平均、埼玉県市町村平均及び全国類似自治体平均より多い状況です。また、現状施策を維持した場合、令和7年度の一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）は476.8g/人・日が見込まれており、国及び県の目標（440.0g/人・日）の達成が困難な状況となっています。ごみ総排出量についても、川島町一般廃棄物処理基本計画の令和7年度及び令和11年度の目標の達成が困難な状況となっています。

そこで、各主体が更なる施策や取組の推進を図ることで、現状の施策のままで推移した場合のごみ排出量からさらに排出抑制することを加味し、一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）の令和7年度目標を国及び県の既存計画の目標に準じて、440.0g/人・日に設定します。また、ごみ総排出量の令和11年度目標を、川島町一般廃棄物処理基本計画に準じて約5,740t/年（平成30年度比20%削減）に設定し、一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）を削減することで目標を達成することとします。その際、令和15年度以降は一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）が少ないことも考慮し、令和14年度の396.0g/人・日を維持することとします。

再生利用率は高い水準にあります。焼却処理するごみの中に資源として回収されるべきものも多くみられることから、再生利用率を向上させる施策の着実な実施を目指すこととします。

また、事業系ごみ排出量についても、比較的排出量の削減が進んでいると考えられますが、事業系ごみ排出削減に向けて引き続き施策の着実な実施を目指すこととします。

表 3-4 川島町の計画目標

川島町 計画目標							
項目	年度	令和4年度	令和7年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度	令和20年度
	g/人・日	483.2	440.0	425.4	420.5	396.0	396.0
一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）							
ごみ総排出量	t/年	6,541	6,125	5,837	5,739	5,315	4,998

※令和4年度は、暫定値です。

一人一日当たり
生活系ごみ排出量
(ごみ) (g/人・日)

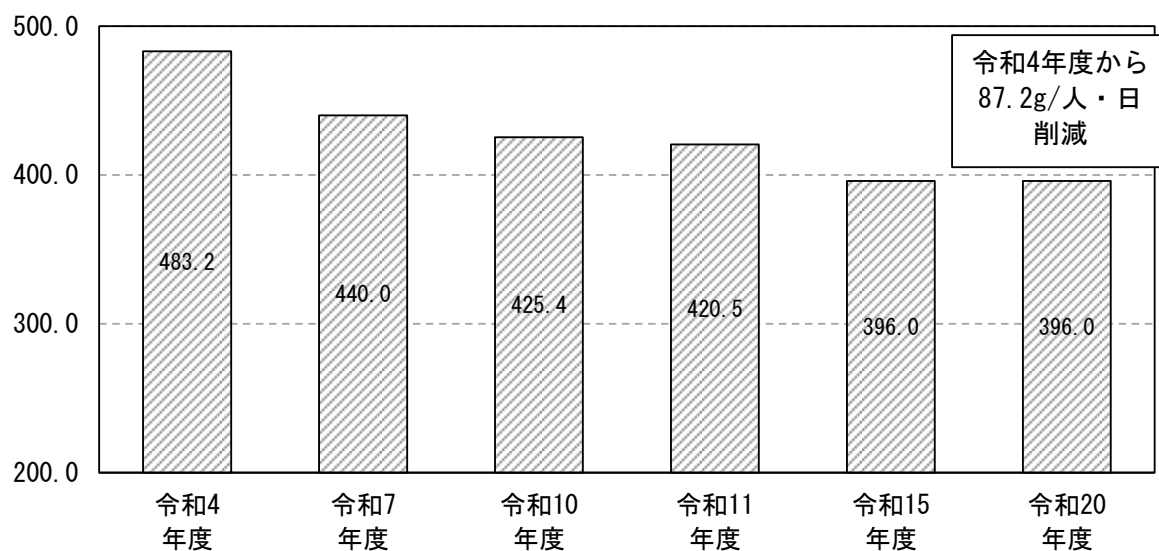


図 3-6 川島町の計画目標(一人一日当たり生活系ごみ排出量(ごみ))

ごみ総排出量
(t/年)

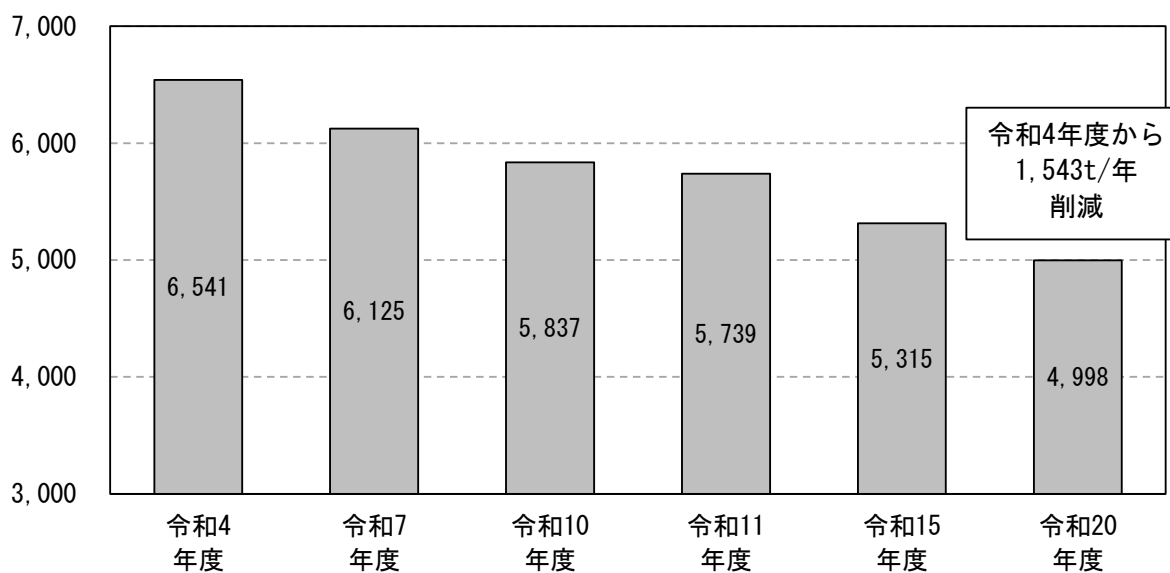


図 3-7 川島町の計画目標(ごみ総排出量)

③ 目標を達成する場合のごみ排出量及び処理量推計

本計画で設定した目標を達成する場合のごみ排出量及び処理量の推計結果を次に示します。

川島町のごみ総排出量は、令和4年度の6,541t/年に対し、令和20年度で4,998t/年と推計されます。また、一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）は、令和4年度の483.2g/人・日に対し、令和20年度で396.0g/人・日と推計されます。

表 3-5 川島町の目標を達成する場合のごみ排出量及び処理量推計

項目	年度	実績	推計		
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
人口	人	19,188	17,889	16,447	15,064
生活系ごみ	t/年	5,044	4,303	3,781	3,464
ごみ	t/年	3,384	2,778	2,377	2,177
資源	t/年	1,660	1,525	1,404	1,287
事業系ごみ	t/年	1,414	1,387	1,387	1,387
ごみ	t/年	1,401	1,374	1,374	1,374
資源	t/年	13	13	13	13
集団回収量	t/年	83	147	147	147
ごみ総排出量	t/年	6,541	5,837	5,315	4,998
一人一日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	720.2	659.0	629.9	630.1
ごみ	g/人・日	483.2	425.4	396.0	396.0
資源	g/人・日	237.0	233.6	233.9	234.1
一日当たり事業系ごみ排出量	t/日	3.9	3.8	3.8	3.8
ごみ	t/日	3.9	3.8	3.8	3.8
資源	t/日	0.04	0.04	0.04	0.04
一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	933.9	893.9	885.4	909.0
総資源化量	t/年	2,306	2,218	2,011	1,873
再生利用率	%	35.3	38.0	37.8	37.5
最終処分量	t/年	0	0	0	0
一人一日当たり最終処分量	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※ごみ:分別区分の「可燃ごみ、有害、粗大ごみ」に相当

※資源:分別区分の「びん・かん・ペットボトル、容器包装、紙・布類、不燃ごみ・危険」に相当

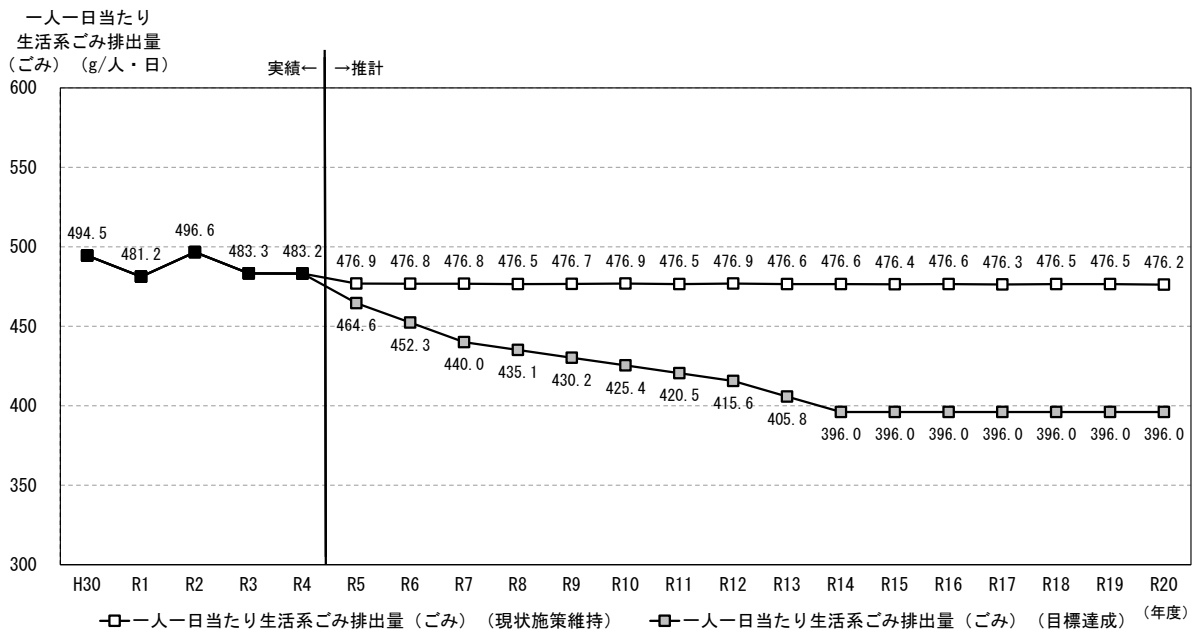


図 3-8 川島町のごみ排出量推計(1)

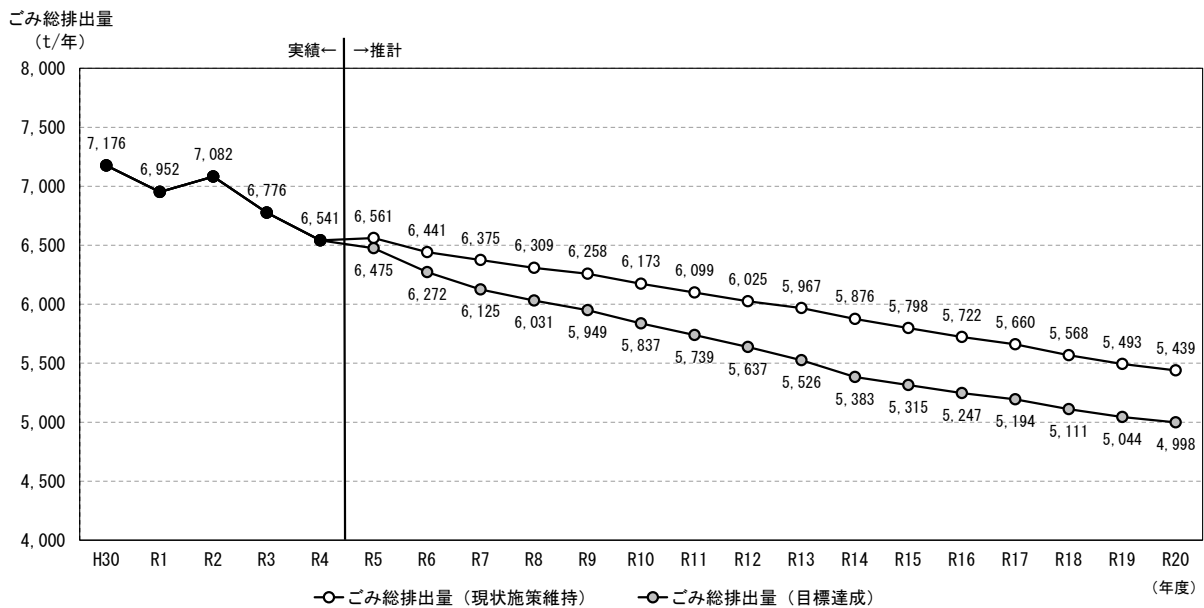


図 3-9 川島町のごみ排出量推計(2)

2. 桶川市

(1) 推計方法

① ごみ排出量の推計方法

本計画の計画期間である令和6年度から令和20年度までの15年間について、次のフローでごみ排出量の推計を行いました。

ごみ排出量の推計は、過去5年間のごみ排出量原単位（生活系ごみ：一人一日当たりごみ排出量、事業系ごみ：一日当たりごみ排出量）の実績値を基に、時系列に沿って実績値を曲線にあてはめる統計学的手法（回帰予測）を用いて行いました。

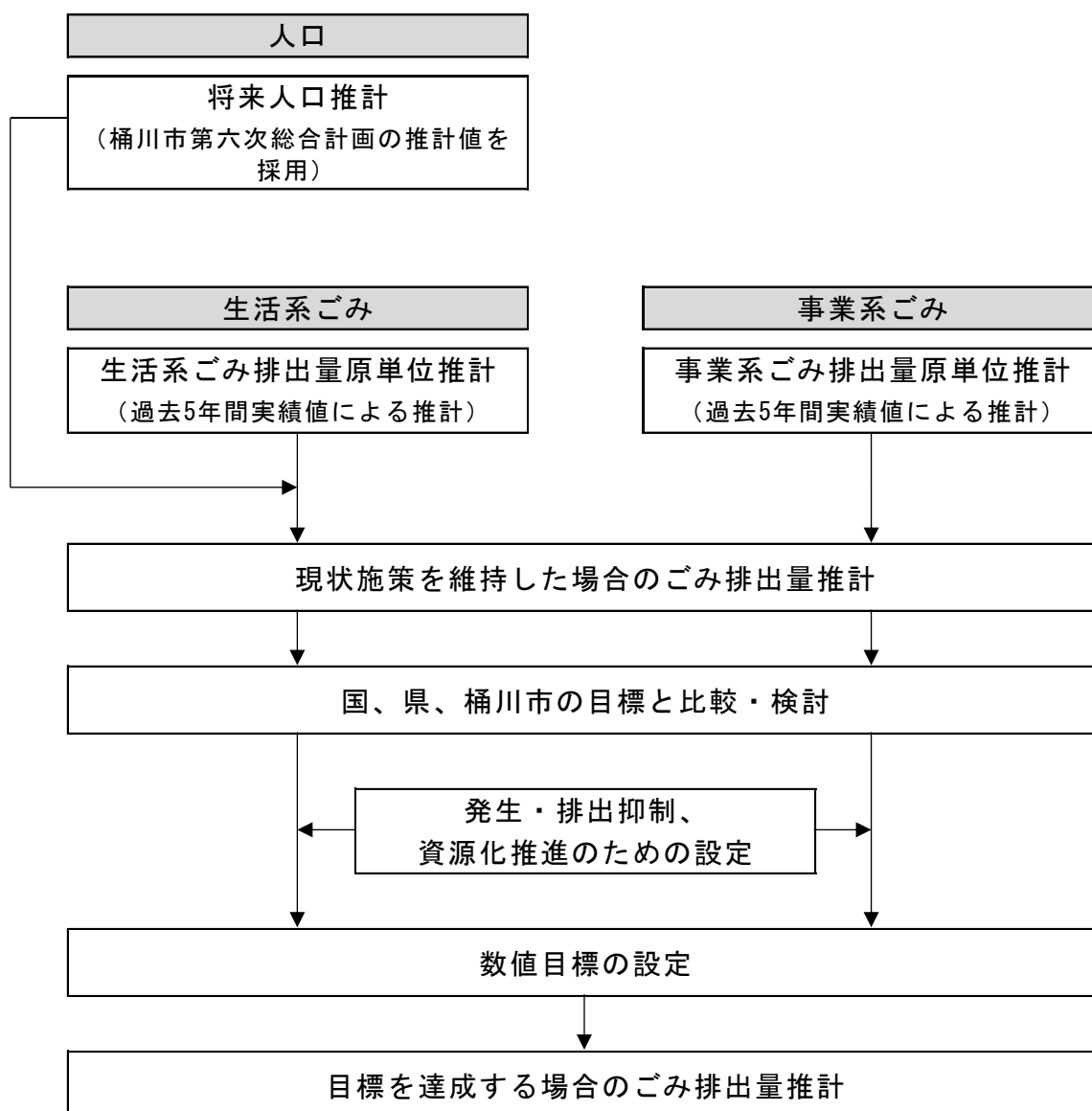


図 3-10 ごみ排出量の推計フロー

② 将来人口

将来人口の推計については、本計画の上位計画である桶川市第六次総合計画の将来人口を採用しました。

桶川市の人口は減少傾向であり、令和21年時点で68,911人と推計されています。

表 3-6 桶川市の将来人口の推移

単位：人

年	項目	将来人口
実績	令和元年	75,408
	令和2年	75,359
	令和3年	75,202
	令和4年	74,822
	令和5年	74,680
推計	令和6年	74,128
	令和7年	73,796
	令和8年	73,459
	令和9年	73,121
	令和10年	72,774
	令和11年	72,432
	令和12年	72,084
	令和13年	71,742
	令和14年	71,397
	令和15年	71,045
	令和16年	70,683
	令和17年	70,324
	令和18年	69,967
	令和19年	69,606
	令和20年	69,255
	令和21年	68,911

※実績は各年1月1日の人口です。

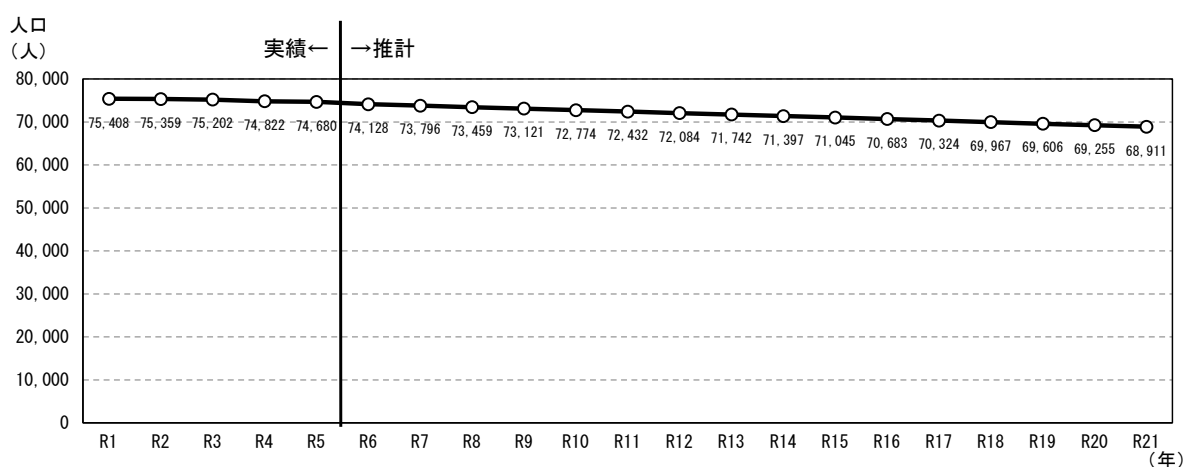


図 3-11 桶川市の将来人口の推移

③ ごみの排出量及び処理量

桶川市のごみ排出量及び処理量の推計結果を次に示します。

桶川市のごみ総排出量は、令和5年度以降減少傾向を示しており、令和4年度の18,783t/年に対し、令和20年度で16,911t/年と推計されます。生活系ごみ排出量及び一人一日当たり生活系ごみ排出量は、令和6年度以降減少傾向を示しており、令和4年度の16,042t/年、588.5g/人・日に対し、令和20年度で14,392t/年、572.2g/人・日と推計されます。事業系ごみ排出量及び一日当たり事業系ごみ排出量は、令和5年度以降減少傾向を示しており、令和4年度の2,741t/年、7.5t/日に対し、令和20年度で2,519t/年、6.9t/日と推計されます。

表 3-7 桶川市のごみ排出量及び処理量推計

項目	年度	実績	推計		
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
人口	人	74,680	72,432	70,683	68,911
生活系ごみ	t/年	16,042	15,434	14,889	14,392
ごみ	t/年	11,408	10,975	10,589	10,235
資源	t/年	4,634	4,459	4,300	4,157
事業系ごみ	t/年	2,741	2,555	2,555	2,519
ごみ	t/年	2,714	2,529	2,529	2,493
資源	t/年	27	26	26	26
ごみ総排出量	t/年	18,783	17,989	17,444	16,911
一人一日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	588.5	583.8	577.1	572.2
ごみ	g/人・日	418.5	415.1	410.4	406.9
資源	g/人・日	170.0	168.7	166.7	165.3
一日当たり事業系ごみ排出量	t/日	7.5	7.0	7.0	6.9
ごみ	t/日	7.4	6.9	6.9	6.8
資源	t/日	0.1	0.1	0.1	0.1
一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	689.1	680.4	676.1	672.3
総資源化量	t/年	7,478	7,183	6,949	6,728
再生利用率	%	39.8	39.9	39.8	39.8
最終処分量	t/年	632	634	612	593
一人一日当たり最終処分量	g/人・日	23.2	24.0	23.7	23.6

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※ごみ:分別区分の「燃やせるごみ、その他ごみ、粗大ごみ」に相当

※資源:分別区分の「プラスチック・金属・ガラス・乾電池、紙製の容器と包装紙、古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック」に相当

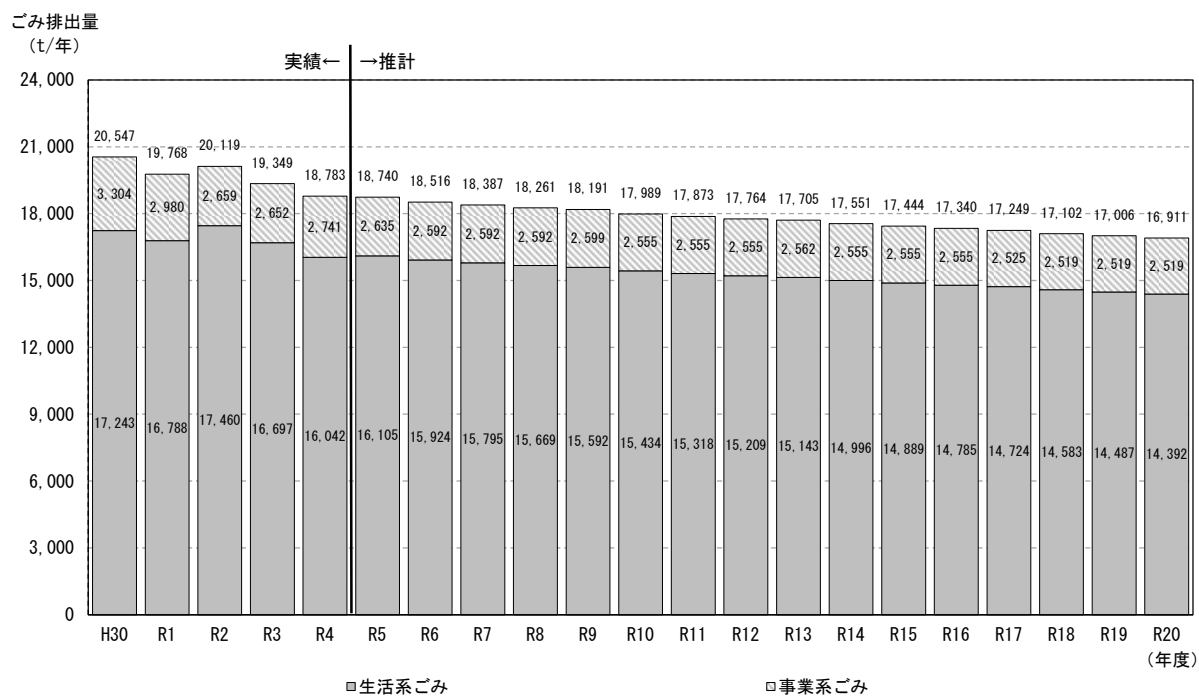


図 3-12 桶川市のごみ排出量推計 (1)

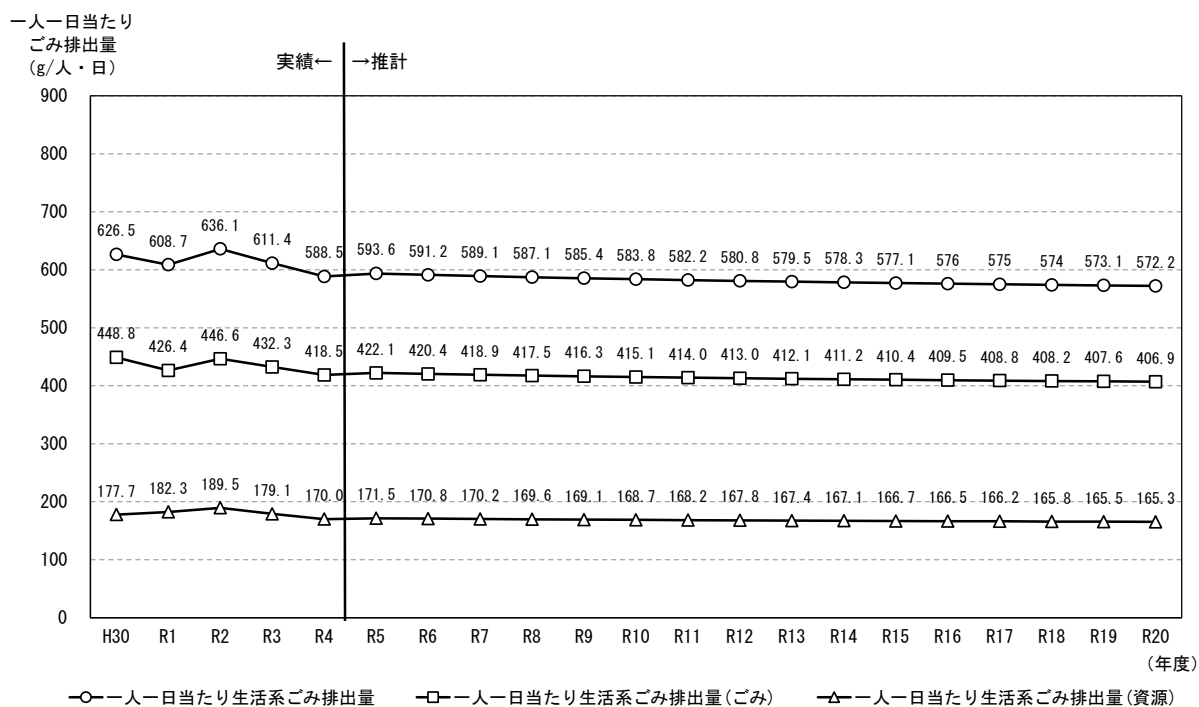


図 3-13 桶川市のごみ排出量推計 (2)

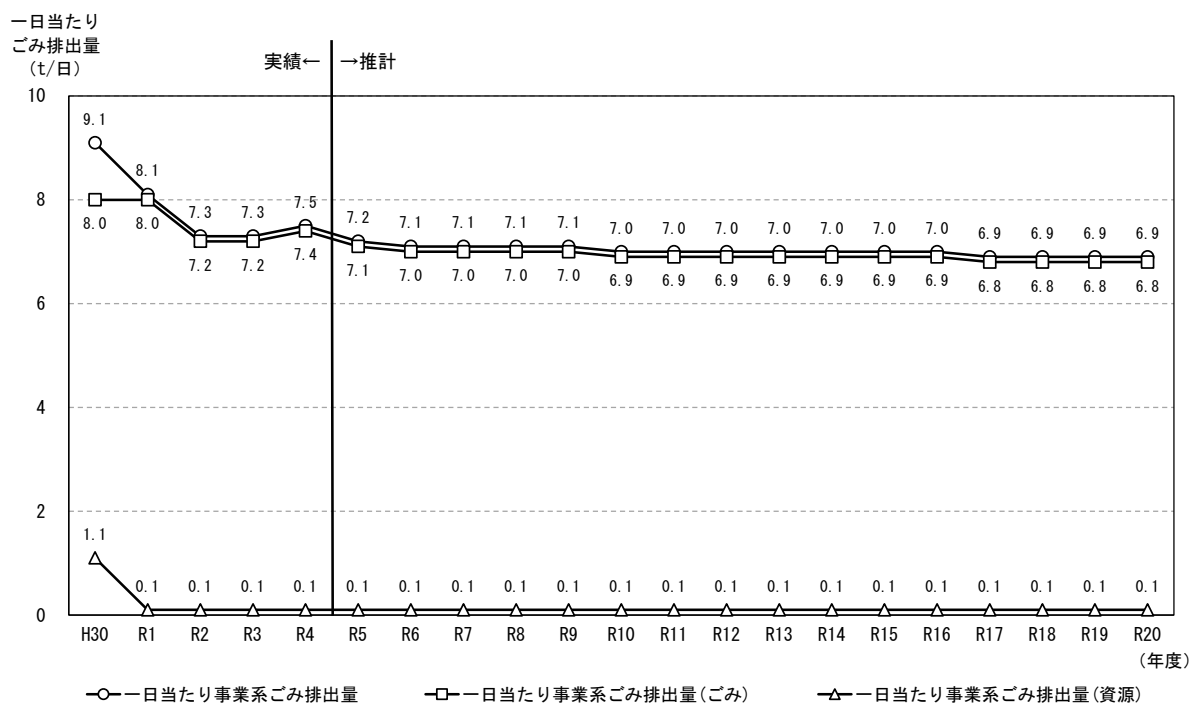


図 3-14 桶川市のごみ排出量推計 (3)

(2) 計画目標

① 既存計画の目標達成の見通し

桶川市のごみ処理について、国の計画である①基本的な方針、②第四次循環型社会形成推進基本計画、県の計画である③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画で提示されている目標値と推計値を比較し、評価を行いました。既存計画の目標値と桶川市の推計値における目標達成の見通しを次に示します。

桶川市については、既存計画の目標をほとんどの項目で達成していますが、国のごみ総排出量の目標は、達成が困難な状況です。

表 3-8 桶川市の目標達成の見通し

①基本的な方針

目標年次	平成24年度実績を基準とする令和7年度及び令和9年度目標			目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	令和9年度目標	
一般廃棄物の排出量	-	平成24年度比 16%減	-	×
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	-	28	○
一般廃棄物の最終処分量	-	平成24年度比 31%減	-	○
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	-	○

②第四次循環型社会形成推進基本計画

目標年次	令和7年度目標		目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	850	○
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	○
一般廃棄物の出口側の循環利用率	%	28	○

③第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

目標年次	令和7年度目標		目標達成の見通し
目標項目	単位	令和7年度目標	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	○
事業系ごみ排出量	千t	451(埼玉県総量)	-
	-	平成30年度比 16%減	○
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	28	○
再生利用率	%	33.6	○

※第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の事業系ごみ排出量の目標値が県総量となっており、比較が困難であるため、目標割合を用いて評価を行いました。

※「一般廃棄物の排出量」＝「ごみ総排出量」

※「一般廃棄物の出口側の循環利用率」、「リサイクル率」＝「再生利用率」

※「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」＝「一人一日当たり生活系ごみ排出量（ごみ）」

② 計画目標

本計画では、桶川市で達成すべき数値目標を次のとおり設定します。計画目標は、桶川市のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国、県及び桶川市が掲げている減量化及び資源化目標を考慮して設定します。

桶川市において、ごみの削減は進んでいますが、現状施策を維持した場合、令和7年度のごみ総排出量は18,387t/年が見込まれており、国の目標（18,320t/年）の達成が困難な状況となっています。

そこで、各主体が更なる施策や取組の推進を図ることで、現状の施策のままで推移した場合のごみ排出量からさらに排出抑制することを加味し、生活系ごみ排出量の令和20年度目標を14,091t/年（現状施策維持の場合14,392t/年）、事業系ごみ排出量の令和20年度目標を2,467t/年（現状施策維持の場合2,519t/年）に設定し、その過程で令和7年度の国のごみ総排出量目標（18,320t/年）を達成することを目標とします。

再生利用率は高い水準にあることから、本計画では計画目標は設定せず、施策の着実な実施を目指すこととします。

表 3-9 桶川市の計画目標

桶川市 計画目標						
項目	年度	令和4年度	令和7年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
生活系ごみ排出量	t/年	16,042	15,738	15,321	14,682	14,091
事業系ごみ排出量	t/年	2,741	2,582	2,535	2,519	2,467
ごみ総排出量	t/年	18,783	18,320	17,856	17,201	16,558
一人一日当たり ごみ総排出量	g/人・日	689.1	683.3	675.4	666.7	658.3

※令和4年度は、暫定値です。

生活系ごみ
排出量
(t/年)

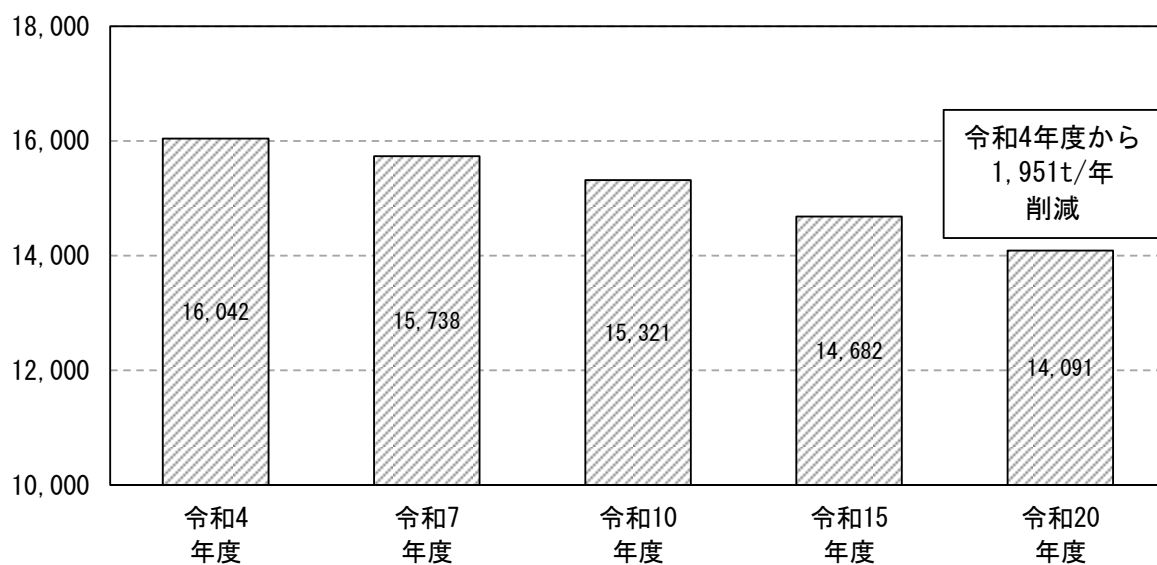


図 3-15 桶川市の計画目標（生活系ごみ排出量）

事業系ごみ
排出量
(t/年)

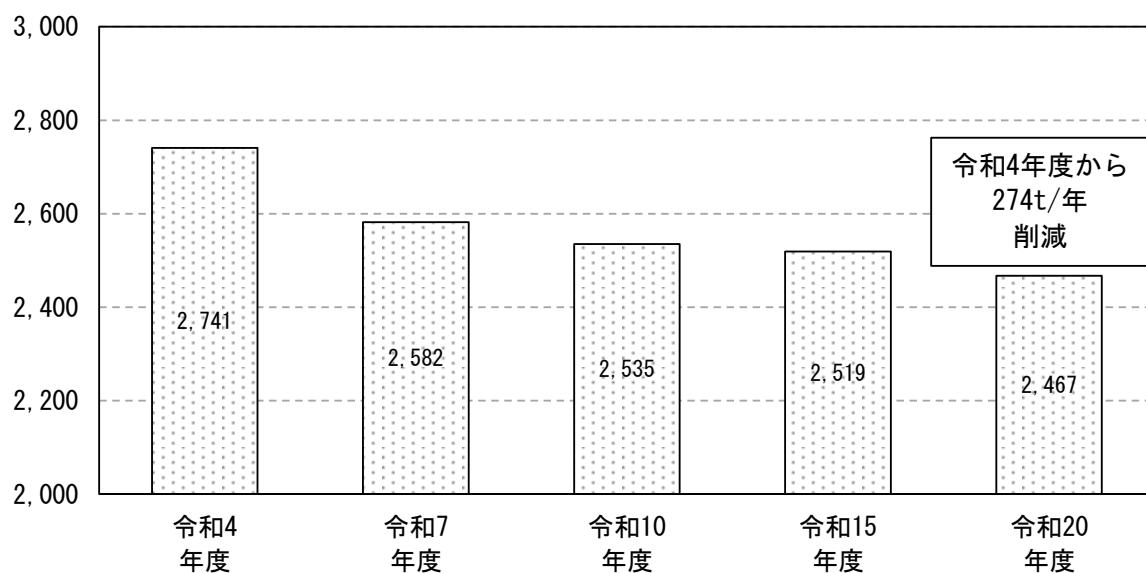


図 3-16 桶川市の計画目標（事業系ごみ排出量）

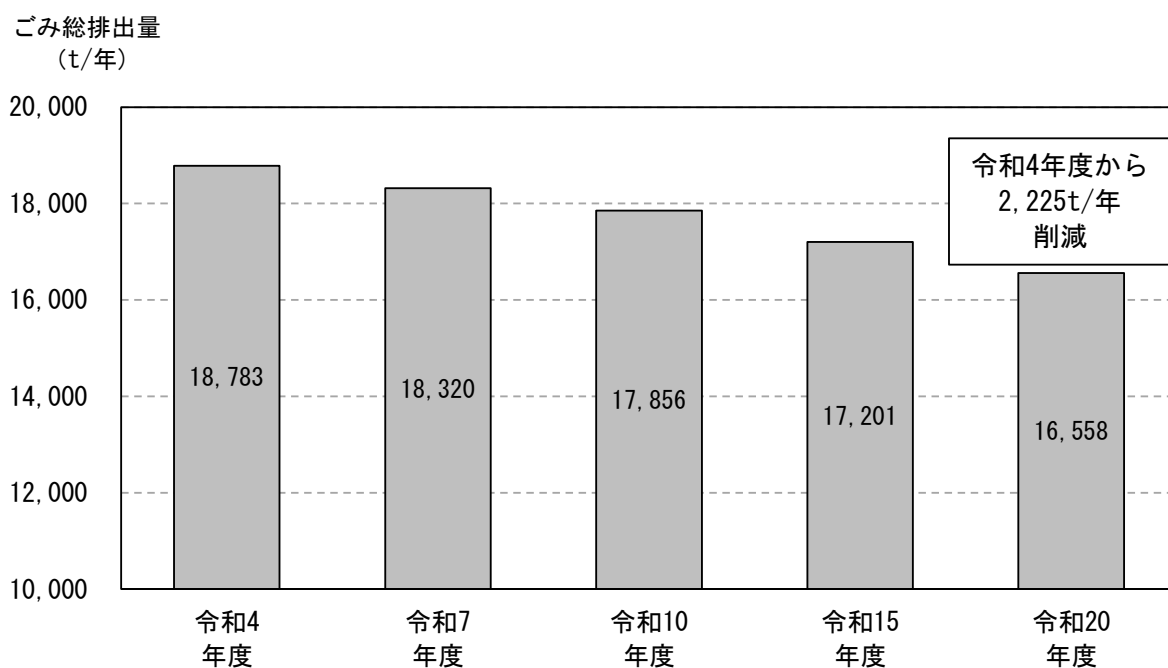


図 3-17 桶川市の計画目標(ごみ総排出量)

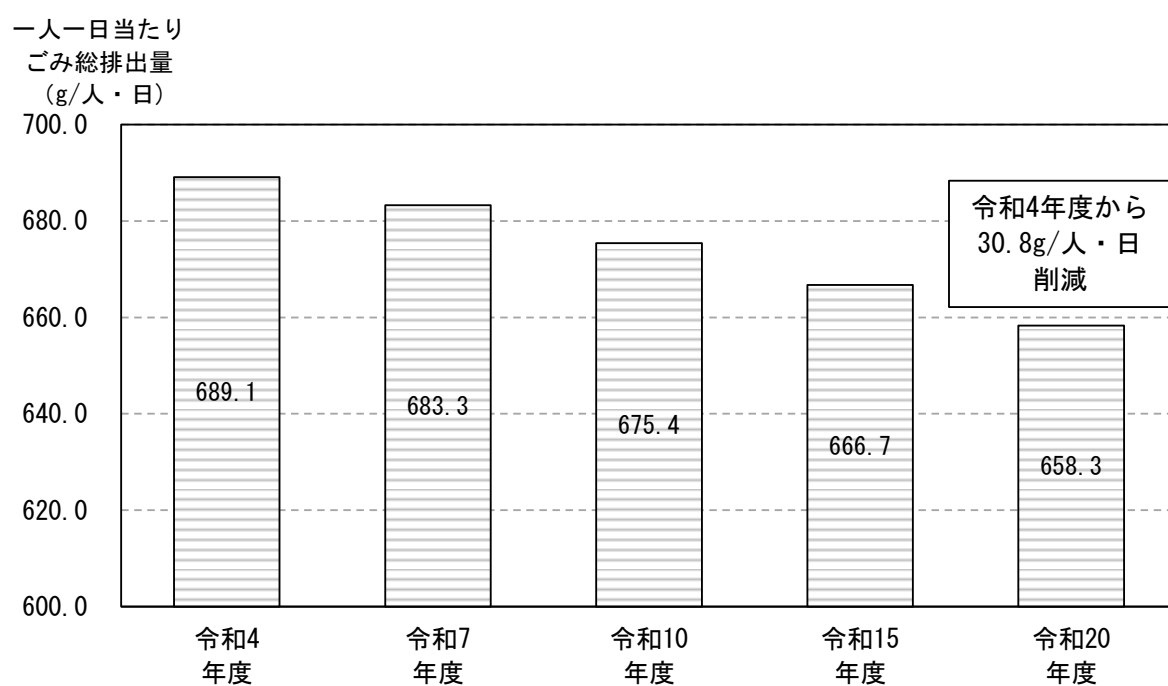


図 3-18 桶川市の計画目標(一人一日当たりごみ総排出量)

③ 目標を達成する場合のごみ排出量及び処理量推計

本計画で設定した目標を達成する場合のごみ排出量及び処理量の推計結果を次に示します。

桶川市のごみ総排出量は、令和4年度の18,783t/年に対し、令和20年度で16,558t/年と推計されます。また、生活系ごみ排出量は、令和4年度の16,042t/年に対し、令和20年度で14,091t/年、事業系ごみ排出量は、令和4年度の2,741t/年に対し、令和20年度で2,467t/年と推計されます。

表 3-10 桶川市の目標を達成する場合のごみ排出量及び処理量推計

項目	年度	実績	推計			
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度	
人口	人	74,680	72,432	70,683	68,911	
生活系ごみ	t/年	16,042	15,321	14,682	14,091	
ごみ	t/年	11,408	10,895	10,442	10,022	
資源	t/年	4,634	4,426	4,240	4,069	
事業系ごみ	t/年	2,741	2,535	2,519	2,467	
ごみ	t/年	2,714	2,509	2,493	2,441	
資源	t/年	27	26	26	26	
ごみ総排出量	t/年	18,783	17,856	17,201	16,558	
一人一日当たり生活系ごみ排出量	g/人・日	588.5	579.5	569.1	560.2	
ごみ	g/人・日	418.5	412.1	404.8	398.4	
資源	g/人・日	170.0	167.4	164.3	161.8	
一日当たり事業系ごみ排出量	t/日	7.5	6.9	6.9	6.8	
ごみ	t/日	7.4	6.8	6.8	6.7	
資源	t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	
一人一日当たりごみ総排出量	g/人・日	689.1	675.4	666.7	658.3	
総資源化量	t/年	7,478	7,130	6,852	6,587	
再生利用率	%	39.8	39.9	39.8	39.8	
最終処分量	t/年	632	629	603	581	
一人一日当たり最終処分量	g/人・日	23.2	23.8	23.4	23.1	

※人口は、各年度の1月1日現在を基準としています。

※令和4年度は、暫定値です。

※ごみ:分別区分の「燃やせるごみ、その他ごみ、粗大ごみ」に相当

※資源:分別区分の「プラスチック、金属・ガラス・乾電池、紙製の容器と包装紙、古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック」に相当

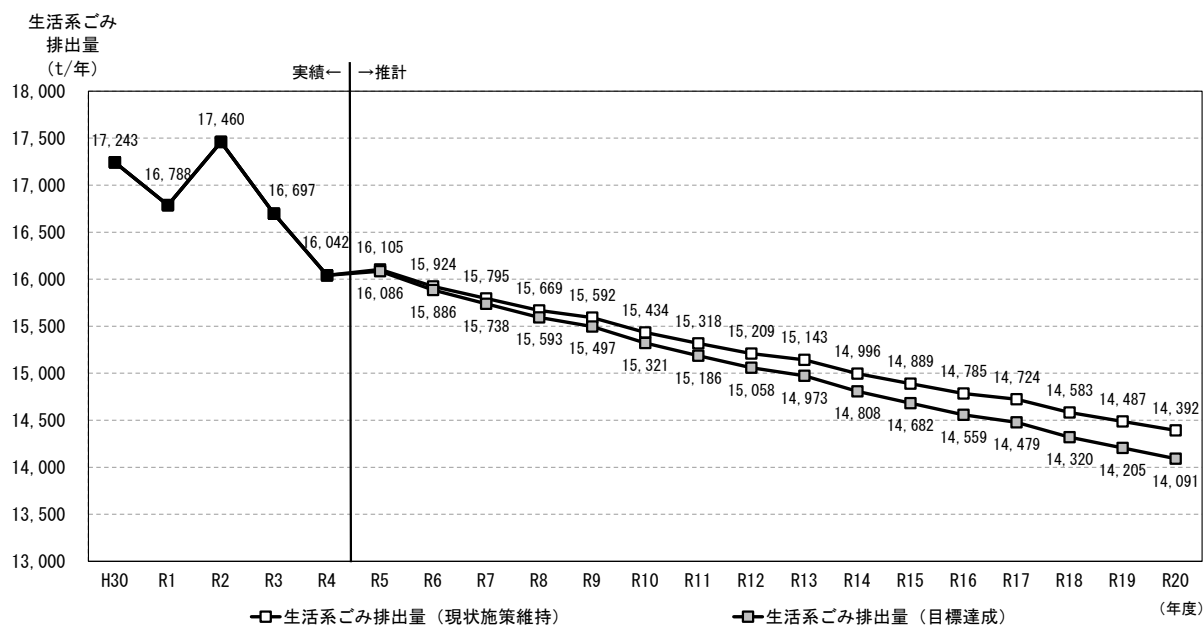


図 3-19 桶川市のごみ排出量推計(1)

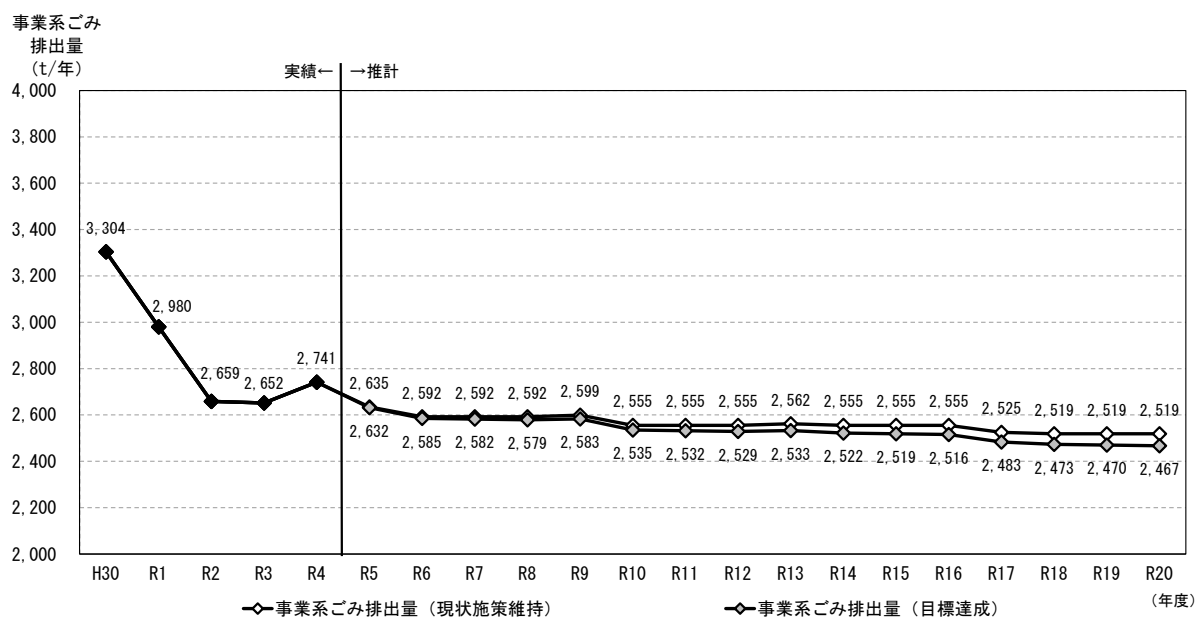


図 3-20 桶川市のごみ排出量推計(2)

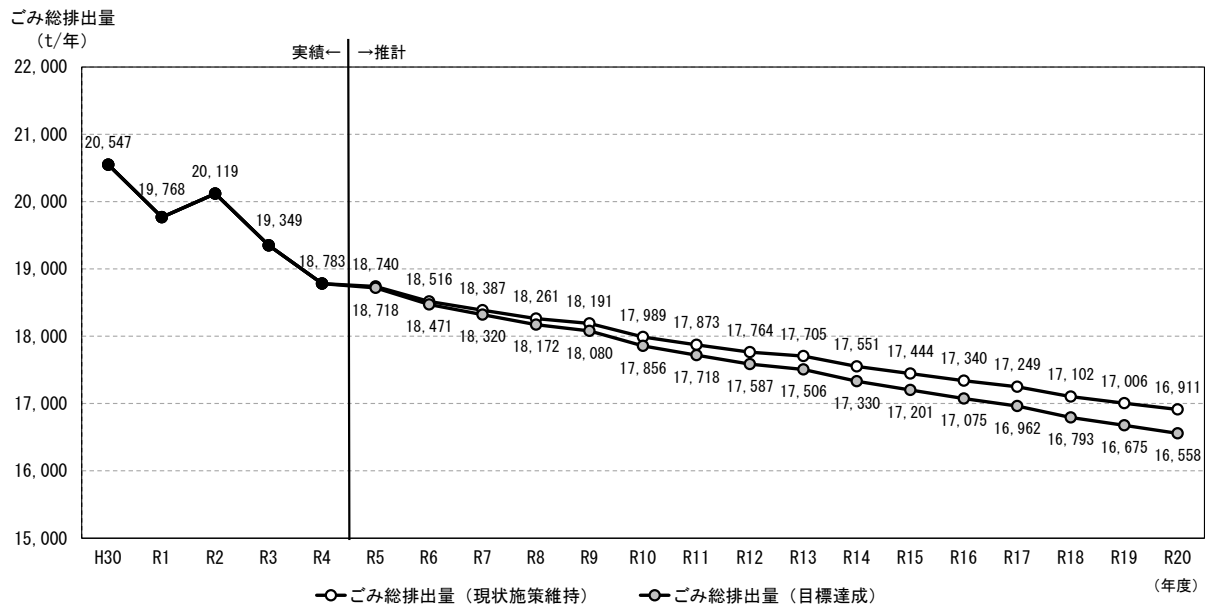


図 3-21 桶川市のごみ排出量推計 (3)

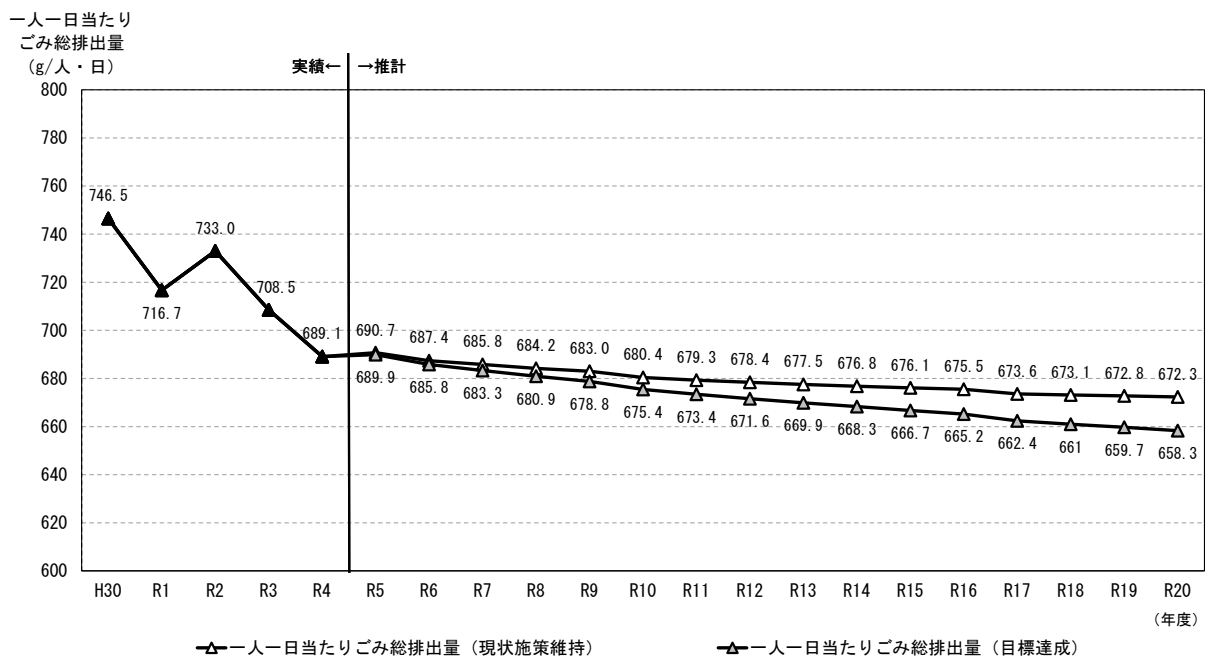


図 3-22 桶川市のごみ排出量推計 (4)

第3節 ごみの排出抑制のための方策—減量化—

1. 川島町

(1) 町の役割

表 3-11 川島町のごみの排出抑制のための方策—減量化—（町の役割）

番号	方策	内容
ア	ごみの減量や分別の徹底における広報・啓発の強化	家庭及び事業者からのごみの減量や分別の徹底の周知強化
イ	家庭での食品ロス削減の推進	家庭での食品ロス削減方法の周知強化
ウ	事業者からの食品ロス削減の推進	事業者からの食品ロス削減方法の周知強化
エ	フードドライブ、フードパントリーの推進	フードドライブ、フードパントリーの開催と周知強化、規模拡大の推進
オ	「1515運動」の推進	「1515運動」の周知強化
カ	「てまえどり」の推進	「てまえどり」の周知強化
キ	食品ロス実態調査の実施	食品ロス実態調査の実施に向けた検討
ク	「3キリすっきり運動」の推進	「3キリすっきり運動」の周知強化
ケ	水キリの徹底	水キリの啓発・水キリ方法の周知強化
コ	生ごみの自家処理の推進	生ごみ処理容器等購入時の補助金の交付、制度の周知強化
サ	事業者からの生ごみの減量の推進	生ごみ処理機の有効利用・利用拡大
シ	ごみ減量チェックリストの作成・配布	ごみ減量チェックリストの作成・配布
ス	環境教育の推進	出前講座や川島町環境センターの施設見学などの環境教育の推進
セ	事業者による適正処理の推進	事業者の排出者責任の徹底の周知強化
ソ	事業者による排出の抑制	事業者ごみの紙類・容器包装類の削減の啓発
タ	事業者への情報提供	事業者へのごみの減量化・資源化に関する情報提供
チ	枝・葉・草などの乾燥後の排出	排出時の枝・葉・草などの乾燥の周知強化
ツ	プラスチックごみ削減の推進	レジ袋削減・マイバッグ運動の啓発
テ	ごみ処理手数料改定の検討	ごみ処理手数料の改定を検討
ト	再使用の推進	リユースショップなどの情報提供
ナ	有料化の検討	ごみの有料化の検討

ア ごみの減量や分別の徹底における広報・啓発の強化

家庭及び事業者からのごみ排出量の減量及び分別の徹底に向けた意識を向上させるため、引き続き広報・啓発を強化します。広報・啓発に際しては、目に入りやすいようなPR方法やレイアウトを意識し、より効果的なものとします。

また、今後の高齢化の進行も考慮し、高齢者の方にもわかりやすいパンフレット等を通じた広報活動や情報提供の充実を図ります。

さらに、住民が循環型社会の一員であることの周知を図り、4Rが実践されることで無駄や浪費をなくして、ごみを出さないゼロ・ウェイスト社会に向けた、ライフスタイル・オフィススタイルの構築の支援を図ります。

イ 家庭での食品ロス削減の推進

SDGsにおいて食品ロスについて取り上げられたことや食品ロス削減推進法の制定によって、食品ロスに対する関心が高まっています。家庭から排出される食品ロスについては、食べきれない食材を買わない、食べられる分だけ調理する、食材が傷みにくい保存方法を選ぶ、外食時に残った食事を持ち帰り可能か尋ねる等、家庭でできる食品ロス削減方法に対する周知・啓発活動の強化を図ります。

また、賞味期限と消費期限の違いの周知を図る、料理レシピサイト（「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」）等の情報を発信し、食材を無駄にしないレシピを紹介する等、食品ロスの削減を図ります。

ウ 事業者からの食品ロス削減の推進

食品を取り扱う小売業者においては、小盛りメニュー等の設定や消費者の要望に応じた量の調整、食べ残し削減の呼びかけやポスターでの啓発等を通じて、事業者からの食品ロス削減の推進を図ります。

また、やむを得ず廃棄する食品の資源化の推進も図ります。

エ フードドライブ、フードパントリーの推進

現在、川島町・吉見町を中心にNPO法人と連携したフードドライブやフードパントリーを実施しています。今後も引き続きこれらを開催し、周知の強化と規模の拡大を図ります。

オ 「1515運動」の推進

宴会での食べ残しは、食堂・レストランでの食べ残しより多いといわれています。そのため、冒頭15分は食事を楽しみ、お開き前の15分で食事を食べきることを推奨する「1515運動」を今後も推進し、宴会での食べ残し量の削減を図ります。

カ 「てまえどり」の推進

事業者と協働し、すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の意識の周知を図ります。

キ 食品ロス実態調査の実施

食品ロスの削減には、まずは食品ロスの実態を把握することが重要です。今後は、現状を把握することでより有効な施策が実施できるよう、食品ロス実態調査の実施を検討します。

ク 「3キリすっきり運動」の推進

現在、川島町では、水キリ、食べキリ、使いキリを啓発する「3キリすっきり運動」を推進しています。今後もより有効な手段で運動の周知・啓発を図ります。

ケ 水キリの徹底

生ごみの水キリは、ごみの減量に大きく役立ちます。今後も引き続き、広報誌を用いた水キリの周知・啓発を図るとともに、多様な水キリ方法の発信等を通じて水キリに取り組みやすい環境の提供を図ります。

コ 生ごみの自家処理の推進

川島町では令和5年10月より、生ごみ処理容器等の購入費補助制度を開始しています。今後は、購入費補助制度の周知とともに、生ごみ処理容器等の種類や機能等の情報も発信し、生ごみの自家処理の推進を図ります。

また、生ごみ処理容器等の購入が不要で、生ごみの堆肥化が可能であるダンボールコンポストの導入の推進を図ります。

サ 事業者からの生ごみの減量の推進

事業系ごみの減量には事業者からの生ごみの減量が有効です。現在、川島町では、給食センターや川島町環境センター内に生ごみ処理機「キエーロ」を設置し、微生物による生ごみの分解を行っています。今後も「キエーロ」の有効活用・利用拡大の推進を図ります。

また、生ごみを多く排出する事業者に対しては、自己処理の推奨や資源化に向けた業者の紹介を図ります。

シ ごみ減量チェックリストの作成・配布

ごみの減量化には日頃からのごみ排出量削減の意識が重要です。一人ひとりの意識を高めるため、家庭及び中小事業所等を対象に「ごみ減量チェックリスト（仮称）」を作成・配布する等、ごみ排出時に減量及び分別を意識できるような仕組みづくりを検討します。

ス 環境教育の推進

ゼロ・ウェイスト社会を推進するため、一人ひとりのレベルでのライフスタイルやビジネススタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。

地域の自治会・町内会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量等に関する情報を提供し、住民や事業者の意識の向上を図ります。

小中学生に対しては、学校での環境教育・環境学習の継続、川島町環境センターの施設見学や出前講座等を実施し、環境問題・循環型社会について考える機会を設けることを検討します。

また、住民や事業者からごみの減量及び資源化に関する自発的な取組、アイデア等を募集し、広報誌やホームページに掲載することで、取組の周知と実践の推進を図ります。

セ 事業者による適正処理の推進

排出者処理責任を徹底させ、事業者の自己責任によるごみ処理や資源化及び許可業者との契約を指導します。また、事業所でのごみの適正な管理についても情報提供等の実施を図ります。

ソ 事業者による排出の抑制

コピー時の紙類や容器包装類の削減に向けて、ペーパーレス化や包装の簡素化等の推進によって排出量の削減を図ります。

タ 事業者への情報提供

事業所でのごみの減量化・資源化の方法について、積極的な情報提供や業界団体等への連絡等を通じて、事業者がごみの減量化・資源化に取り組みやすい環境を整備します。また、必要に応じて事業所への訪問指導も検討します。

チ 枝・葉・草などの乾燥後の排出

水分を多く含んだ枝・葉・草などは、重量が大きく運搬が困難だけでなく、燃えにくいため、焼却炉への負担及び焼却にかかる経費も大きくなります。そのため、排出する際には十分に乾燥させることが重要です。今後も引き続き、枝・葉・草などを排出する際の乾燥の重要性をより積極的に発信し、周知を図ります。

ツ プラスチックごみ削減の推進

川島町環境センターの可燃ごみ中には、レジ袋やビニール袋が多く混入しています。現在、川島町では、広報誌でレジ袋削減の周知・啓発を実施し、マイバッグ運動を推進しています。今後も引き続き住民や小売業者に対して、買い物時のマイバッグ使用の啓発強化を図るとともに、過剰包装の抑制や簡易包装の推進についても周知・啓発を図ります。

テ ごみ処理手数料改定の検討

川島町では令和元年10月より、事業系ごみの処理手数料を250円/10kgに引き上げました。今後も事業系ごみの適正な処理を推進するためにも、社会情勢や近隣市町村の動向を考慮しつつ、定期的にごみ処理手数料の改定を検討します。

生活系ごみの処理手数料についても、排出抑制、資源化の推進、住民の意識向上を図るため、ごみの処理手数料の改定を検討します。

ト 再使用の推進

リユースショップ等に関する情報を積極的に提供し、家庭や事業所から排出された不用品の再使用の推進を図ります。

また、関係機関と連携して、不用品を必要としている住民に譲渡できる体制を構築する等、不用品を活用する仕組みづくりについても検討します。

ナ 有料化の検討

ごみ有料化は、可燃物や不燃物等を収集する段階で手数料を徴収するもので、ごみ処理費用の「受益者負担」を図り、ごみに対する意識の高揚、ごみ排出量の抑制、資源化の推進等を目的としています。

環境省では令和4年3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、国の方針としてもごみ有料化を推進しているため、ごみ処理の広域化に当たり、ごみ排出量の推移を確認しながら、ごみ有料化を検討します。

(2) 住民の役割

表 3-12 川島町のごみの排出抑制のための方策—減量化—（住民の役割）

番号	方策	内容
ア	家庭での食品ロス削減の推進	家庭での食品ロス削減方法の検討・実施
イ	フードドライブ、フードパントリーの推進	フードドライブ、フードパントリーへの協力
ウ	「1515運動」の推進	飲食店での「1515運動」の実施
エ	「てまえどり」の推進	小売店での「てまえどり」の実施
オ	「3キリすっきり運動」の推進	家庭での「3キリすっきり運動」の実施
カ	水キリの徹底	家庭での水キリの実施
キ	生ごみの自家処理の推進	生ごみ処理容器等の購入
ク	枝・葉・草などの乾燥後の排出	家庭から排出される枝・葉・草などの乾燥の徹底
ケ	プラスチックごみ削減の推進	レジ袋削減、マイバッグの携帯
コ	再使用の推進	リユースショップなどの積極的な利用

ア 家庭での食品ロス削減の推進

家庭から排出される食品ロスについては、食べきれない食材を買わない、食べられる分だけ調理する、食材が傷みにくい保存方法を選ぶ、外食時に残った食事を持ち帰り可能か尋ねる等、家庭でできる食品ロス削減方法を検討・実施します。

イ フードドライブ、フードパントリーの推進

川島町・吉見町を中心にNPO法人と連携したフードドライブやフードパントリーへ食料の提供を通じて協力します。

ウ 「1515運動」の推進

宴会での食べ残しを削減するため、冒頭15分は食事を楽しみ、お開き前の15分で食事を食べきることを推奨する「1515運動」を実施します。

エ 「てまえどり」の推進

すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を意識し、実行します。

オ 「3キリすっきり運動」の推進

家庭において、水キリ、食べキリ、使いキリの「3キリすっきり運動」を実施します。

カ 水キリの徹底

生ごみの水キリは、ごみの減量に大きく役立つため、家庭における水キリ後の排出の徹底を心がけます。

キ 生ごみの自家処理の推進

生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等により自家処理を行い、ごみの排出を減らします。

ク 枝・葉・草などの乾燥後の排出

枝・葉・草などを排出する際は、十分に乾燥させることを意識します。

ケ プラスチックごみ削減の推進

レジ袋削減、マイバッグの携帯を意識します。

コ 再使用の推進

リユースショップ等に関する情報を積極的に得て、家庭から排出される不用品の再使用の推進に協力します。

(3) 事業者の役割

表 3-13 川島町のごみの排出抑制のための方策—減量化—（事業者の役割）

番号	方策	内容
ア	事業者からの食品ロス削減の推進	事業者からの食品ロス削減方法の検討・実施
イ	フードドライブ、フードパントリーの推進	フードドライブ、フードパントリーへの協力
ウ	「1515運動」の推進	事業所での「1515運動」の啓発
エ	「てまえどり」の推進	事業所での「てまえどり」の啓発
オ	「3キリすっきり運動」の推進	事業所での「3キリすっきり運動」の実施
カ	水キリの徹底	事業所での水キリの実施
キ	事業者からの生ごみの減量の推進	生ごみ処理機の導入や資源化の検討
ク	事業者による適正処理の推進	事業者の排出者責任の徹底
ケ	事業者による排出の抑制	事業所からの紙類・容器包装類の削減
コ	枝・葉・草などの乾燥後の排出	事業所から排出される枝・葉・草などの乾燥の徹底
サ	プラスチックごみ削減の推進	事業所でのレジ袋削減・マイバッグ運動の啓発
シ	再使用の推進	リユースショップなどの規模拡大

ア 事業者からの食品ロス削減の推進

小盛りメニューの設定や消費者の要望に応じた量の調整、食べ残し削減の呼びかけを通じて、事業者からの食品ロスを削減するほか、やむを得ず廃棄する食品の資源化を推進します。

イ フードドライブ、フードパントリーの推進

川島町・吉見町を中心にNPO法人と連携したフードドライブやフードパントリーへ食料の提供を通じて協力します。

ウ 「1515運動」の推進

宴会での食べ残しを削減するため、冒頭15分は食事を楽しみ、お開き前の15分で食事を食べきることを推奨する「1515運動」の呼びかけを図ります。

エ 「てまえどり」の推進

すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」が実施されるよう、

呼びかけ等を行います。

オ 「3キリすっきり運動」の推進

事業所において、水キリ、食べキリ、使いキリの「3キリすっきり運動」を実施します。

カ 水キリの徹底

生ごみの水キリは、ごみの減量に大きく役立つため、事業所における水キリ後の排出の徹底を心がけます。

キ 事業者からの生ごみの減量の推進

事業系ごみの減量には事業者からの生ごみの減量が有効であるため、生ごみを多く排出する事業者は、生ごみ処理機の導入や資源化に向けた事業者の活用を検討します。

ク 事業者による適正処理の推進

排出者処理責任を認識し、適正な処理を行います。

ケ 事業者による排出の抑制

コピー時の紙類や容器包装類の削減に向けて、ペーパーレス化や包装の簡素化等の推進によって、排出量の削減を図ります。

コ 枝・葉・草などの乾燥後の排出

枝・葉・草などを排出する際は、十分に乾燥させることを意識します。

サ プラスチックごみ削減の推進

レジ袋削減やマイバッグ運動の啓発に協力します。また、過剰包装の抑制や簡易包装の推進も図ります。

シ 再使用の推進

リユースショップ等に関する情報を積極的に得て、事業所から排出された不用品の再使用の推進を図ります。

2. 桶川市

(1) 市の役割

表 3-14 桶川市のごみの排出抑制のための方策—減量化—（市の役割）

番号	方策	内容
ア	ごみの減量や分別の徹底における広報・啓発の強化	家庭及び事業者からのごみの減量や分別の徹底の周知強化
イ	家庭での食品ロス削減の推進	家庭での食品ロス削減方法の周知強化
ウ	事業者からの食品ロス削減の推進	事業者からの食品ロス削減方法の周知強化
エ	フードドライブの推進	フードドライブの開催と周知強化、窓口拡大の推進
オ	「1515運動」の推進	「1515運動」の周知強化
カ	「てまえどり」の推進	「てまえどり」の周知強化
キ	食品ロス実態調査の実施	食品ロス実態調査の実施に向けた検討
ク	「3きり運動」の推進	「3きり運動」の周知強化
ケ	水切りの徹底	水切りの啓発・水切り方法の周知強化
コ	生ごみの自家処理の推進	生ごみ処理容器等購入時の補助金の交付、制度の周知強化
サ	事業者からの生ごみの減量の推進	生ごみの自己処理の推奨や業者の紹介
シ	環境教育の推進	出前講座や桶川市環境センターの施設見学などの環境教育の推進
ス	事業者による適正処理の推進	事業者の排出者責任の徹底の周知強化
セ	事業者による排出の抑制	事業者ごみの紙類・容器包装類削減の啓発
ソ	事業者への情報提供	事業者へのごみの減量化・資源化に関する情報提供
タ	枝・葉・草などの乾燥後の排出	排出時の枝・葉・草などの乾燥の周知強化
チ	プラスチックごみ削減の推進	レジ袋削減・マイバッグ運動の啓発
ツ	ごみ処理手数料改定の検討	ごみ処理手数料の改定を検討
テ	再使用の推進	リユースショップなどの情報提供
ト	事業者としての市の率先行動	公共施設等から発生するごみの減量化の取組の実施・啓発
ナ	ごみ減量化に向けた組織との連携	「桶川市ごみ減量化対策推進協議会」との連携
ニ	有料化の検討	ごみの有料化の検討

ア ごみの減量や分別の徹底における広報・啓発の強化

家庭及び事業者からのごみ排出量の減量及び分別の徹底に向けた意識を向上させるため、引き続きホームページや広報により周知を強化します。広報・啓発に際しては、目に入りやすいようなPR方法やレイアウトを意識し、より効果的なものとします。イベントや講座等の機会を通じた分別に係る啓発も引き続き行います。

また、今後の高齢化の進行も考慮し、高齢者の方にもわかりやすいパンフレット等を通じた広報活動や情報提供の充実を図ります。

さらに、住民が循環型社会の一員であることの周知を図り、4Rが実践されるライフスタイル・オフィススタイルの構築の支援を図ります。

イ 家庭での食品ロス削減の推進

SDGsにおいて食品ロスについて取り上げられたことや食品ロス削減推進法の制定によって、食品ロスに対する関心が高まっており、現在、桶川市では、ホームページを通じて食品ロス情報や削減方法を啓発しています。今後も引き続き、家庭から排出される食品ロスについては、食べきれない食材を買わない、食べられる分だけ調理する、食材が傷みにくい保存方法を選ぶ、外食時に残った食事を持ち帰り可能か尋ねる等、家庭でできる食品ロス削減方法に対する周知・啓発活動の強化を図ります。

また、賞味期限と消費期限の違いについて引き続き周知するとともに、料理レシピサイト（「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」）等の情報を発信し、食材を無駄にしないレシピを紹介する等、食品ロスの削減を図ります。

ウ 事業者からの食品ロス削減の推進

食品を取り扱う小売業者においては、小盛りメニュー等の設定や消費者の要望に応じた量の調整、食べ残し削減の呼びかけやポスターでの啓発等を通じて、事業者からの食品ロス削減を図ります。

また、やむを得ず廃棄する食品の資源化の推進も図ります。

エ フードドライブの推進

現在、桶川市では、埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーンに参加し、フードドライブ事業を実施しています。今後も引き続き、キャンペーンの周知を強化するとともに、受付窓口の拡大を図ります。

オ 「1515運動」の推進

宴会での食べ残しは、食堂・レストランでの食べ残しより多いといわれています。そのため、冒頭15分は食事を楽しみ、お開き前の15分で食事を食べきることを推奨する「1515運動」を今後も推進し、宴会での食べ残し量の削減を図ります。

カ 「てまえどり」の推進

事業者と協働し、すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の意識の周知を図ります。

キ 食品ロス実態調査の実施

食品ロスの削減には、まずは食品ロスの実態を把握することが重要です。今後は、現状を把握することでより有効な施策が実施できるよう、食品ロス実態調査の実施を検討します。

ク 「3きり運動」の推進

生ごみの減量に向けて、水きり、食べきり、使いきを啓発する「3きり運動」を推進し、より有効な手段で運動の周知・啓発を図ります。

ケ 水切りの徹底

生ごみの水切りは、ごみの減量に大きく役立ちます。今後も引き続き、ホームページ等を用いた水切りの周知・啓発や水切り方法の発信の強化を図ります。

コ 生ごみの自家処理の推進

桶川市では、生ごみ処理容器・減量化機器等補助金の交付を実施しています。今後は、購入費補助制度の継続・周知とともに、生ごみ処理容器の種類や機能等の情報も発信し、生ごみの自家処理の推進を図ります。

また、生ごみ処理容器等の購入が不要で、生ごみの堆肥化が可能であるダンボールコンポストの導入の推進を図ります。

サ 事業者からの生ごみの減量の推進

事業系ごみの減量には事業者からの生ごみの減量が有効です。そのため、生ごみを多く排出する事業者に対しては、自己処理の推奨や資源化に向けた業者の紹介を図ります。

シ 環境教育の推進

桶川市が開催する出前講座では、「みんなでつくる循環型社会」をテーマとして、SDGsやごみの減量化、リサイクルの重要性について情報発信や啓発を行っており、今後も引き続き開催することで、ごみの減量等に関する情報を提供し、住民や事業者の意識の向上を図ります。

ス 事業者による適正処理の推進

排出者処理責任を徹底させ、事業者の自己責任によるごみ処理や資源化及び許可業者との契約を指導します。また、事業所でのごみの適正な管理

についても情報提供等の実施を図ります。

セ 事業者による排出の抑制

埼玉県「事業系ごみ削減キャンペーン」に併せて、許可業者や一般事業者に対する啓発を引き続き行います。

ソ 事業者への情報提供

事業所でのごみの減量化・資源化の方法について、積極的な情報提供や業界団体等への連絡等を通じて、事業者がごみの減量化・資源化に取り組みやすい環境を整備します。

タ 枝・葉・草などの乾燥後の排出

水分を多く含んだ枝・葉・草などは、重量が大きく運搬が困難だけでなく、燃えにくいため、焼却炉への負担及び焼却にかかる経費も大きくなります。そのため、排出する際には十分に乾燥させることが重要です。今後も引き続き、枝・葉・草などを排出する際の乾燥の重要性をより積極的に発信し、周知を図ります。

チ プラスチックごみ削減の推進

現在、桶川市では、レジ袋削減の周知・啓発を実施し、マイバッグ運動を推進し、イベントや出前講座でエコバッグの配布を行っています。今後も引き続き住民や小売業者に対して、買い物時におけるマイバッグ使用の啓発を強化するとともに、過剰包装の抑制や簡易包装の推進についても積極的に周知・啓発を図ります。

ツ ごみ処理手数料改定の検討

平成 31 年 4 月より、桶川市環境センターに搬入されるごみの処理手数料を引き上げています。今後ごみの適正な処理を推進するためにも、社会情勢や近隣市町村の動向を考慮しつつ、定期的にごみ処理手数料の改定を検討します。

テ 再使用の推進

リユースショップ等に関する情報を積極的に提供し、家庭や事業所から排出された不用品の再使用の推進を図ります。

また、関係機関と連携して、不用品を必要としている住民に譲渡できる体制を構築する等、不用品を活用する仕組みづくりについても検討します。

ト 事業者としての市の率先行動

各課等に「桶川市ごみ減量化庁内推進委員」を配置し、庁内で連携を図り、公共施設等から発生するごみの減量化の取組の実施及び啓発に努める

とともに、進捗管理を行います。

ナ ごみ減量化に向けた組織との連携

住民、団体、事業者及び市が一体となり更なるごみ減量化等を推進するため設置した「桶川市ごみ減量化対策推進協議会」と連携を図り、ごみの減量化、資源化、再利用等に関する事項について協議し、市の施策として実施します。

ニ 有料化の検討

ごみ有料化は、可燃物や不燃物等を収集する段階で手数料を徴収するもので、ごみ処理費用の「受益者負担」を図り、ごみに対する意識の高揚、ごみ排出量の抑制、資源化の推進等を目的としています。

環境省では令和4年3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、国の方針としてもごみ有料化を推進しているため、ごみ処理の広域化に当たり、ごみ排出量の推移を確認しながら、ごみ有料化を検討します。

(2) 住民の役割

表 3-15 桶川市のごみの排出抑制のための方策—減量化—（住民の役割）

番号	方策	内容
ア	家庭での食品ロス削減の推進	家庭での食品ロス削減方法の検討・実施
イ	フードドライブの推進	フードドライブへの協力
ウ	「1515運動」の推進	飲食店での「1515運動」の実施
エ	「てまえどり」の推進	小売店での「てまえどり」の実施
オ	「3きり運動」の推進	家庭での「3きり運動」の実施
カ	水切りの徹底	家庭での水切りの実施
キ	生ごみの自家処理の推進	生ごみ処理容器の購入
ク	枝・葉・草などの乾燥後の排出	家庭から排出される枝・葉・草などの乾燥の徹底
ケ	プラスチックごみ削減の推進	レジ袋削減、マイバッグの携帯
コ	再使用の推進	リユースショップなどの積極的な利用

ア 家庭での食品ロス削減の推進

家庭から排出される食品ロスについては、食べきれない食材を買わない、食べられる分だけ調理する、食材が傷みにくい保存方法を選ぶ、外食時に残った食事を持ち帰り可能か尋ねる等、家庭でできる食品ロス削減方法を

検討・実施します。

イ フードドライブの推進

桶川市で実施されているフードドライブ事業へ食料の提供を通じて協力します。

ウ 「1515運動」の推進

宴会での食べ残しを削減するため、冒頭15分は食事を楽しみ、お開き前の15分で食事を食べきることを推奨する「1515運動」を実施します。

エ 「てまえどり」の推進

すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を意識し、実行します。

オ 「3きり運動」の推進

家庭において、水きり、食べきり、使いきりの「3きり運動」を実施します。

カ 水切りの徹底

生ごみの水切りは、ごみの減量に大きく役立つため、家庭における水切り後の排出の徹底を心がけます。

キ 生ごみの自家処理の推進

生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等により自家処理を行い、ごみの排出を減らします。

ク 枝・葉・草などの乾燥後の排出

枝・葉・草などを排出する際は、十分に乾燥させることを意識します。

ケ プラスチックごみ削減の推進

レジ袋削減、マイバッグの携帯を意識します。

コ 再使用の推進

リユースショップ等に関する情報を積極的に得て、家庭から排出される不用品の再使用の推進に協力します。

(3) 事業者の役割

表 3-16 桶川市のごみの排出抑制のための方策—減量化—（事業者の役割）

番号	方策	内容
ア	事業者からの食品ロス削減の推進	事業者からの食品ロス削減方法の検討・実施
イ	フードドライブの推進	フードドライブへの協力
ウ	「1515運動」の推進	事業所での「1515運動」の啓発
エ	「てまえどり」の推進	事業所での「てまえどり」の啓発
オ	「3きり運動」の推進	事業所での「3きり運動」の実施
カ	水切りの徹底	事業所での水切りの実施
キ	事業者からの生ごみの減量の推進	生ごみ処理機の導入や資源化の検討
ク	事業者による適正処理の推進	事業者の排出者責任の徹底
ケ	事業者による排出の抑制	事業所からの紙類・容器包装類の削減
コ	枝・葉・草などの乾燥後の排出	事業所から排出される枝・葉・草などの乾燥の徹底
サ	プラスチックごみ削減の推進	事業所でのレジ袋削減・マイバッグ運動の啓発
シ	再使用の推進	リユースショップなどの規模拡大

ア 事業者からの食品ロス削減の推進

小盛りメニューの設定や消費者の要望に応じた量の調整、食べ残し削減の呼びかけを通じて、事業者からの食品ロスを削減するほか、やむを得ず廃棄する食品の資源化を推進します。

イ フードドライブの推進

桶川市で実施されているフードドライブ事業へ事業者の立場から協力します。

ウ 「1515運動」の推進

宴会での食べ残しを削減するため、冒頭15分は食事を楽しみ、お開き前の15分で食事を食べきることを推奨する「1515運動」の呼びかけを図ります。

エ 「てまえどり」の推進

すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」が実施されるよう、

呼びかけ等を行います。

オ 「3きり運動」の推進

事業所において、水きり、食べきり、使いきりの「3きり運動」を実施します。

カ 水切りの徹底

生ごみの水切りは、ごみの減量に大きく役立つため、事業所における水切り後の排出の徹底を心がけます。

キ 事業者からの生ごみの減量の推進

事業系ごみの減量には事業者からの生ごみの減量が有効であるため、生ごみを多く排出する事業者は、生ごみ処理機の導入や資源化に向けた事業者の活用を検討します。

ク 事業者による適正処理の推進

排出者処理責任を認識し、適正な処理を行います。

ケ 事業者による排出の抑制

コピー時の紙類や容器包装類の削減に向けて、ペーパーレス化や包装の簡素化等の推進によって、排出量の削減を図ります。

コ 枝・葉・草などの乾燥後の排出

枝・葉・草などを排出する際は、十分に乾燥させることを意識します。

サ プラスチックごみ削減の推進

レジ袋削減やマイバッグ運動の啓発に協力します。また、過剰包装の抑制や簡易包装の推進も図ります。

シ 再使用の推進

リユースショップ等に関する情報を積極的に得て、事業所から排出された不用品の再使用の推進を図ります。

第4節 ごみの排出抑制のための方策—資源化—

1. 川島町

(1) 町の役割

表 3-17 川島町のごみの排出抑制のための方策—資源化—（町の役割）

番号	方策	内容
ア	容器包装の資源回収量の増加	容器包装の資源回収・ごみ分別の徹底の周知強化
イ	集団資源回収事業報奨金の継続	集団資源回収事業報奨金の継続
ウ	店頭回収の推進	店頭回収の協力店舗拡大・回収品目増加の推進
エ	拠点回収の推進	小型家電の拠点回収の周知・拠点回収場所の拡大の検討
オ	資源化対象品目の拡大	資源化対象品目に関する情報収集・資源化の検討
カ	事業系ごみの資源化の推進	事業系ごみの適正な分別排出による資源化の推進
キ	事業系生ごみの資源化の推進	事業系生ごみの資源化の推進
ク	資源化後の利用先確保	資源化後の利用先確保・周知
ケ	中小事業所による事業系ごみの「共同排出」	中小事業所による事業系ごみの共同排出の検討

ア 容器包装の資源回収量の増加

現在、容器包装（プラスチック製・紙製）は資源ごみに指定されていますが、可燃ごみ中への混入が多いのが現状です。今後も引き続き、容器包装（プラスチック製・紙製）の資源回収量増加に向けて、ごみの分別の徹底の周知・啓発の強化を図ります。

イ 集団資源回収事業報奨金の継続

今後も集団回収量を維持・増加させるため、集団資源回収事業報奨金の交付を継続して行います。

ウ 店頭回収の推進

現在、スーパー等の販売店で食品トレーや紙パック等の店頭回収が行われています。また、不要な洋服を店頭で回収している衣料品店もあります。今後も引き続き、販売店と協働してキャンペーンやPRの実施を図り、店頭回収の協力店舗の拡大も検討します。

また、回収品目の増加についても販売店とともに検討し、資源化の推進を図ります。

エ 拠点回収の推進

川島町では令和2年11月から、パソコン等の小型家電の宅配回収サービスや使用済インクカートリッジの公共施設での拠点回収を開始しています。今後も引き続き、拠点回収の周知・啓発を図り、拠点回収場所の拡大についても検討します。

また、近年のライフスタイルの多様化によって、指定日に合わせたごみ出しが困難となる家庭が増加する可能性があるため、古紙の回収量の増加に向けて公的施設を活用した拠点回収の実施を検討します。

オ 資源化対象品目の拡大

循環型社会の構築に向けて、資源化可能なものはできるだけ資源化することが重要です。また、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別・資源化が必要となっています。今後は、プラスチック使用製品廃棄物の分別・資源化について検討するとともに、剪定枝や草木類、紙おむつの資源化等も検討を行います。紙おむつの資源化については、民間企業のリサイクル施設で水溶化・分離処理を行い、再生パルプとプラスチックを回収している他自治体の事例を参考にしつつ、導入に向けた検討を行います。

また、廃食油（使用済天ぷら油）を回収し、燃料として再利用する取組等、資源化可能な対象品目についての情報収集に努めます。

カ 事業系ごみの資源化の推進

事業系一般廃棄物に含まれる資源ごみを適正に分別して排出し、資源化を推進することができるよう、周知・啓発を図ります。

キ 事業系生ごみの資源化の推進

スーパー等の小売店からの食品残渣や飲食店からの厨芥類等の事業系の食品廃棄物については、可能な限り事業者自身による資源化を推進するため、適切な回収・資源化業者の紹介等を図ります。

また、事業系生ごみの資源化後の利用先の確保は、事業者による生ごみの資源化の推進につながります。そのため、農業団体やNP0等と連携し、生ごみを活用した資源循環システムを構築することを検討します。

ク 資源化後の利用先確保

資源循環システムの構築には、資源ごみの効率的な収集だけではなく、資源化後の利用先の確保も重要です。そのため、利用先の拡大に向けて、行政においてグリーン購入を率先して行うほか、住民や事業者に対して、再生品やエコマーク商品等の情報提供を図り、利用先の周知・拡大に努めます。

ケ 中小事業所による事業系ごみの「共同排出」

中小事業所の場合、「共同排出」を行うことで、ごみ処理単価の軽減や資源回収量の増加等、ごみ処理に際してのスケールメリットを得ることができます。今後は「共同排出」の実施に向けて検討を行います。

(2) 住民の役割

表 3-18 川島町のごみの排出抑制のための方策—資源化—（住民の役割）

番号	方策	内容
ア	容器包装の資源回収量の増加	容器包装の資源回収への協力・ごみ分別の徹底
イ	店頭回収の推進	店頭回収への協力
ウ	拠点回収の推進	拠点回収への協力

ア 容器包装の資源回収量の増加

容器包装（プラスチック製・紙製）の資源回収量増加に向けて、ごみの分別を徹底します。

イ 店頭回収の推進

衣料品店やスーパー等の販売店で行われている衣服、食品トレー、紙パック等の店頭回収に協力します。

ウ 拠点回収の推進

パソコン等の小型家電の宅配回収サービスや使用済みインクカートリッジの公共施設での拠点回収に協力します。

(3) 事業者の役割

表 3-19 川島町のごみの排出抑制のための方策—資源化—（事業者の役割）

番号	方策	内容
ア	容器包装の資源回収量の増加	容器包装の資源回収への協力・ごみ分別の徹底
イ	店頭回収の推進	店頭回収への協力
ウ	事業系ごみの資源化の推進	事業系ごみの資源化への協力
エ	事業系生ごみの資源化の推進	事業系生ごみの資源化への協力

ア 容器包装の資源回収量の増加

容器包装（プラスチック製・紙製）の資源回収量増加に向けて、ごみの分別を徹底します。

イ 店頭回収の推進

衣料品店やスーパー等の販売店で行われている衣服、食品トレイ、紙パック等の店頭回収や店頭回収の協力店舗の拡大、回収品目の増加に協力します。

ウ 事業系ごみの資源化の推進

製品や商品について、再生原材料の活用や再生利用への配慮等がされるよう、検討を行います。

エ 事業系生ごみの資源化の推進

事業系の食品廃棄物については、可能な限り事業者自身による資源化を推進するため、回収・資源化業者の情報を収集します。

2. 桶川市

(1) 市の役割

表 3-20 桶川市のごみの排出抑制のための方策—資源化—（市の役割）

番号	方策	内容
ア	店頭回収の推進	店頭回収の協力店舗拡大・回収品目増加の推進
イ	拠点回収の推進	使用済小型家電等の拠点回収の周知・拠点回収場所の拡大の検討
ウ	有機ごみの資源化の推進	枝・草等の有機ごみのチップ化の推進
エ	資源化対象品目の拡大	資源化対象品目に関する情報収集
オ	事業系ごみの資源化の推進	事業系ごみの適正な分別排出による資源化の推進
カ	事業系生ごみの資源化の推進	事業系生ごみの資源化の推進
キ	資源化後の利用先確保	資源化後の利用先確保・周知

ア 店頭回収の推進

現在、スーパー等の販売店で食品トレーや紙パック等の店頭回収が行われており、資源物の店頭回収を行っている店舗及び品目一覧を桶川市のホームページで公開し、住民への周知を図っています。今後も引き続き販売店と協働して、店頭回収の協力店舗の拡大も検討します。

イ 拠点回収の推進

桶川市では、使用済小型家電、使用済みインクカートリッジ、紙パック、蛍光灯、乾電池、水銀体温計等の拠点回収を実施しています。今後も引き続き、拠点回収の周知・啓発を強化するとともに、拠点回収場所の拡大についても検討します。

ウ 有機ごみの資源化の推進

桶川市では、公園や道路等から排出された枝・草などの有機ごみの処理を民間事業者に委託し、チップ化することでバイオマス発電の燃料として活用しています。今後も引き続き有機ごみの資源化を推進します。

エ 資源化対象品目の拡大

循環型社会の構築に向けて、資源化可能なものはできるだけ資源化することが重要です。引き続きプラスチック使用製品廃棄物、剪定枝、草木類等の資源化を行います。

また、紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等、資源化可能な対象品目についての情報収集に努めます。

オ 事業系ごみの資源化の推進

事業系一般廃棄物に含まれる資源ごみを適正に分別して排出し、資源化を推進することができるよう、周知・啓発を図ります。

カ 事業系生ごみの資源化の推進

桶川市では、食品リサイクルを行っている施設が所在する自治体と事前協議を行い、許可業者が収集運搬している事業系一般廃棄物を民間事業者の施設へ搬入しています。今後も引き続き食品残渣の資源化を推進し、循環型社会の形成を目指します。

キ 資源化後の利用先確保

資源循環システムの構築には、資源ごみの効率的な収集だけでなく、資源化後の利用先の確保も重要です。そのため、利用先の拡大に向けて、行政においてグリーン購入を率先して行うほか、住民や事業者に対して、再生品やエコマーク商品等の情報提供を図り、利用先の周知・拡大に努めます。

(2) 住民の役割

表 3-21 桶川市のごみの排出抑制のための方策—資源化—（住民の役割）

番号	方策	内容
ア	店頭回収の推進	店頭回収への協力
イ	拠点回収の推進	拠点回収への協力

ア 店頭回収の推進

現在、スーパー等の販売店で行われている食品トレーや紙パック等の店頭回収に協力します。

イ 拠点回収の推進

使用済小型家電、使用済みインクカートリッジ、紙パック、蛍光管、乾電池、水銀体温計等の拠点回収に協力します。

(3) 事業者の役割

表 3-22 桶川市のごみの排出抑制のための方策—資源化—（事業者の役割）

番号	方策	内容
ア	店頭回収の推進	店頭回収への協力
イ	事業系ごみの資源化の推進	事業系ごみの資源化への協力
ウ	事業系生ごみの資源化の推進	事業系生ごみの資源化への協力

ア 店頭回収の推進

現在、スーパー等の販売店で行われている食品トレーや紙パック等の店頭回収や店頭回収の協力店舗の拡大、回収品目の増加に協力します。

イ 事業系ごみの資源化の推進

製品や商品について、再生原材料の活用や再生利用への配慮等がされるよう、検討を行います。

ウ 事業系生ごみの資源化の推進

事業系の食品廃棄物については、可能な限り事業者自身による資源化を推進するため、回収・資源化業者の情報を収集します。

第5節 ごみの種類及び分別の区分

1. 川島町

現在、川島町は桶川市とごみ処理の広域化が計画されており、分別区分の統一も検討されていることから、分別区分の統一にあわせてごみの分別区分や排出方法を見直すことで、資源化の促進を図ります。

また、経費の面でも効率的なごみ処理体制を構築できるよう、ごみ集積所の設置数・設置場所について適宜見直しを行い、新たにごみ集積所を設置する際は、適切なごみ集積所の面積を確保できるように努めます。

表 3-23 川島町の分別区分

分別区分	
可燃ごみ	
粗大ごみ	
不燃ごみ・有害・危険	不燃ごみ
	有害
	危険
びん・かん・ペットボトル	びん
	かん
	ペットボトル
容器包装	プラスチック製
	紙製
紙・布類	新聞紙
	雑誌・雑紙
	ダンボール
	紙パック
	布類

2. 桶川市

現在、桶川市は川島町とごみ処理の広域化が計画されており、分別区分の統一も検討されていることから、分別区分の統一にあわせてごみの分別区分や排出方法を見直すことで、資源化の促進を図ります。

また、経費の面でも効率的なごみ処理体制を構築できるよう、ごみ集積所の設置数・設置場所について適宜見直しを行い、新たにごみ集積所を設置する際は、適切なごみ集積所の面積を確保できるように努めます。

表 3-24 桶川市の分別区分

分別区分
燃やせるごみ
粗大ごみ
その他ごみ
金属・ガラス・乾電池
プラスチック
紙製の容器と包装紙
古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック

第6節 ごみ処理方法及び処理主体

1. 川島町

(1) 収集・運搬計画

① ごみ集積所の適正な管理の継続

ごみ集積所の適正な運営・管理については、今後も引き続き、自治会と連携して住民への指導強化を推進し、地域環境の美観・衛生の維持を図り、ごみ集積所に出された資源ごみの持ち去り禁止に関する周知・啓発も推進します。

また、ごみ出しルール・マナーの徹底のため、広報やホームページ等を活用して住民に対するPRや意識啓発を引き続き実施することに加え、巡回パトロール等も実施します。ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、川島町の職員が直接、指導を行うことも検討します。

② 処理施設での搬入物検査の実施

現在、川島町環境センターに搬入される事業系ごみの搬入物検査を不定期に実施し、分別と適正搬入の指導を行っています。今後は搬入物検査を定期的に実施し、抑止力の強化を図るとともに、資源となるごみの混入が多い場合には、持ち帰りを指導することも検討します。

③ 安全なごみ収集の継続

スプレーかん、カセットボンベ、小型充電式電池、プラスチック製玩具に内蔵された電池等は、不適切な捨て方をするとごみ収集車両やごみ処理施設での火災につながる可能性があります。そのため、住民にごみの分別と適切な排出方法の周知・啓発を図ります。

また、収集・運搬業者に対して、収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭等生活環境への影響を及ぼさないよう、適正な指導を行います。

④ 効率的な収集・運搬体制の構築

ごみ排出量の増減やごみ集積所への排出状況等に応じて、収集頻度や収集ルートについて、適宜検討を行います。

⑤ 多様なごみ収集方法の検討

住民全員が快適な生活を送るため、特に高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯）や障がい者・要介護者のいる世帯に対しては、現在のごみ収集方法に代わる方法の検討が必要です。そのため、現在実施している「ふれあい戸別収集」を今後も継続し、制度の周知の強化を図ります。

また、今後の高齢化の進行に伴う在宅医療や在宅介護の増加により、家庭から一般のごみと区別して処理・処分する必要がある医療系廃棄物の排出が増加することが予想されます。そのため、医療関係機関等と連携を図り、適正な収集・処理を行えるよう、情報収集及び必要な対策について検討します。

(2) 中間処理計画

① 適正なごみ処理体制の確保

適正な中間処理は、環境負荷の削減やごみ処理経費の削減にもつながります。川島町では現在も、適切な点検・管理の下で川島町環境センターの運営を行っていますが、ごみ処理施設の老朽化が進んでいるのが現状です。そのため、桶川市と共同で新ごみ処理施設を整備し、新ごみ処理施設の稼働が開始するまで、現在のごみ処理施設の適切な維持管理に努めます。

② 環境に配慮したごみ処理体制の確保

廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法の規定に従い、環境にも配慮した維持管理・監視体制を徹底するほか、回収された資源物については、適正かつ有用に資源化が行われるよう、民間事業者と協働しながら検討します。

③ 災害時の対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害によるごみ処理施設の被災等により、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備え、引き続き近隣自治体との連携体制の構築を図ります。

(3) 最終処分計画

川島町では、今後も不燃ごみの残渣等を民間事業者へ委託し、資源化を行います。

2. 桶川市

(1) 収集・運搬計画

① ごみ集積所の適正な管理の継続

ごみ集積所の適正な運営・管理については、今後も引き続き、自治会と連携して住民への指導強化を推進し、地域環境の美観・衛生の維持を図り、ごみ集積所に出された資源ごみの持ち去り禁止に関する周知・啓発も推進します。

また、ごみ出しルール・マナーの徹底のため、広報やホームページ等を活用して住民に対するPRや意識啓発を引き続き実施することに加え、巡回パトロール等も実施します。ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、桶川市の職員が直接、指導を行います。

② 処理施設での搬入物検査の実施

現在、桶川市環境センターに搬入される事業系ごみの搬入物検査を定期的に実施し、分別と適正搬入の指導を行っています。今後も引き続き搬入物検査を実施し、抑止力の強化を図ります。

③ 安全なごみ収集の継続

スプレーかん、カセットボンベ、小型充電式電池、プラスチック製玩具に内蔵された電池等は、不適切な捨て方をするとごみ収集車両やごみ処理施設での火災につながる可能性があります。そのため、住民にごみの分別と適切な排出方法を周知・啓発を図ります。

また、収集・運搬業者に対して、収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭等生活環境への影響を及ぼさないよう、適正な指導を行います。

④ 効率的な収集・運搬体制の構築

ごみ排出量の増減やごみ集積所への排出状況等に応じて、収集頻度や収集ルートについても適宜検討を行います。

⑤ 多様なごみ収集方法の検討

住民全員が快適な生活を送るため、特に高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯）や障がい者・要介護者のいる世帯に対しては、現在のごみ収集方法に代わる方法の検討が必要です。そのため、現在実施している「訪問収集」を今後も継続し、制度の周知の強化を図ります。

また、今後の高齢化の進行に伴う在宅医療や在宅介護の増加により、家庭から一般のごみと区別して処理・処分する必要がある医療系廃棄物の排出が増加することが予想されます。そのため、医療関係機関等と連携を図り、適正な収集・処理を行えるよう、情報収集及び必要な対策について検討します。

(2) 中間処理計画

① 適正なごみ処理体制の確保

適正な中間処理は、環境負荷の削減やごみ処理経費の削減にもつながります。現在、桶川市では、適切な点検・管理の下、桶川市環境センターの運営を行っています。ごみ処理施設の老朽化が進み、ごみ焼却施設は、現在稼働停止しています。そのため、川島町と共同で新ごみ処理施設を整備し、新ごみ処理施設が稼働を開始するまで、桶川市環境センターのストックヤード、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの適切な維持管理に努めます。また、回収された資源物については、民間事業者と協働し資源化を推進します。

さらに、桶川市では現在、燃やせるごみの処理を委託していることから、新ごみ処理施設の稼働が開始するまで、安定的に燃やせるごみを処理できるよう、他の自治体等の協力をいただくとともに、ごみの分別の徹底に努めます。

② 災害時の対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害によるごみ処理施設の被災等により、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備え、引き続き近隣自治体との連携体制の構築を図ります。

(3) 最終処分計画

① 最終処分先の確保

今後とも不燃残渣を適切に処分することができるよう、民間事業者と連携して現在の最終処分体制を維持し、最終処分先の安定確保に努めます。

② 最終処分量の低減

焼却残渣や不燃残渣の資源化量の拡充を図り、最終処分量の削減を推進します。

③ 最終処分の将来計画

不燃残渣の処分方法について、引き続き検討します。

第7節 ごみ処理施設の整備

1. 川島町

川島町環境センターの焼却施設は、稼働開始から 40 年以上経過し、老朽化が進んでおり、その他のごみ処理施設についても老朽化が進んでいることから、桶川市とごみ処理の広域化により、新しいごみ処理施設の整備が計画されています。

新ごみ処理施設について、現在のごみ処理施設よりも環境負荷が低減され、循環型社会に貢献し、かつ経済性にも優れた施設となるよう、引き続き検討を進めるとともに、災害のリスクにも対応できるよう、現在よりも強靱なごみ処理体制の構築を図ります。

2. 桶川市

桶川市環境センターのごみ焼却施設は、稼働開始から 40 年以上経過し、老朽化により平成 31 年 3 月 31 日で稼働を停止しています。また、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターについても同様に老朽化が進んでいることから、川島町とごみ処理の広域化により、新しいごみ処理施設の整備が計画されています。

新ごみ処理施設について、現在のごみ処理施設よりも環境負荷が低減され、循環型社会に貢献し、かつ経済性にも優れた施設となるよう、引き続き検討を進めるとともに、災害のリスクにも対応できるよう、現在よりも強靱なごみ処理体制の構築を図ります。

新ごみ処理施設は川島町内に建設予定のため、桶川市環境センターの跡地の利用方法についても、廃棄物処理に関する諸課題を解決するために活用することを最優先としつつ、全市的な視点からも検討することとします。

3. 広域

(1) 分別区分の相違点

両市町の分別区分の相違点を次に示します。

プラスチック使用製品廃棄物は、川島町は「可燃ごみ」、桶川市は「プラスチック」として分別収集しています。令和20年度において、川島町の可燃ごみ 2,163tのうちプラスチック使用製品廃棄物は約150tと推計されます。

令和4年4月から「プラスチック資源循環促進法」が施行され、容器包装プラスチックだけでなくプラスチック使用製品廃棄物も含むプラスチック類の分別回収及び資源化について検討が進められています。また、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別・資源化が循環型社会形成推進交付金の交付要件となっているので、今後新ごみ処理施設を整備する場合は、プラスチック使用製品廃棄物の資源化を視野に入れた分別区分を検討していく必要があります。

ペットボトル及び容器包装プラスチックは、川島町はそれぞれ分別収集してい

るのに対し、桶川市は「プラスチック」としてまとめて分別収集しています。びん類及びかん類についても、川島町はそれぞれ分別収集しているのに対し、桶川市は「金属・ガラス・乾電池」としてまとめて分別収集しています。

川島町の「不燃ごみ」「有害」「危険」にあたるものは、桶川市ではそれぞれ「金属・ガラス・乾電池」又は「その他」として分別収集しています。また、桶川市の「その他ごみ」に当たるものは、川島町では「可燃ごみ」又は「不燃ごみ・有害・危険」として分別収集しています。また、表 3-25に記載がないごみについても、分別区分が異なるごみが多数存在します。

表 3-25 両市町の分別区分

対象ごみ	分別区分	
	川島町	桶川市
プラスチック使用 製品廃棄物	可燃ごみ	プラスチック
ペットボトル	ペットボトル (びん・かん・ペットボトル)	プラスチック
容器包装 プラスチック	プラスチック製 (容器包装)	プラスチック
びん類	びん (びん・かん・ペットボトル)	金属・ガラス・乾電池
かん類	かん (びん・かん・ペットボトル)	金属・ガラス・乾電池
川島町の 「不燃ごみ」	不燃ごみ (不燃ごみ・有害・危険)	金属・ガラス・乾電池 その他ごみ
川島町の 「有害」	有害 (不燃ごみ・有害・危険)	金属・ガラス・乾電池 その他ごみ
川島町の 「危険」	危険 (不燃ごみ・有害・危険)	金属・ガラス・乾電池 その他ごみ
桶川市の 「その他ごみ」	可燃ごみ 不燃ごみ・有害・危険	その他ごみ

(2) その他の相違点

① 名称の相違点

両市町における分別区分の名称の相違点を次に示します。表 3-25で示した分別区分の相違点も含め、両市町では11区分で名称が異なります。

表 3-26 両市町の分別区分の名称

分別区分の名称	
川島町	桶川市
可燃ごみ	燃やせるごみ
びん (びん・かん・ペットボトル)	金属・ガラス・乾電池
かん (びん・かん・ペットボトル)	金属・ガラス・乾電池
ペットボトル (びん・かん・ペットボトル)	プラスチック
プラスチック製 (容器包装)	プラスチック
紙製 (容器包装)	紙製の容器と包装紙
不燃ごみ (不燃ごみ・有害・危険)	金属・ガラス・乾電池 その他ごみ
有害 (不燃ごみ・有害・危険)	金属・ガラス・乾電池 その他ごみ
危険 (不燃ごみ・有害・危険)	金属・ガラス・乾電池 その他ごみ
新聞紙 雑誌・雑紙	新聞紙・雑誌
布類	古着

② 収集及び処理体制の相違点

中間処理において、川島町の「不燃ごみ」「有害」「危険」にあたるものはすべて民間事業者に委託し、資源化しており、桶川市の「その他」にあたるもののうち陶磁器類以外は、民間事業者に委託し、埋立処分しています。

また、川島町では焼却残渣を民間事業者に委託し、資源化しているのに対し、桶川市では民間事業者に委託し、焼却残渣の一部を最終処分しています。

(3) 検討の方向性

分別区分については、統一の可否や分別をどの程度詳細に行うか等は、新ごみ処理施設での受入体制や施設の仕様にも影響するため、早期に検討を行います。

分別区分の名称については、両市町の住民にとってわかりやすい名称となるよう住民目線の観点から検討を行います。

収集及び処理体制についても、統一の可否も含めて、両市町の住民の生活に支障が出ないように、最大限配慮しながら検討を進めます。

ごみ処理基本計画
令和 6 年（2024 年）5 月

川島町・桶川市

ごみ処理基本計画は、埼玉県ふるさと
創造資金の補助を受けて作成しまし
た。

